

平成31年 2月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
15番	武田正樹	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10番	平野広行	11番	三浦義光
-----	------	-----	------

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安藤正明	副市長	大木博雄
教育長	奥山 巧	総務部長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	村瀬美樹	開発部長	安井耕史
教育部長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
民生部次長兼 福祉課長	山下正巳	開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史
開発部次長兼 都市計画課長	大野勝貴	会計管理者	山田 淳
教育部次長兼 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安井文雄	教育部次長兼 図書館長	横山和久
監査委員 事務局長	羽飼和彦	総務課長	佐藤文彦
財政課長	佐藤雅人	秘書企画課長	安井幹雄
危機管理課長	伊藤淳人	税務課長	佐野智雄
収納課長	服部朋夫	市民課長	梅田英明
保険年金課長	服部利恵	環境課長	柴田寿文

健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5 議案第1号	平成31年度弥富市一般会計予算
日程第6 議案第2号	平成31年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第7 議案第3号	平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第8 議案第4号	平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第9 議案第5号	平成31年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第10 議案第6号	平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第11 議案第7号	平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第12 議案第8号	弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第13 議案第9号	弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第10号	弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第11号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第16 議案第12号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第13号	弥富市文化広場条例の一部改正について

- 日程第18 議案第14号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 市道の廃止について
- 日程第29 議案第25号 市道の認定について
- 日程第30 議案第26号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第31 議案第27号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第28号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第29号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第30号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- （追加日程）
- 日程第35 発議第1号 弥富市議会基本条例の一部改正について
- 日程第36 議会運営委員会委員の欠員補充の選任について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして報告をいたします。

西尾張CATVより、本日の撮影と放映、市側よりの撮影許可をされたい旨の申し出がございました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成31年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月22日までの24日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付をしてありますので、よろしく願いをいたします。

去る2月15日、朝日将貴君から、2月18日をもって議員辞職したい旨の願い出がありました。地方自治法第126条の規定により同日これを許可いたしましたので、御報告をいたします。

また、議会広報編集特別委員会にて委員長に高橋八重典議員が互選をされ、副委員長が欠けましたので、副委員長に那須英二議員が互選されましたので、御報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、諮問第1号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

平成31年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、大谷美成子氏が平成31年6月30日任期満了のため、その後任者として児玉日佐美氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

諮問第1号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第5 議案第1号 平成31年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成31年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成31年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、議案第1号から日程第11、議案第7号まで、以上7件を一括議題といたします。

安藤市長に平成31年度予算編成に伴い、市政施政方針及び各議案についての提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） それでは、施政方針を申し述べます。

本日ここに、平成31年第1回弥富市議会定例会の開催に際し、市政運営に臨む私の所信と平成31年度予算につきまして、その概要を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様にご理解、御賛同を賜りますようお願いいたします。

初めに、本年は5月に新天皇が即位され、新元号となり、新しい時代の幕あけを迎えます。この時代の節目、本市におきましても、平成31年度を初年度とする市政運営の最も基本となる第2次弥富市総合計画が新たにスタートいたします。

本計画の基本構想につきましては、10年後のあるべき姿を見据えて、時代の潮流や社会経済情勢などに柔軟に対応するため、今後10年間の総合的、計画的なまちづくりの指針として、さきの12月議会定例会において議決をいただいたところであります。

この4月からは、本計画に基づき、市民の皆様との協働によるまちづくりを実践し、市民満足度を一層向上させることにより、ふるさと弥富への愛着と誇りを醸成し、あらゆる人に選ばれるまちとなるよう取り組んでまいります。

さて、現在、国や地方を取り巻く状況は、大きな転換期を迎えております。グローバル化の進展、技術革新の急速な進化、環境への意識の高まりなどが人々の価値観やライフスタイルの多様化をもたらし、その変化の速さは日々の生活においても実感できるものであります。

また、昨今の少子・高齢化社会の本格到来に伴い、労働力人口の減少による地域経済の活力低下が懸念される中、本市におきましては、生産年齢人口の減少に伴う将来的な市税収入の減少の可能性や、普通交付税の特例措置である合併算定がえの段階的削減のほか、少子・高齢化の影響による社会保障費の増加、老朽化するインフラや公共施設の更新、教育環境の

整備、安全・安心なまちづくりなど、取り組むべき事業は山積しており、今後はこれまで以上に厳しい財政状況が続くこととなります。

このような状況の中、私たちがこれから歩む道のりは決して平坦なものではありません。

私は、弥富市の持続的発展に向けた政策目的の実現のためには、改革すべきは改革し、また、これまでの市政の着実な歩みを支えてきた取り組みを生かし、継続すべきものはさらにその充実させるといった柔軟な再構築の視点に立ち、財政健全化とのバランスに細心の注意を払いながら、まちづくりに取り組んでまいります。

これから、市民の皆様、議員の皆様とともに新しいものをつくり出す力、つまり想像力を発揮し、前例や常識にとらわれることのない弥富市独自の解決策を生み出すことにより、目の前の課題は一つ一つ着実に乗り越えられ、そして新しい弥富市へとつながっていくものと信じております。

その現状を市民の皆様、議員の皆様にご理解をお願いして、あわせて各種施策に御協力賜りますようお願いをいたします。

それでは、平成31年度基本方針を述べさせていただきます。

平成31年度の市政運営に当たっての重要な視点として、次の3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、「健やかに暮らせる、安心で安全なまちづくり」であります。

少子・高齢化や人口減少社会の急速な進展に対応するためには、人口増加や産業振興、地域社会の維持・活性化等に向けた新たな施策と、まちづくりのための体制が必要となります。

また、高度化、多様化する行財政需要への対応と、将来にわたり持続可能な行政運営を確立するためには、健全な財政基盤の確保や事務事業の効率化、行政サービスの最適化に向けた不断の取り組みを重ねていくことが重要であります。

これらの取り組みの推進に当たりましては、社会情勢の変化など、さまざまな課題に柔軟、迅速に対応するための職員の人材育成や組織づくりを進めることはもとより、市民力との連携が不可欠であります。そのためにも、多様な主体が市政に参加・参画していただける協働のまちづくりを推進してまいります。

さらに、第4次行政改革大綱に基づき、一層の自主財源の確保や業務の見直しを進め、あわせて現在策定を進めております公共施設再配置計画に基づく計画的な公共施設の再配置の実行と中長期的な財政負担の軽減に努めながら、市民満足度の高い行政サービスの実現に取り組んでまいります。

また、誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりは、行政での災害対策はもちろんのこと、市民や地域、企業、行政が手を取り合って、災害に強いまちづくりに取り組まなければなりません。

災害はいつ起きてもおかしくありません。日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、一人一人が防災に取り組む意識を高めていただき、自助・共助・公助によるみんなで作る安全・安心に暮らせる災害に強いまちの実現を目指していくため、引き続き重点課題として取り組んでまいります。

2点目は、「地域産業が元気で、生き生きと働けるまちづくり」であります。

本市を活力に満ちたまちにしていくためには、地域経済力向上の促進が重要であります。

商工会の支援と強化、商店の維持・活性化の推進等により、商業の振興に努めるとともに、企業支援や中小企業の持続支援を行ってまいります。

また、本市の基幹産業であります農業と地場産業の振興に努め、農産品のブランド強化や担い手の育成など、積極的に支援し、生産額の向上を図ってまいります。

さらに、本市の発展を握る重要施設の整備として、コンテナ岸壁整備やバース増加による港湾機能の強化など、関係機関との連携のもと、港湾地域等の整備促進を図り、市内での就業の場の確保に資するため、交通の要衝のまちとしての特性を生かし、港湾地域における物流関連企業等の立地誘導や既存企業の育成等を進めてまいります。

3点目は、「人が行き交い、魅力とにぎわいあふれるまちづくり」であります。

本市は、鉄道や広域道路網が充実した交通の要衝のまちとしての特性を持つとともに、海南こどもの国や弥富野鳥園、三ツ又池公園などの観光施設や、金魚、米、トマトなどの特産品があり、各シーズンには多くのお客様をお迎えし、観光の原動力となっています。

このような地域の特性、資源を最大限に生かした観光振興や交流拠点の創造を推進するとともに、安全性、快適性などの住みよさ、文化、自然などの魅力、豊かさ、美しさ、楽しさなど、本市の魅力を発信する取り組みに力を注ぎ、活力とにぎわいあふれるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、平成31年度の重点施策について、3つの重要な視点に基づく6つの基本目標に沿って申し上げます。

初めに、基本目標1. いつまでも住み続けたい安全・安心なまちでございます。

防災・減災対策について申し上げます。

市の災害対策にとって最重要となる情報発信について、通信環境の向上のため、移動系防災行政無線のデジタル化を行い、また、より多くの情報を収集、発信するため、愛知県が開発した市町村防災支援システムを導入してまいります。

自助・共助の役割、公助との連携におきまして、自主防災会、自治会、民生・児童委員、消防団、学校、保育所、地域包括支援センター、要配慮者施設、社会福祉協議会などの関係機関と防災ワークショップなどを行い、地域防災について、関係をより一層深めてまいります。

避難場所の確保として、民間施設等との官民協定や地域と企業等による民協定の支援にも引き続き取り組んでまいります。

本年は、伊勢湾台風から60年を迎えるのに合わせて、本市在住の劇作家で弥富市広報大使のやとみまたはち氏による、伊勢湾台風を題材としたミュージカルを上演いたします。

昨今、国内では、東日本大震災や西日本豪雨など大規模な災害が相次いで発生している中、市民の皆様に演劇という形で自助の大切さを改めて伝え、防災意識の向上につなげてまいります。

また、伊勢湾台風60年関連事業としまして、鍋田干拓の慰霊碑や伊勢湾台風殉難の塔など、市内に残る関連施設をめぐる見学会と被災者の体験談を聞く会、被災状況や復興の様子を伝える写真パネルなどを展示する「伊勢湾台風60年展」を8月から9月にかけて、総合社会教育センターや歴史民俗資料館で開催いたします。

新庁舎につきましては、大規模災害にも対処できる防災拠点として、また市民の皆様に安全で快適に御利用いただき、皆様に親しまれる庁舎として生まれ変わりますよう、平成30年1月に旧庁舎の解体工事に着手して以降、着実に工事を進めております。竣工は2020年1月末を予定しております。

工事期間中は、来庁者の皆様や近隣住民の皆様には御不便、御迷惑をおかけしますが、何とぞ御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

防犯・交通安全対策について申し上げます。

防犯カメラ設置につきましては、現在、市が設置しております台数を維持しながら、自治会への防犯カメラ設置補助を継続して実施してまいります。あわせて警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら、犯罪防止に取り組んでまいります。

また、交通死亡事故の根絶を目指し、高齢者向けの交通安全教室や警察、交通安全推進協議会などとの連携のもと、交通安全対策に取り組んでまいります。

続きまして、基本目標2．笑顔あふれる、健やかでともに支え合うまちでございます。

子育て支援の取り組みについて申し上げます。

子育て世帯の支援につきましては、就学前及び小学生の子供を持つ保護者を対象に行った子育てニーズ調査の結果に基づき、2020年度より実施する第2次子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、現状と課題を調査分析し、今後の方向性と事業展開の検討を行い、豊かで健やかな子供の未来を育むまちづくりの推進に引き続き取り組んでまいります。

年々利用者数が増加傾向にある放課後児童クラブにつきましては、平成31年4月から定員をふやし、充実を図ってまいります。

高齢者支援の取り組みについて申し上げます。

全ての高齢者の方が住みなれたまちで、健康で生きがいを持って、いつまでも安心して暮

らせるよう、地域包括ケアの構築を図ることで、基本理念である「生涯健康、生き生き、住みなれた地域で安心できるまち やとみ」の実現を目指してまいります。

要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減、重度化の防止といった理念を踏まえ、リハビリの専門職を地域サロン等へ派遣する地域リハビリテーション事業に取り組んでまいります。

増加が見込まれる認知症高齢者対策としまして、認知症地域支援推進員を活用した認知症カフェを開設し、認知症の悪化防止や介護する家族に対する助言を行いながら、介護の負担軽減を図ってまいります。また、引き続き予防教室やふれあいサロンを各地区で開催してまいります。

さらに、高齢者が運転する車等に絡む事故が多数発生しているため、自動車運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを進め、かつ返納後の代替交通として、タクシーの利用の一部を助成してまいります。

高齢者や障がい者等の方が、いつまでも尊厳を持った生き方ができるよう安心して生活していくために、蟹江町、飛鳥村、弥富市の3市町村で権利擁護・成年後見センターの設立に向けた準備委員会での調整を進めるとともに、介護保険制度の計画的かつ円滑な運用に努めてまいります。

また、福祉施設の整備につきましては、総合福祉センター利用者の利便性の向上を図るため、駐車場拡張整備事業に伴う整備工事を進めてまいります。

健康づくりの取り組みについて申し上げます。

健康都市宣言のもと、健康寿命のさらなる延伸を目指し、市民一人一人が自分の健康状態を自覚し、生活習慣病の予防を心がけ、自主的、主体的に健康づくりに取り組んでいかなければなりません。そのため、市民の皆様健康について関心を持っていただくことを目的に、毎年10月に健康フェスタを開催しております。

さらに、本年は、昨年からの健康づくり推進のため、幅広い世代で取り組めるラジオ体操の普及を目指し、CDを貸し出ししてまいりましたが、その集大成として、NHKラジオで放送される夏期巡回ラジオ体操を誘致し、運動習慣による健康維持、体力づくりを推進してまいります。

次に、母子保健事業としましては、不妊で悩んでいる夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費助成事業を実施してまいりますが、より多くの方に御利用いただけるように年齢制限を廃止し、対象者の拡充等を行うとともに、従来の妊産婦健診・歯科健診のほか、産後の体調不良や育児不安を抱える母親及び乳児に対し、医療機関で宿泊してサポートを行う産後ケア事業を新たに実施いたします。

また、乳幼児期の予防接種の受診勧奨を徹底し、効果的な感染症予防に努めるとともに、

妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援のための相談、支援体制の確立に努め、安心して子供を生み育てられるまちづくりに取り組んでまいります。

成人保健事業としましては、各種がん検診や特定健康診査の受診率向上を目指し、海南病院での総合がん検診や海部津島管内診療所での個別検診のほか、保健センター等で休日開催を含めた集団検診の実施など、さまざまな取り組みを行うほか、健康相談や健康教育などの充実も図り、生活習慣病の予防対策を促進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から大きく制度が変わりました。しばらくの間は、制度を円滑に進める上で公費の投入や激変緩和により、国民健康保険事業費納付金が押さえられていますが、今後、激変緩和がなくなっても国民健康保険が円滑に運営できる状態へ移行を行っていかないとはいけません。

本市においては、これまでの保険税の収納率の向上、医療費の適正化を図るためのレセプト点検の実施やジェネリック医薬品の普及促進、特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上に努めてまいりましたが、愛知県から示される納付金及び標準保険料率をもとに、法定外繰り入れの削減、資産割の解消等も踏まえ、国民健康保険税率の改定等も適切に対応していく必要があると考えております。

また、被保険者の健康の保持・増進を図り、病気の早期発見につなげるため、条件はありますが、時間の制約により健康診断を受診することが難しい方でも専用の検査キットを活用することにより、気軽に健康チェックを行うことのできる「スマホ de ドック」を実施するなど、健康事業に努め、医療費の抑制に努めてまいります。

障がい者支援の取り組みについて申し上げます。

障害者総合支援法における基本方針に即して定めることとした平成30年度から2020年度までの3カ年の第5期障がい福祉計画及び障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための第1期障がい児福祉計画に基づき、地域のあらゆる住民がお互いに認め合い住みなれた地域でともに支え合いながら安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けた取り組み等を計画的に推進してまいりたいと考えております。

その施策の一つとして、障がいのある方が地域の中で生活ができるよう、また親亡き後の生活の不安解消や自立した生活の場としての障がい者向けグループホームの早期建設の実現に向け、社会福祉法人などの関係機関との連携を深めるとともに、積極的に支援してまいります。

続きまして、基本目標3. 心豊かで文化を育む人づくりのまちでございます。

教育、文化、スポーツについて申し上げます。

心豊かで文化を育む人づくりを進めるために、次代を担う子供たちが豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人として成長することのできる環境を整えるとともに、市民が生

涯学習や文化、スポーツ活動を通じてさまざまな人と交流する中で、生き方や暮らし方の質を高め、充実した毎日を過ごすことも大切となります。生涯にわたり楽しく学べ、多彩な市民文化が創造されるまちづくりを推進してまいります。

学校教育につきましては、教職員の研修の充実とともに教育現場のサポートを行い、教職員の指導力や学校の経営力を向上させてまいります。また、校舎の大規模改修や食育の充実を図る給食の提供など、教育環境の整備を図りながら子供たちの確かな学力や豊かな心、健やかな体を基本とした総合的人間力の育成を目指してまいります。

教育委員会と相互連携を図る総合教育会議では、本市の目指す教育の基本となる弥富市教育大綱で知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を大綱の目指す姿とし、あすの弥富を担う人材育成と特色ある文化のまちづくりを重点的に推進することを掲げております。引き続き、教育政策の方向性や課題を話し合い、家庭や地域、学校などと一体となって、本市教育の充実、発展を目指してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましても、弥富市いじめ防止基本方針のもと、子供の人権を守ることを基本に、いじめの未然防止と早期発見する体制づくりを確立するとともに、弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、関係機関との連携の強化を図り、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

不登校対策につきましては、相談活動を充実させるとともに、市の適応指導教室アクティブを見直し、拡充開設することも検討しております。また、学校だけに頼るのではなく、地域の主任児童委員、民生・児童委員との懇談会を設け、課題を共有し、子供を多くの人で見守る体制を強化してまいります。

個別の施策といたしましては、平和教育推進事業の一環として、中学2年生の広島派遣を引き続き実施するとともに、平成31年度は、6月までに全小学校の普通教室にエアコンの設置を目指し、現在、工事契約の締結を終え、工事の準備に着手しております。

教職員の多忙化解消の支援といたしましては、中学校の部活動指導員の配置促進事業に加え、平成31年度からはスクール・サポート・スタッフ配置事業を実施するなど、各種支援員、市雇用の講師等の人的支援、校務支援ソフトの充実を図ることで、事務処理の負担軽減などできる限りのサポートをしてまいります。

本市の学校規模は、地区的に格差が生じておりますので第2次弥富市総合計画に基づき、大規模校においては良好な教育環境の保全に努め、小規模校については適正な配置となるよう取り組んでまいります。

生涯学習の推進につきましては、いつでも、どこでも、誰でもが生涯にわたって学び続けられる学習の機会や情報の提供に努め、市民相互の交流、地域や市民団体との連携を図り、市民が主体となった生涯学習活動ができる環境づくりを目指してまいります。

また、青少年健全育成につきましては、関係機関、関係団体、地域住民等が青少年の非行、被害防止に対する共通の理解と認識を深め、SNSやネットトラブル対策に関する啓発活動を行い、地域の青少年健全育成活動関係者や教職員の協力のもと、巡回活動などを実施してまいります。

スポーツの振興につきましては、市民一人一人が生涯にわたって健康で生き生きと暮らすため、健康づくりや競技スポーツまで、それぞれの体力に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができる環境を整備し、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催いたします。また、引き続き各施設の維持管理に努め、快適にスポーツのできる環境づくりに取り組んでまいります。

文化芸術の振興につきましては、文化協会やガイドボランティアとの協働により、文化財の活用を図りながら各種事業を行うとともに、本市より輩出した多くの文化人についても情報発信を行ってまいります。

続きまして、基本目標４．人と地域の資源を生かし、にぎわいを生み出すまちでございませう。

農業振興について申し上げます。

本市の重要な産業である農業への取り組みにつきましては、効率的な営農に向けて、担い手への農地集積、農地の適正な管理、集約化の推進に引き続き取り組んでまいります。

農業を取り巻く環境が大変厳しい中、今後ますます農業の体質強化が必要となってまいります。そのため、収益性の高い農産物の生産・販売、6次産業化への取り組みを引き続き支援し、地元でとれた安全・安心な農産物の地産地消を推進してまいります。

また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を引き続き支援してまいります。

商工業の振興について申し上げます。

企業誘致につきましては、栄南地区や港湾地域において順調に企業誘致が進んでおり、引き続き税収の確保や雇用機会の確保のため、愛知県や名古屋港管理組合等と連携し、航空宇宙産業を初め、名古屋港に関連する物流関連企業等の誘致を進めてまいります。

観光の振興について申し上げます。

地場産業である金魚、三ツ又池公園における芝桜を観光資源の中心として活用し、市の観光推進を図ってまいります。

4月には春まつりを初め、芝桜まつり、藤まつりを三花まつりとして、本市の観光事業として開催してまいります。また、地場産業である弥富金魚の魅力を市内外へPRしてまいります。

消費者対策の取り組みについて申し上げます。

インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化により、消費生活に関するさまざまな問題が発生しております。消費生活の多様化が進む中、消費者の安全と安心を確保することが重要となっています。これからも海部地域消費生活センターを中心として、海部地域の市町村と連携を組み、消費者教育・啓発や情報提供の強化、消費者生活相談体制の一層の充実に努めてまいります。

続きまして、基本目標 5. 良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまちでござい  
ます。

下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道事業につきましては、汚水適正処理構想に基づき、市街化区域及び人口集中地域を重点整備区域とし、効率的な公共下水道整備とコスト縮減の取り組みを進めることとします。今後も供用区間を拡大し、普及率の向上を図るとともに接続促進に努め、健全な事業運営に取り組んでまいります。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

広域交流基盤の強化のため、市内南北方向の道路網の充実、市街地の拠点機能の強化を見据えた道路整備を図るため、引き続き地域高規格道路一宮西港道路、都市計画道路名古屋第 3 環状線を初め、道路整備促進について関係機関へ積極的に要望してまいります。また、都市計画道路穂波通線を初めとする市道の整備を計画的、効率的に促進し、円滑な交通処理に努めてまいります。

道路の老朽化対策につきましては、橋梁の点検を計画的に実施するとともに、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などに基づき、計画的に修繕を実施し、道路の適正な管理を図ってまいります。

交通鋼の充実について申し上げます。

コミュニティバスにつきましては、2020年度の地域公共交通網形成計画の見直しに向けて、市地域公共交通活性化協議会において、各種調査のほかに住民アンケート、シンポジウム、ワークショップなど、住民の意向把握を行い、運行方法、バスの形態など、社会情勢やニーズの変化に合わせ、事業内容を検討してまいります。

新たな活力の創出について申し上げます。

名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転に当たり、地域貢献、にぎわい創出を呼び込むチャンスとして捉え、愛知県競馬組合に対して、防災面とにぎわい面から、魅力ある施設になるよう要望してまいります。

港湾地域等の整備促進について申し上げます。

今後、増加が見込まれるコンテナ貨物需要に対応するための新たなコンテナターミナルの整備や、名古屋港の魚釣り施設として鍋田埠頭先端の整備について、事業が早期に実現され

るよう、引き続き名古屋港管理組合を初めとする関係団体に要望してまいります。

続きまして、基本目標6. 市民と行政がつながり、ともにつくるまちでございます。

持続的な行財政運営について申し上げます。

本市では、1970年から80年代に集中的に建てられた公共施設がおおよそ15年から35年後に一斉更新の時期を迎え、財政負担が過度に集中してしまうことが予測されます。そのため、将来の財政負担を軽減し、次世代に良質な資産を引き継ぐため、平成31年度末を目途に公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再配置計画及び個別施設計画を策定してまいります。

また、平成31年度から始まります第2次弥富総合計画の主要事業に位置づける事務事業においては、内部評価だけでなく、学識者などによる外部からの複合的な視点を踏まえた外部評価を行ってまいります。

さらに、市政における重要な政策判断や政策研究を行うに当たり、行財政アドバイザーとして、学識者より専門的な見地からの助言、提案をいただくことといたしました。

このように、公共施設の総合的かつ計画的なマネジメントの推進や行政改革、行政評価等をこれまで以上に実効性のあるものとし、本市の持続的な行財政運営の実現を目指してまいります。

市民協働の推進、コミュニティの強化について申し上げます。

人口減少、少子・高齢化の時代を迎え、人々のニーズや地域課題は複雑、多様化している中、限られた予算や人材の中で行政サービスを継続していくことは、多様な分野での市民参加による協働のまちづくりを推進していくことが必要であります。

本市の将来を切り開くためにも、引き続き自治会、町内会や各コミュニティ推進協議会、地域活動団体への支援に努めてまいりますとともに、地域コミュニティの機能の強化を図るため、地域の団体と行政との連携のあり方を検討してまいります。

情報の共有について申し上げます。

市民の皆様と行政との情報、意識の共有化の推進につきましては、市広報紙、ホームページ、弥富市への手紙、御意見箱、ケーブルテレビやコミュニティエフエムなどを通じた正確でわかりやすい広報、広聴活動を行い、市民の皆様への情報提供や意見等の反映に努めてまいります。

以上、平成31年度の重点施策について申し上げます。

続きまして、平成31年度の予算について申し上げます。

平成31年度の予算規模は、一般会計172億2,000万円、前年度比3.4%減となりました。また、特別会計は6会計合わせまして94億2,887万3,000円、前年度比3.1%減で、一般会計、特別会計の総額は266億4,887万3,000円、前年度比3.3%減となりました。

本市の財政状況は、市税収入につきましては、景気の緩やかな回復による市民税と固定資

産税が増加するなど、前年度と比べて2億7,471万4,000円、3.4%増加しております。

一方、歳出面においては、社会保障関連、防災・減災対策、都市機能の充実などによる財政需要は年々増加しております。また、老朽化している公共施設の維持改修、更新など多額の費用負担が見込まれます。さらに、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されており、大変厳しい財政状況になっております。

こうした状況を踏まえ、全ての事務事業を見直し、精査し、優先順位をつけ、限られた財源を賢く使い、持続可能な社会の実現に向け、さらに市民の皆様のご生活向上や本市のさらなる発展に向け、必要な各種施策を推進してまいります。

結びに、冒頭に申し上げましたが、平成31年度は第2次弥富総合計画のスタートの年であります。

先ほど述べました予算編成に当たりましては、第2次弥富市総合計画に掲げた基本目標の実現に向け、重点化すべき施策を絞り込むなど、限られた財源を効果的、効率的に配分したところであります。

また、歳入に見合った歳出の予算を編成するという基本姿勢に立ち、徹底した経費の見直しを行いましたが、財源確保のため、財政調整基金を初めとする各種基金から繰り入れを行うなど、厳しい予算編成となりました。

私が就任当初から申し上げております新しい弥富市に生まれ変わるために、持続的な行財政運営の実現及び市民の皆様が安心して暮らせる弥富市を目指して、全力を傾注してまいります。

以上、市政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。

市民の皆様、議員の皆様には、市政運営に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。平成31年度に臨む私の施政方針といたします。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 当初予算につきまして御説明申し上げます。

議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を172億2,000万円、前年度対比3.4%の減となり、前年度を6億円下回る予算規模になりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税が堅調な伸びがあり、市税全体では前年度対比3.4%増の83億2,891万1,000円を見込み、歳入全体の48.4%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましては、平成28年度から普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮減されていることも考慮しながら、特別交付税と合わせて4億4,300万円を

計上いたしました。

国・県支出金につきましては、29億7,097万5,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事情の財源不足に充当するため、市債として庁舎整備事業債18億4,370万円を初めとして、25億5,100万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2 款総務費につきましては、新庁舎建設事業、コミュニティバス運行事業など、37億1,175万4,000円を計上いたしました。

3 款民生費につきましては、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、障がい者自立支援事業、要支援者等の多様な介護予防・日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業等、きめ細やかな対応を図るため、61億7,953万5,000円を計上し、一般会計予算の35.9%を占めるものでございます。

4 款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り組むため、11億1,089万4,000円を計上いたしました。

6 款農林水産業費につきましては、農業振興事務事業、水田農業構造改革事業、農業基盤整備事業、多面的機能支払事業など、魅力ある農業を実現するために11億1,570万円を計上いたしました。

7 款商工費につきましては、企業誘致事業、プレミアム付商品券発行事業費など、商工観光事業の発展等のために3億5,737万8,000円を計上いたしました。

8 款土木費につきましては、道路改良事業を初めとする道路ネットワーク整備と橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕等に重点的な配分をするとともに、道路維持事業、公園管理事業、市街地整備事業など9億928万4,000円を計上いたしました。

9 款消防費につきましては、愛知県防災行政無線設備や同報系防災行政無線基地局設備の新庁舎への移設など、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、8億3,919万5,000円を計上いたしました。

10 款教育費につきましては、小・中学校の環境改善のための工事費など、教育環境の充実を図るため、16億9,001万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第2号平成31年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、平成31年度は公共用地の先行取得の計画はありませんので、前年度と同額の1万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比5%減の40億2,200万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度

対比5.4%増の5億7,851万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成31年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、前年度対比1.7%減の31億4,035万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、機能強化対策工事費などを計上し、前年度対比2.8%増の4億1,100万円を計上いたしました。

最後に、議案第7号平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、公共下水道施設建設事業の施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比5.8%減の12億7,700万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案7件は、継続議会で審議をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第8号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第13 議案第9号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第10号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第16 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第13号 弥富市文化広場条例の一部改正について

日程第18 議案第14号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第19 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第20 議案第16号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 市道の廃止について
- 日程第29 議案第25号 市道の認定について
- 日程第30 議案第26号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第31 議案第27号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第28号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第29号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第30号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（堀岡敏喜君） 次に、日程第12、議案第8号から日程第34、議案第30号まで、以上23件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案15件、予算関係議案5件、法定議決議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、書面審理における弁明は電子情報処理組織を使用して行わないこととするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第10号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正につきま

しては、独立行政法人等に普通財産の減額譲渡等を行う場合は、議会の議決によることとするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、必要があるものであります。

次に、議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、いじめ問題専門委員会委員等の報酬日額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号弥富市文化広場条例の一部改正につきましては、市民プールを廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、児童クラブ施設等の利用に関する規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市遺児手当支給条例の一部改正につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、介護サービス事業者の指定等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め

るため、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号市道の廃止につきましては、道路事業等に伴い、関係路線を廃止するものであります。

次に、議案第25号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う道路再編成により、路線を認定するものであります。

次に、議案第26号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、公共施設整備基金積立金や介護保険特別会計給付費繰出金を増額計上するほか、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

次に、議案第27号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第28号平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第29号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第30号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第8号弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 固定資産評価審査委員会が書面審理を行う場合において、市長が提出を求められた弁明は、電子情報処理組織を使用して行わず、文書による弁明書の提出に限ることといたしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

次に、議案第9号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 民間労働法制の改正及び国家公務員の取り扱いを踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる上限を規則で定めることとしました。

2. この条例は、平成31年4月1日から施行することといたしました。

次に、議案第10号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 独立行政法人、国立大学法人等、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、中日本高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構に普通財産の減額譲渡等を行う場合は、条例によらず議会の議決によることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第11号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約のあらましをごらんください。

1. 愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させることとしました。

2. この規約は、平成31年4月1日から施行することとしました。

3. 変更後の別表第2の規定は、平成31年4月1日以後、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用することとしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 続きまして、議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 日本弁護士連合会のいじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドラインに鑑み、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員の報酬日額を1万5,000円に引き上げることといたしました。

2. この条例は、平成31年4月1日から施行することといたしました。

続きまして、議案第13号弥富市文化広場条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市文化広場条例の一部を改正する条例のあらましをごらんくだ

さい。

1. 市民プールを廃止することといたしました。
2. この条例は、平成31年4月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第14号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

8枚はねていただきまして、弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という）が改正されたことに伴い、同様な改正を行うこととした。

(1) 建築基準法施行令の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等の避難階段の規定について、外気に向かって開くことのできる窓または排煙設備を有する付室から、火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止する構造のものとした。

(2) 児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、保育所等に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすこととした。

(3) 保育所並びに小規模保育事業A型及び事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る）を行う事業所における保育士の数について、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの当分の間、保育士のかわりに、条件つきで幼稚園教諭、もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者及び保育士と同等の知識と経験を有すると市長が認める者を保育士とみなすことができるという特例を設けることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

8枚はねていただきまして、弥富市児童クラブ施設条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 児童クラブ施設等の利用に係る規定の整備を行うこととした。

2. この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

議案第16号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が子ども・子育て支

援法施行規則の規定に基づき、支給認定証の交付について保護者の申請により行うこととされたことにより保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、同規則第7条第2項に規定する通知によって受給資格等の確認を行うこととする改正がされたことに伴い、弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について同様な改正を行うこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

議案第17号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市遺児手当支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 手当の支払期月を毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に変更することとした。

2. 児童扶養手当法の一部改正に伴い、受給資格の所得制限適用期間のうち、前々年の所得を適用する期間を10月までに変更することとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1については平成31年9月1日から施行することとした。

議案第18号弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 児童扶養手当法の一部改正に伴い、受給資格者の所得制限適用期間のうち、前々年の所得を適用する期間を変更することとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

議案第19号弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、地域相談支援受給者証の提出または返還を求められて、これに応じない者は、10万円以下の過料に処することとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

議案第20号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 介護サービス事業者の指定権限等が県から市へ移譲されたことに伴い、指定等に係る手数料の徴収を行うこととした。

(1) 指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料、3万円。

(2) 指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料、1万円。

(3) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料、3万円。

(4) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料、1万円。

(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料、3万円。

(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料、1万円。

(1)、(2)、(5)、(6)については、市内に所在地を有する事業所に係るものに限る。

(5)、(6)については、同一の事業所において同種の指定地域密着型サービス事業と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。

2. この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

議案第21号弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 介護保険法等の一部改正により、共生型地域密着型サービス事業者の特例の基準が新設されたことに伴い、本条例に必要な基準を定めることとした。

2. この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

議案第22号弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例のあらましをごらんください。

1. 介護保険法に基づく条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等事業基準」という）に定めるところによることとした。

2. 指定居宅介護支援等事業基準第29条第2項（同基準第30条において準用する場合を含む）の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存することとした。

3. 介護保険法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とすることとした。

4. この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議案第23号弥富市道路占用料条例の一部改正についてを御説明いたします。

7枚はねていただき、弥富市道路占用料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、これに準じて占用料の額を改定することといたしました。

2. この条例は、平成31年4月1日から施行することといたしました。

続きまして、議案第24号市道の廃止についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。

道路事業等に伴い、表にごございます6路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第25号市道の認定についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

道路事業及び住宅開発事業に伴う路線再編成により、表にごございます8路線を認定するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第26号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,724万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を183億151万2,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な増額の内容といたしましては、市税9,459万3,000円、地方消費税交付金1,100万円、一般寄附金3,424万6,000円を計上するものであります。

歳出予算の主な増額の内容といたしましては、公共施設整備基金積立金3,375万8,000円、介護保険特別会計給付費繰出金461万6,000円を計上するものであります。

なお、小学校普通教室空調機設置に伴う工事費及び管理委託料につきましては、全額を繰越明許費で翌年度に繰り越すものであります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第27号平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ12万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億6,226万8,000円とするものであります。

歳入予算におきましては、保険基盤安定繰入金119万2,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金131万4,000円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、国庫負担金過年度分返還金18万6,000円の増額を計上するものであります。

次に、議案第28号平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,441万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億1,447万8,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、国庫負担金の介護給付費負担金987万3,000円、国庫補助金の保険者機能強化推進交付金609万3,000円の増額を計上する一方、支払基金交付金の介護給付費交付金3,014万3,000円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、居宅介護サービス給付費3,061万円、介護予防サービス給付費1,136万4,000円の増額を計上する一方、地域密着型介護サービス給付費964万5,000円、特定入所者介護サービス等費918万7,000円、介護保険支払準備基金積立金5,198万7,000円の減額を計上するものであります。

次に、議案第29号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を3億9,111万3,000円とするものであります。

最後に、議案第30号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を13億4,436万3,000円とするものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案23件は、継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案23件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

佐藤議員より、発議第1号の議案が提出をされました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、議題とすることにいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 発議第1号 弥富市議会基本条例の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第35、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者であります佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 発議第1号弥富市議会基本条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、議会での議論の活性化、政策的な議論をより深めていくために改正の必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することにいたしました。

お諮りをいたします。

議会運営委員会の委員に欠員が生じておりますので、委員の欠員補充のための日程を追加をして、議会運営委員会委員の欠員補充の選任についてを議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加をして議会運営委員会委員の欠員補充の選任についてを議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議会運営委員会委員の欠員補充の選任について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第36、議会運営委員会委員の欠員補充の選任についてを行います。お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、永井利明議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に、ただいま指名をいたしましたとおり補充選任することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時35分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 平野広行

同 議員 三浦義光



平成31年 3月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 加藤克之  | 4番  | 高橋八重典 |
| 5番  | 永井利明  | 6番  | 鈴木みどり |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 三宮十五郎 |
| 9番  | 早川公二  | 10番 | 平野広行  |
| 11番 | 三浦義光  | 12番 | 堀岡敏喜  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高清  |
| 15番 | 武田正樹  | 16番 | 大原功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高清 |
|-----|-------|-----|------|

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                                        |      |                  |      |
|----------------------------------------|------|------------------|------|
| 市長                                     | 安藤正明 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長                                    | 奥山巧  | 総務部長             | 渡邊秀樹 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長                        | 村瀬美樹 | 開発部長             | 安井耕史 |
| 教育部長                                   | 立松則明 | 総務部次長兼<br>庁舎建設室長 | 伊藤重行 |
| 民生部次長兼<br>福祉課長                         | 山下正巳 | 開発部次長兼<br>土木課長   | 伊藤仁史 |
| 開発部次長兼<br>都市計画課長                       | 大野勝貴 | 会計管理者            | 山田淳  |
| 教育部次長兼<br>生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 安井文雄 | 教育部次長兼<br>図書館長   | 横山和久 |
| 監査委員<br>事務局長                           | 羽飼和彦 | 総務課長             | 佐藤文彦 |
| 財政課長                                   | 佐藤雅人 | 秘書企画課長           | 安井幹雄 |
| 危機管理課長                                 | 伊藤淳人 | 税務課長             | 佐野智雄 |
| 収納課長                                   | 服部朋夫 | 市民課長             | 梅田英明 |
| 保険年金課長                                 | 服部利恵 | 環境課長             | 柴田寿文 |

|                                      |       |        |        |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 健康推進課長                               | 飯田宏基  | 介護高齢課長 | 藤井清和   |
| 児童課長                                 | 大木弘己  | 十四山支所長 | 鈴木博貴   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横江兼光  | 下水道課長  | 水谷繁樹   |
| 会計課長                                 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘   |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊藤隆彦  |        |        |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

7. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告をいたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から8年を迎えます。犠牲となられた方々に鎮魂の思いを込めまして、地震発生時刻である午後2時46分に合わせ、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いを申し上げます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず永井利明議員。

○5番（永井利明君） おはようございます。

5番 永井利明でございます。

本日は、通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

第1点目は、市民プールの廃止についてであります。

1月16日の行財政委員会の折に、副市長より市民プールを廃止する旨のお話があり、この3月議会に条例改正の提案がなされております。また、新聞でも報道されました。

この市民プールは、以前より大修繕が必要だということはお聞きしておりましたが、廃止というお話を聞き、もう少し詳しくお聞きし、市民の方にも御理解がいただけるようにする必要がありますので、順次お答えをいただきたいと思っております。

まず第1点目、市民プールの廃止という結論に至るまでの経緯についてお聞きしたいと思います。

廃止の直接的な原因は老朽化であろうかと思っております。そもそも市民プールは、開設して何

年になるのか。老朽化が進んでいると思われるわけですが、どのような状態になっているのかをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） おはようございます。

市民プールは開設して何年になるのか、またどのような状態になっているのかという御質問でございますが、市民プールに関しましては、1980年（昭和55年）4月に竣工して以来、この春で40年目を迎えることとなります。

この間、簡易な修繕は計画的にしていまいりましたが、本体の老朽化が著しく、可動式屋根は、躯体の腐食が目立ち、また管理棟部分の壁も修繕しなければなりません。修繕費用は、屋根の撤去だけでも3,000万以上、新しい屋根にするには1億5,000万円と高額な費用が必要となります。

このまま使用することは、安全上問題がありますので、今回、文化広場条例の改正を提案させていただき、市民プールを一旦廃止させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） まさに使用不可という状況だと思います。修繕にも大変たくさんの費用がかかるということですが、実際、利用者はどのくらいでありましょうか。一番多かったときと比べてどうなのかも教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 市民プールの利用者数は、多いときに比べてどうなのかという御質問でございますが、多いときで年間延べ1万1,000人を超える利用者がございました。近年は、年間延べ2,000人程度で、1日当たり約40人の利用者となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も実際、自分の子がまだ小さいころですが、30年以上になりますか、何回も利用した覚えがあります。

しかし、今、利用者がなぜこんなにも減ったのでしょうか。いろいろと考えられると思います。

市当局は、利用者減の原因をどのように捉えてみえるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 利用者数の減少の原因をどのように捉えているかという御質問でございますが、直接的な原因はわかりかねますが、少子化に伴う減少や情報化による趣味の

多様化、また現在はウォータースライダーが設置されたプールが人気となっているなど、老朽化したことも利用者減少の要因であると思われます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） おっしゃるとおり、確かに少子化の原因もあると思いますが、私が思いまするに、社会、家庭が変わったということが最も大きいと思います。それはどういうことかということ、簡単に言えば、子供が暑い日中外へ出なくなったということだと思います。熱中症という言葉も新しいといえば新しいわけです。そしてクーラーの中で過ごす時間がどんどん多くなってきたからだと思います。夏休みでも日中外で遊んでいる子は本当に見かけなくなりました。実際、小学校でもプール開放の回数は減ってきていると思います。

市民プールもその例外ではなく、利用者がピーク時に比べ激減しており、老朽化と重なり廃止ということになったものと思います。また、年間維持費もその費用対効果ということからして、利用者1人当たりの単価が相当なものになっていると思われますが、平成30年の夏ではそのあたりどうだったのでしょうか、教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 利用者1人当たりの維持費はどのぐらいになるのかという御質問でございますが、近年の平均で利用者1人当たりの維持単価を単純に計算しますと、約3,000円ほどになります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 利用料が子供100円、大人200円ですけれども、実際の維持管理費が、利用者1人当たり約3,000円かかるとすれば、もはややっている意味がないということでしょうか。

そのあたり他の近隣市町村ではどうなのでしょう。やはり本市と同じように廃止の方向にしているのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 近隣市町村の状況はという御質問でございますが、飛島村すこやかセンターの温水プールと津島市の屋外プール——これは夏季のみでございますが——が営業されております。他の市町村では、本市よりも早く休止や廃止されているのが現状でございます。

市民プールにつきましては、市民の皆様の意向を確認し、議会とも協議し方向づけをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁を聞きますと、公営プールはどんどんなくなっていくという感じがします。

市民プールは、子供たちを中心とした一般の利用者ということで、その利用者が激減していることは前に述べたとおりであります。市民プールが使えないことによって別の困ったことが起きるのではないかと思います。

これはおととしの12月議会で高橋議員が質問したことでありますが、市民プールは弥富中、弥富北中が教科体育の中の水泳指導の場となっているわけです。もし市民プールが使えなくなったらということで、その場合は十四山中のプールを3校で使うという答弁でありました。また、前市長答弁では、十四山中も使えなくなったときには、飛島のプールも検討するというものであります。

そもそも弥富中学校を今の地に新築するとき、プール建設という計画は入っておりませんでした。北中のプール修繕も2年前に壊れたままで修繕するという計画もありません。市民の中にはどうなっているんだと、中学校の体育の中で水泳指導はもう重視されていないのか等々の声が聞かれます。そのあたりどうなっているのか、わかりやすく説明していただくと市民の方々にも納得していただけるんじゃないかと思います。お願いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 中学校の体育の中での水泳指導の現状はという御質問でございますが、水泳については、学習指導要領の内容をもとに、各学校の教育課程に基づき行われております。授業時間数については、1・2年生は必修で合計おおむね16時間、3年生は選択になります。天候やほかの運動との兼ね合いで、各校において多少の増減がありますが適切に実施されております。

水泳の扱いの軽重が変化したわけではございません。水泳を含めたさまざまな運動を適切に組み合わせることで、子供たちの健全な成長と運動能力の伸長を図ることが大切だと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私の過去の時代といっても十数年前でございますが、中学校でも一応夏季には、学年、週に2時間とか水泳の時間があつたような気がします。それでも中2、中3となると入りたくない子が多く、特に女子は見学が多かったように思います。

しかし、先ほどの答弁で、今では1・2年で16時間と聞きびっくりしております。それでは各校ごとにプールを持つ必要もなくなると思います。文科省はどういう意図でそんなに少なくしているのか、わかるような気もしますが、このままですとどの中学校もプールを持たなくなり、1・2年の16時間も消化することは難しくなる気がします。もはや中学校では水泳指導は余り必要がないという捉え方ができるようです。

確かに学校では25メートル完泳が目標であれば、小学校でほとんどの子が完泳できるわけです。その上の選手育成ということは、スイミングにお任せするということになるのでしょ

うか。水泳部を持っている中学校もほとんどありません。本市もとうにないと思います。

しかし、この市民プールは、市の水泳協会の方々も使ってみえるのではないのでしょうか。水泳協会の方々はどのように言ってみえるのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 水泳協会はどのように言ってみえるかという御質問でございますが、水泳協会の方には市議会への報告の後、市民プールの状況と廃止に至った経緯を御報告し理解していただきました。

水泳協会の事業としましては、市から委託した教室と大会の運営を市民プールで行っていただいておりますが、水泳大会に関しましては、他の学校プールでできるか検討を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） わかりました。

とにかく今の市民プールは使用できないということは理解できます。そこでですが、この市民プール、築後40年、弥北中のプールもですが、いつか修繕をして復活する予定はあるのでしょうか。

また、解体はいつになるのでしょうか。解体するのにもかなりの費用がかかると思います。そのあたりをお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 解体についての御質問でございますが、解体に関しましては、市民プールのみで予算5,000万円ほどを見込んでおります。

時期といたしましては、2020年度以降、弥富北中学校のプールと同時期に解体を行い、経費節減に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 前段の質問の回答がちょっとなされていなかったと思いますが、いつか修繕をして復活する予定はあるのでしょうかという質問でございます。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 今後の予定というようにお話でございますが、市民プールにつきましては、市民の皆様の意向を確認し、議会とも協議をし、方向づけをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は解体するとなれば、できるだけ早く実施したほうが良いと思います。空き家の問題ではありませんが、危険建物になってはだめだと思います。

本市は、健康都市宣言をしているわけですが、もっともっとスポーツを盛んにしていくこ

とが大切だと私は思っております。水泳は全身運動として重要であります。利用者が減ったといっても約2,000人ほどの人が利用しておりました。この方々は今後どうしたらいいのか。一番考えられるのは近くの飛島村のプールを利用する方が多いのではないかと思います。そこでこの方々には、利用料の補助も考えていったらということをお思います。

最後になりますが、運動好きと思われる市長に市民プールの件も含めて総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。

永井議員の質問にお答えをいたします。

スポーツ大会開催などは、市民一人一人に楽しみや感動を与え、地域に活力をもたらすものとして捉えております。また、スポーツは、心身の健全な発達や生きがいに満ちた健康で豊かな生活を維持する上で必要なものであると考えます。

2019年にはラグビーワールドカップが開催されます。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが、そして2026年には、この愛知、名古屋で第20回アジア競技大会が開催されるなど、全国でスポーツに関する関心が高まる中、スポーツ活動の裾野を広げる絶好の機会であると考えます。

本市におきましても、市民のスポーツや、健康体力づくりの一環として、本年8月にラジオ体操の公開録音を行い、各種団体の協力のもと、積極的にラジオ体操の普及に取り組んでまいります。スポーツを通して、健康で心豊かなまちを推進してまいりたいと考えております。

なお、市民プールの今後、また代替につきましては、先ほど教育部長から御答弁申し上げたとおりでございます。市民の皆様の御意向を確認し、また議会にも協議して方向づけをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございました。

若者の多くがゲームにはまっているとマスコミでやっておりました。人と接しない、1人でもできる遊び、体を動かさず室内での狭いところで過ごす、やはり不健康だと思います。時には青空のもと、また広い体育館で体を思い切り動かす、友達と競技を通して切磋琢磨するということが欠けているように思います。市も含め、私たちは手助けをする必要を感じます。

そういう意味で、将来的に新しい運動施設の新設、市民プールの復活を祈念していきたいと思っております。

以上で第1の質問を終わります。

続いて2つ目、児童虐待について質問をしたいと思います。

このことにつきましては3年前、炭竈議員も取り上げてみえますが、最近頻繁に報道される乳幼児・児童虐待について、私自身心を痛めており、再度質問をすることにいたしました。特に昨年3月の「結愛ちゃん事件」、この1月の「心愛ちゃん事件」にやるせない気持ちになりました。

そこで、児童虐待についてどのくらいの件数があるのか、本市ではどうなのかということ等を調べたいと思い、まずインターネットで調べてみました。その結果、児童には、身体的、性的、心理的、ネグレクトの4種類があることがわかりました。

ネグレクトというのは、いわゆる育児放棄のことをいいます。私は教員現職のころにも、このネグレクトというのに数多く出会いました。これは子供のことよりまず自分、子供たちに食べさせるお金はないが自分たちがパチンコをするお金はあるというようなことであります。これでは子供はたまったものではありません。子供のために自分を犠牲にしてでもというのが多くの親の心情ではないでしょうか。私はそう信じます。

子供のころに体験した虐待は、将来的にもいろいろな面で影響が出るそうです。ある研究では脳に与える影響を心配しております。

虐待をした親の言いわけがよく報道されるのは、しつけのつもりだったというのがあります。これは全く違うと思います。しつけは日々の生活の中で、子供にとって楽しいこともたくさんなくてはいけないと思います。毎日連続して叱ってばかりでは、もはやしつけではないでしょう。ましてや死に至らしめるなんて言語道断だと思います。

全国で通報された虐待件数がどのくらいあるのか調べてみましたら、2017年で13万3,000余りということでありました。この数字は相談件数であります。警察からの通報はこのうち半数余りと聞いております。それも年々ふえていっているそうであります。この数字は不登校の数字ともよく似ております。

同じように本市でも何件かあると思います。本市における虐待件数を教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） おはようございます。

本市における虐待件数との御質問についてお答えいたします。

本市において過去3年間の新規で対応した虐待相談件数は、平成27年度は28件、28年度は31件、29年度は34件でした。

また、平成31年2月1日現在、継続して要保護児童対策地域協議会で管理している虐待児童の件数は71件です。内訳といたしましては、保護者のない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童が13件、保護者の養育を支援することが特に

必要と認められる要支援児童が58件で、合計71件でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、毎年新規に30件余り、現在継続して管理している虐待児童の件数は71件、合わせて100件余りですね。この数は私が予想した数字よりはるかに多いと思います。

この新規に把握された虐待は、主にどこからの通報によるものでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 新規に把握された虐待は、主にどこからの通報によるものかどうかという御質問にお答えいたします。

市に寄せられた虐待の相談経路は、保健センターが最も多く、そのほか児童相談センター、学校、近隣、知人によるものなどがあります。また、県の児童相談センターへ寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣・知人、市町村福祉事務所などからの相談が多く、警察からの相談が最も多いです。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 最近の新聞には、企業のCSR、社会的責任ということですが、その活動ということでACジャパンによる虐待の広報が連日のように掲載されております。そこには、誰にも言えない、どこにも逃げられない、人知れず苦しむ子供からの小さなSOSに気づいてくださいとあります。そして、気づいたら児童相談所、全国共通ダイヤル189番、「いちはやく」に連絡してくださいと一般の方々に呼びかけております。

ただいまの答弁では、市では保健センター、県では警察からの通報が多かったわけですが、やはり児相の統計でも警察からの通報が半数以上を占めているようです。

これらの通報は、実際、どのような経路をたどっていくのでしょうか。1本ではないと思います。お教えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 通報は実際、どのような経路をたどっていくのでしょうかという御質問についてお答えいたします。

子供の泣き声がやまないなど、近隣の方から警察に寄せられた泣き声通報や、夫婦げんかなど子供の前で行われた面前DV、保健センターや子育て支援センターでの育児相談において、母親からの育児疲れでつい子供に手を上げてしまったというような告白など、ケースはさまざまです。

児童課へ入った連絡については、状況に応じて児童相談センターと市役所が連携を図り、家庭訪問等の調査を実施し、児童の安全確認を行います。

また、警察へ寄せられた虐待事案については、警察から児童相談センターへ連絡が入り、児童相談センターの判断により市役所児童課へ連絡が入ります。その後、児童相談センターと市役所が連携を図り、児童の安全確認を行います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁にありました児童相談センターというのは、全国でいう児童相談所、略して児相とのことだと思います。愛知県では児童相談センターと呼んでいますので、私も以下児童相談センターと呼ばせていただきたいと思います。

法律改正等もあり、児童相談センターからの逆送もあるようです。

市での実際の窓口は児童課だと思いますが、児童課の中で、その専門的立場の方は見えるのでしょうか。もし見えれば、その職名、人員、その方々の権限があれば教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

児童課において児童虐待の対応は、児童家庭グループ職員が担当いたしまして、専門的立場として嘱託職員の家庭相談員が対応をしております。人員は2名で、いずれも保健師の資格を持ち、担当地域を大きく分けて、弥富中学校区と弥富北中学校区及び十四山中学校区でエリアを分けて支援を行っております。

権限につきましては、家庭に立ち入り、調査を行うような児童相談所に与えられたような権限等は特にありません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 嘱託の家庭相談員2名で主に対応しているということを知って、いささかびっくりしました。本当にそれだけの人数でできるのか疑問に思います。

実際の虐待の通報があった場合、どんな動きになるのか、また困ったこと等もあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 実際の虐待の通報があった場合、どのような動きになるのかという御質問と、また困ったことがあればお答えくださいとの御質問についてお答えいたします。

虐待の通報があった場合は、速やかに虐待を受けた子供の安全を図るため、家庭訪問等現状の調査・確認をして、全ての事案を児童相談センターへ通報いたします。

児童相談センターが子供の身の安全を確保する必要があると判断した場合は、施設へ一時保護し、その後、保護者に児童相談センターにおいて呼び出し面談が行われます。

困る点を上げますと、家庭訪問をしても会えなかったり、会わせてもらえなかったり、また職員の勤務時間内であれば、関係機関の職員が複数名で対応できますが、時間外の夜間や

休日に虐待が発生すると、対応が手薄になることが考えられます。

しかしながら、市役所や児童相談センターは、24時間体制で虐待通報に対応しておりますので、虐待を発見したら、189（いちはやく）や市役所へ連絡していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり対応としては、家庭訪問が原則になると思います。

ただいまの答弁の中にありましたように、家庭訪問をしても会えない、会わせてもらえないというようなことがあるわけですが、そのときに立入検査権がないという答弁でしたが、そのときはどうするのでしょうか。

また、外国人家庭も多いということですが、その中での虐待という場合もあると思います。言葉が通じない場合の対応もお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） お答えいたします。

児童課は家庭の中へ立ち入る権限はありませんので、会えない場合は頻回に訪問を行います。

しかしながら、児童相談センターにおいては、保護者に対して児童と同伴して出頭することを求める出頭要求、家庭へ立ち入る立入調査や、立入調査を拒み、再三の出頭要求にも応じず児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の許可状により捜索できる臨検や捜索等の権限があります。

外国人家庭への訪問につきましては、言葉が通じず十分に対応し切れない場合もあり、課題となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） このたびの心愛ちゃん事件では、それぞれの機関として責められるところがあるわけです。特に学校、市でとった措置について、本市に置きかえた場合、どのように考えてみえるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） おはようございます。

心愛さんの事件について、本市に置きかえた場合、どのように考えるかとの御質問にお答えさせていただきます。

近年、児童虐待は、社会的問題として憂慮する状況となっております。本来、最も安心できるはずだった場所、本来、最も愛してくれるはずだった保護者から裏切られたと感じながらその場所で生きていかなければならないという子供にとって、まさに重大な人権侵害であると言えます。

このたびの千葉県野田市の事件も、他山の石として本市での虐待防止に努めていかなければなりません。

まずは、虐待を受けた児童を発見する機会を持つ、学校において、日々、子供たちの様子をきめ細かく見ていくことが不可欠です。継続して丁寧に見ていくことで、その変化に気づくことができる可能性が高まります。また、子供たちが悩みを訴えやすいような雰囲気づくりも大切です。さらに、地域からの情報収集という点においては、虐待が疑われる事案に関する情報を慎重に精査することが欠かせません。

学校、地域などから知り得た情報を、教育委員会や児童課などの関係当局が共有して対応していかなければなりません。事案によっては児童相談センターに通告することも必要となってきます。不当な扱いから子供たちを守るという意識をそれぞれの職員が持ち、協力体制のもと進めていかなければならないと考えます。

具体的な対応は、個々の事案ごとに異なるので、今回の野田市の事件をそのまま当てはめることは難しいと思います。ただ、虐待にかかわり、親からの急な要求などを個々の職員が受けたとき、判断するために協議をすることは必要であると考えます。組織として対応すること、時に顧問弁護士などの助言を仰ぎながら、虐待を受けている子供たちのために最善は何かを考えていかなければならないと考えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり第三者で最初に気づくのは、近隣の人、医者、親戚の方などいろいろ考えられますが、公的な場所としては、保育所、学校等があるわけです。通報先の多くは市役所、児童相談センターだろうと思います。実際、虐待を発見した場合、保育所、学校、教育委員会は、どのような動きになるのでしょうか。その子に対するケアも含めてお答えをいただきたい。

また、同じ市立の保育所、小学校、中学校でありますので、虐待等の情報の申し送りはしっかりと行われているのでしょうか。それもあわせてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） まず、渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） それでは、まず学校関係から御答弁させていただきます。

児童虐待防止法の狙いは、虐待の早期発見にあります。早期に児童や保護者のケアを行えば、深刻な虐待事象から子供を救うことができます。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、日常的な観察によって児童の心身の状況を適切に把握することが求められます。虐待、あるいは虐待を疑う場合、教職員や学校には通告の義務が課せられています。虐待かどうかを判断するのは、学校ではなく通告を受けた児童センター等の機関で行います。虐待が増幅するおそれのある児童の存在に対して、後回しや静観は断じて避けなければならぬと考えます。

児童虐待が疑われる場合には、児童相談センター通告前や通告後にケース会議を開催することがあります。ここでは、関係機関の多方面からの情報を収集することで、家庭が抱える背景の深さを浮き彫りにします。これらの取り組みの上で通告がなされます。

該当児童が虐待の再発を恐れ、帰宅を拒否していたり、虐待に対する回避能力が乏しい幼少期の児童であれば、通告に迷いはありませんが、当該児童が保護を拒否したり、危険回避能力が認められる高学年である場合には、本人の意思に寄り添い、校内の見守り体制を構築した上で注視を続ける判断をすることもあります。

教育委員会は、要保護児童対策地域連絡協議会実務者会議の進行管理台帳にケースを登録し、終結とするまで見守りを継続します。

このような虐待の事象や疑いについては、就学、進級、進学に際して、担当者の情報交換会等で引き継がれます。要保護児童であれば、要保護児童対策地域連絡協議会実務者会議において、毎月、児童や家庭の状況やその状況の変化が報告されることとなります。ここでは児童相談センターや警察も情報を共有し、専門的な援助や立入調査等が必要と考えられる場合には、速やかに児童相談センターへ送致いたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 続いて、大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 児童課からお答えいたします。

児童課といたしましては、例えば保育所において、お着がえのときに、あざややけど、不自然な傷跡などを発見した場合、児童課へ連絡を入れてもらい、速やかに調査し、安全確認を行います。対応の後は定期的に訪問を行い、心のケア等経過を見守ってまいります。

関係機関の情報共有につきましては、毎月の要保護児童対策地域協議会実務者会議のほか、年1回ではありますが要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、海部児童・障害者相談センター、蟹江警察署生活安全課、海南病院、医師会、歯科医師会、民生児童委員等の各関係機関の代表者の方々に事例を検討していただき、児童虐待の対応についての意見や情報交換を行っています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） プライバシーの問題もあるかと思いますが、やはりそれぞれが連携をしていくことが大切だろうと思います。また、市と県の児童相談センターとの連携も大変重要かと思います。

先日、児童相談センターへ行ってまいりました。児童相談センターは、この愛知県に10カ所あり、海部地区を管轄するのは、海部児童・障害者相談センターというところが津島市の県海部総合庁舎3階にあります。ここでは、海部全域を抱えており、虐待の相談件数が年間約350件ほどあるそうです。

このセンターでは、児童福祉司、児童心理士、スーパーバイザーの方、約15名が当たって

おり、それぞれ家庭への立入調査権、時には臨検捜索権など権限をもって対応に当たっています。時には警察の協力も得て一緒に家庭訪問をしたり、親子離れたほうがいと判断される場合には一時保護を行ったり、施設入所の場合もあるやに聞いております。

昨年1年間で本市から児童相談センターへという件数はどのくらいあったんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） 昨年1年間で本市から児童相談センターへという件数はどのくらいあったのでしょうかという御質問についてお答えいたします。

平成29年度の虐待や保護者の家出や失踪により養育が困難となった養護相談は45件あり、そのうち児童虐待に関する相談は31件でした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） センターに送ったから解決するとか、一時保護をしたから解決するというものではもちろんありません。しかし、子供の命を守るという観点からすれば、親子を切り離すということもやむを得ないものかもしれません。私たちができることと言えば、身近なところで起きている虐待かもしれない事案を通報することだと思います。冒頭で申し上げたACジャパンの中でもあります。

また岐阜県では、オレンジリボン運動といって虐待防止運動のシンボルマークをかたどったステッカーを飲食店や医療機関が店や車に貼付し、常に市民が意識し、より多くの市民の目で子供を見守り、虐待の根絶を目指しているそうであります。本市でも子供は弥富市の宝としてみんなで見守っていく目が大切かと思えます。

最後に、市長の総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 永井議員の質問にお答えを申し上げます。

けさのニュースでも39歳の母親が6歳の子供を虐待するショッキングな映像、報道がされていたわけでございます。また、その前には20代前半の若い母親が3歳の子供に大やけどを負わせ、ラップで包んで自分たちはパチンコへ行っていた、そんなような悲しい事件もあるわけでございます。

虐待は、子育ての悩みを初め、親自身の成育歴、近隣や親族からの孤立や人間関係のトラブル、経済的困窮、就労問題、本人または家族の疾病や介護など、生活上のさまざまな要因が複雑に絡んで引き起こされる場合が多く、加害者自身も苦しんでいる場合があります。

これらの問題を一つの機関だけで解決していくことは困難であり、関係機関が情報や認識を共有しながら一体となって連携し、問題を解決していくことがとても大切です。

児童虐待防止については、周囲の人々ができるだけ早く気づいて、知らせて、地域全体で

子供たちを虐待から見守っていく姿勢が大切であると考えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

2月8日の中日新聞の報道によれば、政府は1カ月以内に全ての虐待事案の緊急安全確認を行うとともに、通告先の情報を提供しない新ルールや児童相談所の体制強化を加速すると決めたそうであります。

また、国連の子どもの権利委員会は、2月7日、日本で虐待が頻発に起きていることに対し、日本政府に対策強化を求めました。

とにかく、日本全国はもちろんであります。特にこの弥富から虐待で死ぬ子が絶対出ないように、関係者初め、市民皆さんの目で見えていけるようになることを願って私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩とします。再開は11時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後、質問の三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に既にお配りをしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

私は、きょうは大きくは2件にわたって質問させていただきます。

最初の質問で、国民健康保険税の引き下げを求める質問をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました資料について、簡単に最初に説明させていただきます。

大きくないほうのA4判の裏表ですが、片側に知事会が公費拡充国に要求、全国知事会は国に対して1兆円公費投入を求めているということで、前の全国知事会社会保障常任委員長の現在の栃木県知事でもございますが、福田富一さんの週刊刊行物にインタビューされた記事が載っております。その裏側には、全国の国民健康保険関係者、当然は今、昨年のごとでございますので、知事会だとか、市長会とか、町村会だとか、そういう関係者が一同のもとに、国に対して、現在の制度を安定したものにするをを求める決議でございますが、今年の11月16日に行われております。第1に、医療保険制度の一本化を早期に実現することというふうに求めておりますが、それはもう一枚のB4の片面の資料、「国保料安くなる」。弥富市は国保税という呼び方をしておりますが、大都市では多くが国保料という言い方をして

おります。一定の収入を条件にいたしまして、国民健康保険の今の制度で試算した金額と、それから協会けんぽ、要するに中小企業が入っております社会保険ですね、この保険料との比較、それから均等割・平等割を除くとほぼそれに近いものになるということで、国民健康保険と、ほかの社会保険の統合というのは、こういう不平等をなくしてという知事会など、あるいは市長会や町村会も一緒になって、そういう方向性を目指してくださっているわけですが、均等割・平等割を除くと、ほぼそれに近いものになるという試算をして、一日も早くそういう方向に国民的な運動で変えていこうという、私ども日本共産党の提案を試算して発表したものでございます。

弥富市は愛知県の54市町村のうち、年収400万円4人世帯というところでは26番目でありまして、真ん中よりやや低いぐらいの状態。それから、240万円の単身者では22番目で真ん中よりやや高いところ、それから年金夫婦世帯でいうと25番目で真ん中よりやや低いというふうになっておりますから、参考に後でよく目を通していただくと、今の知事会の要求がよくわかると思いますので、よろしく願いいたします。

さて、市長のさきの施政方針でも、いずれ激変緩和政策などがなくなると、税率の改正も必要になるという発言がされておりますが、基本的には私は、市の立場としましては、こういう知事会の国に対する要望、当然、市長会としても一緒になってやったださっているわけですが、そういう立場で将来的な、そんなに先ではなくて近い将来の問題として、制度の一本化とあわせて、弥富市の場合でも、協会けんぽに比べて、たしか一番左側の26番目ですが、負担が1.63倍ですよ、同じ収入で。そういう状況になっておりますし、一番高い高浜市でいきますと1.97倍ということは、2倍近い負担を同じ収入でしなければならない。これは、国民健康保険の加入者が現在は無職の人と、年金暮らしの人と、それから非正規労働者の人が非常にふえておまして、私が議員になったのは昭和43年ですが、当時は農家も自営業者も大変元気で、かなりの所得もありまして、そういう中でも実際に医療費で保険で支出2分の1は国が負担をすとか、あるいは事務費補助金なども交付をされていたわけですが、いつの間にかどんどんそれが下げられてきた中で、こういう差が生まれて一本化ということ、知事会、あるいは市長会、町村長会、地方六団体が一体になって国に改善を求めておりますので、この立場は私は市として堅持していただきたいと思いますが、まず最初に御答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

議員の言われるとおり、国民健康保険は、社会保険制度の拡大によって、一定の収入のある方の国保加入者が被用者保険に移行されることや、定年の延長により国民健康保険に加入する年齢が引き上がるなど、被保険者数が減少しております。さらに、国からは法定外繰入

の削減を求められ、繰越金から基金を積める状況にあっても、県への納付金の今後の状況を考えると厳しい状況といえます。

当市といたしましても、今までと同様、さまざまな機会を捉え、国や県に対して、国保財政の現状と公費の増加を要望してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひそういう立場で、知事会と歩調を合わせて、日本中の国保加入を抱えております市町村、そして今、財政運営の中心になっております知事会もそういう方向を目指しておりますので、市長会の中でも頑張っていたきたいということを申し上げて、その次の、愛知県はかつて、法定外負担、法律に定めのない市町村の国民健康保険に対する支援を最大年間28億円しておりました。それを途中からどんどん少なくして、最後のときにはこんな程度の補助では意味がないから廃止すると言って廃止をしております。国に対しては、とてもやっていけないから応援せよということをやっておりますが、財政力が全国で東京都に続いて2番目の愛知県が、かなりの都道府県も支援をしておりますので、一定の支援をして市町村を助けるということについては、住民福祉の向上は当然県も、それから市町村も、それぞれ一翼を担っておるわけでございますので、そういう立場で、今、多くの市町村が、結局、国保会計が大変だということで、やむを得ず一般会計から負担しておるわけですが、県も一定の役割を果たしていただくことについて、以前やっていたことでもございますので、ぜひ復活を求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 今年度から制度の仕組みが変わりまして、国や県の広域分については、保険事業費納付金の算定の中でまとめられて計算がされております。平成31年度で県の納付金算定時の数字を弥富市ベースに換算し、特別会計からの保険基盤安定を加味した場合、保険給付費のうち支払基金を含む国の負担が55.238%、平成30年度は55.314%であります。県の負担が、激変緩和を含め14.542%、平成30年度は14.129%でありまして、合わせて約69.78%の公費が投入されておりました、平成30年度の69.443%と比べ、若干増加しておる現状でございます。

弥富市といたしましても、県からの補助の継続を要望しつつ、さまざまな課題に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、部長のほうからお話があったのは、いずれも法律で定められた県の負担や国の負担であり、行政の負担でございますので、法律に定めのない国民健康保険税の値下げができる、かなり知事会の要求、全国の国保にかかわっている各団体の要請からいうと、まだ差があるわけでありまして、愛知県の豊かな財政力を生かして、強くそうい

う独自の負担をかつてしていたわけでありますので、復活を強く求めていただきたいと思います。

続きまして、いずれにいたしましても、それは相手があることでありますので、きょう言っ
て来年解決するとか、そういう単純なものではありませんが、それ以前の市としての十分な支援を求めたいと思います。

30年度分の納付金と、必要な国保税調定額と実収入の見込み、1人当たりの財源区分等について、少し立ち入って説明をいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成30年度の国民健康保険事業費納付金は、一般分
で12億298万3,803円となっております。平成30年度決算見込み額を被保険者1人当たり
（平成29年度末被保険者数）で換算いたしますと、納付金相当額は13万887円となります。
保険基盤安定等の繰入金相当額2万6,386円と国保税10万2,580円を差し引いた被保険者1人
当たりの納付金との差額、一般分の法定外繰入金相当額は1,921円となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は、市の法定外繰入金が、30年度でいいますと、1人当たり
9,191円、1億円相当が出されておりますので、かなり減額のために役立っておるかと思
いましたら、聞いてみますと、これは出産育児一時金の3分の1だとか、葬祭費などの法定外
繰入で賄っているものもあって、実際に国保税を下げたためということであると、今、
言った1人当たり1,921円。引き下げということを用いて、法定外繰り入れをしなければ、
これが保険税に上乗せされるわけですから、それなりの引き下げ効果はあると思うんです
が、実際に引き下げのためということで、国が市町村に仕事をさせている範囲でいうと、
そういうまだ現実に負担する割合が、法定外繰り入れをせざるを得ないような状況がある
ということと、31年度につきましては、税率の改正はされないというふうに現在の予算書
や議会に提案されたものを見ますと、そうだと思いますが、引き続いて値上げをしない
ための努力をどのようにしていただくか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成31年度の国民健康保険事業費納付金は、一般
分で11億8,148万360円となっており、平成30年度と比較すると2,150万3,443円の減額
となっております。新年度予算額を被保険者1人当たり（平成30年12月末被保険者数）
で換算すると、納付金相当額が13万4,228円、保険基盤安定等の繰入金相当額2万7,467
円と国保税10万5,572円を差し引いた被保険者1人当たりの納付金との差額は1,189
円となっております。

被保険者数の減少によって保険給付費は減少していますが、1人当たりの保険給付費は
年々増加をしております。

差額通知で後発医薬品に切りかえるよう勧奨を行うこと、若い方を対象に気軽に健診を受けることができる「スマホドック」や運動療法士による運動教室を行うなどさまざまな事業を行い、医療費を抑制してまいります。

また、納期限が過ぎた早い段階での電話督促や訪問等により納付相談を行い、収納率の向上に努めてまいります。

その他国保財源で賄わなければならない事業もありますが、一般会計からの法定外の繰り入れを、議員のおっしゃったとおり8,000万円とし、今年度の税率改正は行わないことといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 加入者がどんどん今、減っていく状態の中で、ただ額として、1人当たりになると減額になっておりますが、なるべく必要な額を繰り入れて、値上げしない努力を引き続いて続けていただくことを求めて、次の質問に移らせていただきます。

実は、弥富市の国民健康保険の減免基準につきましては、生活保護基準の1.3倍以内というふうになっておりますが、減免基準をみんなにわかりやすい合理的なものにされることを求めます。

昨年の決算審査の中でも、実際に生活保護世帯の人たちが、生活保護を受けている状態で働いている人たちが手にすることができる生活費に使われるお金と、この生活保護基準の1.3倍以内という基準とが、必ずしも実態に合ったものになっていない。特に生活保護を受けている人たちは税金も払わなくてもいいし、それから国民健康保険税も払わなくてもいいと、あるいは介護保険料も払わなくてもいい。こういう状況でありますので、一定の基準を決めて、その1.何倍と決めても、そういう負担をした場合には、基準より下がる場合があつて、受けられない事例もございます。

加えて、生活保護を受けている人たち、例えば通常の協会けんぽに入っている人たちに対する対応は、将来の自立の可能性も大切にすることから、社会保険料、通常の健康保険と年金のほう、両方の支払いは収入がなかったものとして控除する仕組みがあります。そういうことを考えますと、生活保護を受けていない人たちが実際に使えるお金は、生活保護世帯よりも少ないという事例がたくさん出てきますので、そういう生活保護よりも少ない状態の人が減免基準を受けられないというようなことになると、法のもとの平等を損ないますので、ぜひこれは改正を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活保護基準の国民健康保険税、国民健康保険一部負担金等の減免につきましては、生活保護の要否判定基準が生活保護を受給している方の収入判定とは隔たりがございます。現行の制度を継続してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 現行の制度は、今、私が言ったような控除は一切認めていないんですよね。医療費もそうですし、それからもう一つは社会保険料や税金。こういうものを引いたら、実際に使えるお金が、生活保護を受けている人に比べて受けていない人が少なくなると。今、部長がおっしゃられたように、保護を受けるときは、その基準自身が働いている人についていうと一定の制約があつて、そのときでも低いわけではありますが、同時に今言ったように税負担だとか、そういうものを考慮に実際に使えるお金が少ない状態が発生しておるということを考えると、これは法もとの平等ということを考えると、現にその人と同じような状況で生活保護を受けている人が受けている範囲のものは、私は減免基準の対象にすべきだと思いますので、押し問答する気はありませんが、これはさきの決算委員会でも副市長のほうから、検討する必要があるという答弁があつたわけですので、しないという答弁は、私は副市長のその当時の答弁に対して違つていると思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 世帯主や被保険者の死亡、重大な障がい、長期入院、事業の休廃止や失業により収入が激減した場合の減免について生活保護基準をもととしているのは、他市では導入されていない弥富市独自の拡充された制度でございます。

国保税の減免は、給与収入がある場合、給与月額10%、上限が1万3,500円を控除した金額が生活保護基準と比べて、所得の激減では100分の130以下、市長が特に定めた場合は100分の110以下で減免をいたします。

三宮議員が言われる生活保護要否判定の計算、給与月額から社会保険料や厚生年金等自己負担分と基礎控除額を引いたものを用いることは、現状より控除する額がふえることとなります。生活保護の要否判定と国保税の減免の要件では、認められる預金額や制約等要件に違いがございます。例えば不動産では、生活保護要否判定では基本的に売却、国保の減免では売却は不要でございます。また、車・バイクにつきましても、生活保護要否判定では基本売却、国保の減免では売却は不要でございます。預金につきましても、生活保護法最低生活費の半分、生保受給者はおおむね100万円以上預金ができたら廃止となりますが、国保税減免では生活保護法最低生活費の6カ月分、市長が認めた減免の場合のみ、所得の激減の場合には預金の制限なしというような定めもございます。

また、所得の激減により減免制度に生活保護基準を導入しているのは、他市にはございません。制度の判定の基準が異なることを踏まえまして、減免制度をあわせることは整合性がとれないと考えております。こうしたことから、現状の方法を継続していくことが適切だと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 現に生活保護を受けている人よりも暮らしのために使える収入が低いというのは、健康で文化的な最低生活保障した憲法や、そういうものに完全に私は違反すると思います。そういうことから、市町村にはそれぞれの制度に沿った減免基準があるわけですが、今の部長の説明だと、憲法の趣旨や、生活保護よりも実際に低い収入で暮らしていく中でさらに大きい負担をされ、それからもう一つは資産を売却と言いましたが、少なくとも通常の分譲住宅程度の生活に要する資産を売却するとか、そういうことは一切ございませんし、鍋田干拓でも、鍋田干拓の、特別に豪邸を持っておる人はどうか知りませんが、普通の住宅に住んでおる人たちに生活保護を受ける状況で売却なんていうことは一切やっておりませんね。現状のそういう生活保護を受けておる人たちの状況から見て、国自身も、生活保護を受けていない人で、実際には生活保護基準以下の人が3倍から4倍おるといふように言っておるわけで、その人たちの健康で文化的な最低生活の保障というのは市町村の責務だということを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、国からの生活保護基準以下の者に対する滞納理由とする差し押さえをしないように求められることは御承知のことだと思いますが、この基準だって実際に現実の生活保護基準以下の人を対象にすべきだと思いますが、今、部長がおっしゃられたような基準でやられるつもりですか、御答弁ください。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） お答えさせていただきます。

差し押さえ、滞納処分の停止とともに、法律に基づき適正に執行しております。差し押さえを含めて滞納処分を行う上で重要なのが、滞納者の現在の状況となります。差し押さえの予告書を発送する前には、2度以上、催告書をお送りいたしまして、催告書には全額納付が困難な方は納税相談に応じる旨等を記載するなどして、来庁・連絡をお待ちして、御本人に今現在の生活状況を確認することにより、今後も含めた経済状況の把握に努めております。

滞納処分の停止につきましても、生活保護費受給者の方は当然ですが、それ以外の方も財産調査を行った上で、滞納処分ができる財産がなく、将来にわたり回収の見込みが明らかでない方は、「滞納処分ができる財産なし」「生活困窮のおそれあり」の理由で滞納処分の停止をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本市の場合、その際に不動産のある者、住宅がある者などについては、現実に生活保護以下の生活状況以下であっても滞納処分の停止は基本的にやっていませんよね。生活保護の人が受けられる状態以下のものについては、国自身も生活保護基準以下のものについて差し押さえの禁止を求めていますので、それに沿って現実を見てきちんと把握して対応するということが喫緊の課題で、非常に滞納の割合が国民健康保険税は収入に

比べて高い負担になっておりますので、あつて苦勞しておりますから、ここはそういう人たちをきちんと精算して立ち直らせていくという上でも、いつまでも引っ張るといふようなやり方じゃない手だてをとる必要があると思ひますが、その点ではいかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 服部収納課長。

○収納課長（服部朋夫君） お答えさせていただきます。

自宅等というものが差し押さえ禁止財産になっておりませんということも踏まえて、租税負担の公平性を実現する立場から考え、停止をかけるということは、市の財産を放棄するということの関連もございますので、処分することが可能な財産をお持ちの滞納者の方の停止に関しては、今後も慎重に進めていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 税収の公平性だとかいろいろ言われますが、一番土台は、生活保護を受けている人たちが、自分の生活のための住居については売却しなくてもいいという状態で、全国的にこれは実施されております。そしたら、それと同等の人たちについては、同じような対応をするのがごく当たり前の話でありますので、財産があるからだめだという一方的な理由で、だからその辺についてはきちんと精査して対応することを強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

次は、中学2年生の広島研修についてお尋ねします。

さきに永井議員が、現状、実情等について質問したことに対して、教育長のほうから実態を生々しくお伝えいただいたわけでありましたが、私は特にきょうは、この広島研修を通じて、中学生が人として成長し、学校経営の中で広島研修がどういふ役割を果たしているかということについて、教育長にお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） お答えします。

中学校の教育課程には、各学年週2時間、年間70時間の総合的な学習の時間があります。この総合的な学習の時間は、各学校の裁量で主題を定めて進めるので、学校経営面で重要な役割を果たしています。

市内3中学校では、各学年でテーマを決めて、主体的・対話的に学ぶことで、実践力のある生徒の育成や、生涯を通して共存・共栄できる生徒の育成などを目指しています。テーマは、例えば「自然教室」「環境教育」「安全教育」「キャリア教育」「進路学習」「防災教育」「福祉実践教室」等で、体験を伴って行うのが一般的です。

そして、弥富市では、平和都市宣言の具現化として、中学2年生の総合的な学習のテーマのとして「平和・人権教育」を約5カ月間学習します。その集大成が広島研修と位置づけています。この体験学習を通して、命のとうとさを理解し、人間尊重の精神を生かして、自他を

大切にすることを育んでいきます。

また、平和な世界の実現に向けて、自分たちにできることを考えます。最も難しいと言われる中学2年生の多感な時期に命について、平和について、戦争について、家族についてなど真剣に考えさせる時間を設けることは、人としての成長に大きく寄与するものと教育関係者は実感しています。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 先日、弥富北中の卒業式に、私や北中校区の議員の皆さん、また教育長も市長も参加されました。そこで、校長先生の告辞は、大変私はびっくりしました。広島に行って、本当に子供たちが変わっていることや、平和公園で「HEIWAの鐘」の歌を全員で合唱したことに対して、期せずして聴衆から拍手が、そこにいた人たちから大変な拍手が寄せられるとか、子供の変化や、そういうことを通じて、大変多くのものを学ばせてもらったという校長の祝辞がございました。

これは、この8年間の関係者の皆さんの努力があると同時に、最初、第1回の広島研修が平成23年に行われたわけでありますが、その翌年の1月号の「広報やとみ」にボランティアガイドで参加した人たちから、弥富の生徒たちの学ぶという態度に感動しましたと。弥富の人たちの弥富市や教育関係者、生徒たちの努力が見えて、難しい年ごろの子供たちに話をするのは、初めてのボランティアガイドで、幼稚園の先生だった人が、御恩返しにやりたいということでやり出したんですが、どうしようかと思って悩んでいたんですが、そんな悩みを吹っ飛ばしたというお礼の手紙を寄せられて、市広報に掲載をされたことがあります。私はこれを見て、実は今、広島の人たちも、戦争体験や原爆の体験を伝えるということに大変御苦労されている。そこへ非常にしっかり時間をかけて事前学習もする、そして事後のいろんな対応もするというのも通じて、私たちの言いたいことを真剣に聞いてくれる、みんなが状態に来てくれるということについてお礼の手紙が来ておりますが、今、I CANがノーベル平和賞をもらい、国連総会でも核兵器の禁止条約が総会としては可決されて、その批准に向けての運動が世界中に広がっておりますが、先日はアメリカの首都ワシントン市でも、全会一致でアメリカ合衆国政府が、連邦議会が批准をして署名するようという意見書を決議する。とにかく、広島・長崎を初めとする被爆者の皆さんや、その平和首長会の皆さんが、大きな努力を重ねて、今日の核兵器を、相当の国が持っている状態のもとで、一日も早く廃止して、ああいう戦禍にかかわることのないようにしようという動きが日を追って広がっております。それにしても、戦争体験を伝えるというのは非常に難しい問題で、よく私も、同じ年配だったり、もっと下の長く先生を勤められてきた方ともお話をすることがありますが、なかなか若い人たちに、子供たちに平和についてきちんと教えてあげることができなかったというふうに言っておられるわけでありますが、実は弥富市の時間をかけた広島研修

というのは、そういう人たちの思いも生かす、同時に被爆者の地、そしていまだに平和公園なんかにはたくさん人骨も埋まっているそうでございますが、そういうところで多くの人に伝えたいと思っている人たちの心を動かし励ます、そしてお互いの心が通う、このことが実は広島研修で生徒たちが変わっていく大きな力になっている、勉強したいという気持ちで行く、そしてそのことに感動してまたいろいろ対応してくださる、お互いの気持ちが本気で通い合う、こういう場所が広島研修だというふうに思いますが、この貴重な体験は、私は弥富モデルとして次の世代にしっかり引き継いでいくことが必要だと思いますが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 昨年の広島研修第1期生に、成人式で広島研修その後のアンケートを実施しました。80人が回答してくれました。その8割が、広島研修で自分の意識が生きていく上で変わったと答えています。命について、平和について、戦争について、家族について意識が変わったと答えています。一番多かったのは、恒久平和を強く願うようになったという解答です。

また、再度広島を訪れた人が2割いました。中学校卒業後、市外の友達に広島のことを話し伝えた人も2割いました。

このように、広島研修を体験したおのおのが、それぞれの考え方のもと、平和に対する気持ちが根づいていると思います。きっと中学校卒業後も、毎年ニュース等で流れる広島・長崎の原爆慰霊祭、終戦記念日等を見て、年齢を重ねるごとに思い返すと思います。これは教室ではなく、現地研修だからこそ、毎年思い返し、平和や命のとうとさを、その都度考えると思います。今後も、広島研修は続けていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 市長にお伺いいたしますが、学校教育や市民の暮らしに大きな変化を伴う制度の改変については、当事者との事前の協議や合意を伴うことが当然求められます。市民に開かれた、市民とともに歩むという立場を貫いていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 御答弁申し上げます。

本市には、南海トラフ大地震に備える喫緊の課題である防災対策、少子・高齢社会の到来とともに、経年ごとに支出の増加が予想される社会保障費など、将来にわたって本市には課題が山積しております。

広島研修実施に当たりましては、戦争体験の語り部の方に来校を願うことや映画などの代替による平和教育もあるのではないかと検討し、また逡巡をしまいいりました。しかしなが

ら、弥富市の将来への種まきと言える学校教育の中心事業については、より一層、広く市民の皆様の声に耳を傾けて判断してまいります。

先ほど三宮議員のほうから、「広報やとみ」というようなお話がございました。8年間たつ事業でございます。それぞれ行かれた生徒さんは感想文を書かれております。そのような感想文を市の広報で1件ずつ紹介してはどうかというような案を今、企画のほうで上げているところでございます。これには生徒さんの御了解が当然要るわけでございますので、すぐに対応することはできないわけでございますが、そういった面も、市民の皆様にも、このような事業のすばらしさを認めてもらいたい、知ってもらいたいということで当たってまいりたいと思っております。

議員から御指摘いただいたように、今後、教育や市民生活に大きな影響のある事業の取り扱いにつきましては、計画的かつ慎重に判断していきたいと考えております。弥富市長としてリーダーシップを大切にしながら、市民の皆様のために市政運営に今後も勤めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実は、きのうからけさにかけて少なくない市民の皆さんから、市長のほうから、いろんな予算を削ったけれども、復活させますのでというお話を伺っているという、一体どうなっているんだという市民の方からの連絡が何件がございました。これにつきましては、今、議長や市幹部と調整されていると思いますが、この予算のかなり大規模な訂正につきましては、議会の承認を得なければ、日程にのせることもできないし、また議会の承認を通じて、初めてできることでございます。それを市長が各自治会の総会の挨拶の中で、そういう趣旨のことを述べられたとか、あるいはある団体の会合の中でおっしゃられたとかということでは、こういう大きな問題を、しかも当初予算のかなり大幅な訂正をするというようなことは、私も昭和43年から議員をやらせていただいて、何代も町長、市長と、あるいは当初予算の審査にかかわってきましたが、初めてであります。前代未聞のことであり、また周辺でも、これでも大きな予算の修正ということについては、訂正ということについては聞いたことはありませんが、しかしこれはきちんと手続を踏んで、そして議会の議決を伴う案件でございますので、そういう形で処理をする。私たちも、この間、市長選挙をやったばかりでありますから、本来は性質からいうと不信任にも相当するような問題でもあるというふうに思いますが。ただ、市民生活を混乱させたり、市民に迷惑をかけるようなことはあってはならないという立場で、この問題についてはきちんと議会としても対応が必要だと考えております。ただ、市長自身が、この問題は、悪かったから直せばいいという問題意識ではなくて、当社予算の編成に当たって、そういう大幅な訂正をしなきゃいかんような事態を招いたということについては、どう自分の責任を明らかにし、決意を明らかにし、そして

市民や職員の方に不明をおわびすると、こういうことがなければ、私は本気で市民や職員の皆さんが市長を支えて頑張っていこう、いいまちにしようとはなかなかかなりづらと思いますので、そういう性質の問題だということについて市長自身がお考えになっておられるかお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） このたびの予算編成につきましては、本当に私の勉強不足、認識不足でございます。こういったことが許されるということは思っておりませんで、しっかりと市民サービス低下を招くことのないように、市民の皆様におわびをし、また議会の皆様、職員の皆様にもおわびをしながら市政運営に当たってまいりたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長から、市民や職員や議員の皆さんにもと言われましたが、市長が本気で反省しておるということのみずから示されることを強く求め、一日も早くこうした問題を当局と議会、市民が一体になって漸進的に解決される方向に進まれることを強く要請して、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、炭竈ふく代議員。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に不育症対策についてお伺いをいたします。

不育症とは、2回以上の流産や死産、また早期新生児死亡、これは生後1週間以内の赤ちゃんの死亡をいいますが、こうしたことを繰り返して、結果的に子供を持たないことと定義されています。つまり、女性が妊娠しても、流産や死産を繰り返す病気を不育症といいます。流産の確率は、年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では、深刻な問題の一つであります。

そこで初めに、不育症について、本市ではどのような認識をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症とは、議員の御質問の中にもあったように、妊娠22週以前に流産を繰り返す習慣流産、あるいは反復流産に加え、妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児死亡を繰り返す場合も含めて定義されており、こうした症状を抱えた子供を産み育てたいと切望する夫婦、特に母親となる女性にとって、精神的・肉体的な苦痛は、はかり知れないと感じざるを得ません。

よって、本市としましては、ますます進む少子化社会への対応策として、国はもとより地方自治体としても取り組まなければならない課題の一つであると認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10%から20%の頻度で起こると言われています。流産を繰り返す不育症患者は、全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。本市においても、このように不育症に悩む方は少なくないと考えます。

そこでお伺いをいたします。

本市において不育症と診断された方の人数など把握をされているのでしょうか、わかるようでしたらお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症と診断された方が保健センターの窓口や電話などで相談されることはほとんどありません。また、産婦人科など医療機関からの情報提供もありませんので、不育症の方が市内に何人見えるかは、把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 不育症の原因については、染色体異常、子宮形態の異常、血液が固まりやすく胎児に栄養が行き届かないことなどが上げられますが、多くは不明とされています。しかし、厚生労働省研究班によりますと、適切な検査や治療によって、80%以上の方が出産にたどり着けると報告をされております。流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成24年1月から保険適用となり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。しかしながら、不育症治療の多くは保険適用外のため、多額の費用負担に不安を抱え、治療を断念せざるを得ない患者さんもいらっしゃるということでございます。

また、不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は、強い心のストレスを抱えたままであると言われます。厚生労働省は平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配付したとあります。そして、平成24年10月に、全国の相談窓口の一覧表を公開いたしました。

都道府県ごとに不育症相談窓口が設置され、63カ所で不育症の相談が可能になったとあります。

本市は、ただいま御答弁で不育症の方が何人お見えになるかということとは把握はされていないということでございますが、流産や死産を繰り返すことで、心身ともにダメージを受けストレスを抱えたままの患者さんにとって、身近で気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であると考えます。

そこで、本市における相談窓口と周知啓発をどのように行っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症の方は、通院している医療機関などに直接相談されていると思いますし、保健センターでは医療的なアドバイスが難しいため、専門的な窓口は設けておりませんが、相談があれば丁寧にお話をお聞きし、県が名古屋大学医学部附属病院に委託をしております愛知県不妊・不育専門相談センター等を紹介するなどの対応をしております。

また、本市としては、これまで不育症相談についての情報発信をしておりませんでしたので、我々職員も改めて不育症について知識を深めるとともに、市のホームページに関連ページを作成して、行政も関心を持って見守っていることを周知していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 不育症に悩む方に対し、正確な情報を提供し、心理的な相談であったり、医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要であると思いますので、周知のほうもどうかよろしくお伺いをいたします。

また、不育症の方の検査や治療の多くが保険が適用されておりません。そこで、患者支援として、経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度について、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

不育症治療費の助成についてですが、県内では平成30年度に4市町が実施されており、海部地区でも平成31年度から愛西市が助成を始めるとの報道がなされております。

おっしゃるとおり、不育治療にかかる経済的負担も非常に大きく、お子様を諦める方もいるとお聞きしておりますので、市としては将来的に取り組むべき事業として調査・研究してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 不育症の助成制度、全国初で導入されたのは岡山県の真庭市です。

2010年の4月から、年間上限30万の助成を行っています。これは、NHKなど全国放送もされました。その後、不育症の治療助成制度を導入する自治体がふえてきております。ただいま健康推進課長の御答弁にもございましたが、県内では瀬戸市、小牧市、東海市、東郷町が実施をされています。また、愛西市が31年度から助成制度を開始されるとのことでございます。

不育症を知ること、適正な検査や治療をすれば、多くの命を守ることができます。どうか少子化対策の一環として、不育症で悩んでいる方々への支援を切に要望するとともに、今後とも前向きに御検討を重ねていただきますことを申し上げまして、次の質問に入ります。

2点目に、胃がん予防対策として、特に中学生へのピロリ菌検査についてお尋ねをいたします。

今や、2人に1人ががんにかかると言われております。特に胃がんは、日本人のがん発症部位の上位であり、男性では死亡率のトップであります。胃がんの主な原因とされるピロリ菌は、主に5歳ぐらいまでに感染をし、胃の中にずっと住み続けるらせん形の細菌で、症状がなく、放っておけば、胃の粘膜が薄くなって、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、そして胃がんに影響があると言われております。これらは除菌をすれば、発生を抑制することが可能です。

胃がん予防に関しては、早期発見・早期治療に向け、ピロリ菌検査の導入をと、平成29年の3月議会で質問させていただきました。がん対策について担当課には、受診率向上に向け、これまでもさまざまな取り組みで市民の健康を考えていただいております。その中で、昨年7月からは集団検診に胃がんリスク検診が導入されました。20歳から65歳の方を対象に、血液検査によるピロリ菌抗体検査、ペプシノゲン検査を生涯1回限り、1,000円で受診していただくことができます。

そこで、初めにお伺いをいたします。

今回導入をされました集団検診での胃がんリスク検診を受診された方の人数を世代別にお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

平成30年度に保健センター及び十四山総合福祉センターで7月から1月までに実施しました集団検診での胃がんリスク検診の受診者数は、男性54人、女性105人の合計159人です。

年齢別の内訳は、20代が1人、30代が25人、40代が54人、50代が46人、60代が33人となっており、うち精密検査対象者が29人となっております。

今回は、検査実施の初年度ということとPR不足もありまして受診者数が伸びませんでしたので、来年度は個別通知をしております、がん検診等受診券にもわかりやすく表記をし、受診者数の増加に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） どうかよろしく願いをいたします。

続きまして、中学生へのピロリ菌検査についてお尋ねをいたします。

ピロリ菌について、WHOの国際がん研究機関は、胃がんの約8割はピロリ菌感染が原因として、各国に胃がん予防のため対策を検討するように求めています。また、予防には、萎縮の少ない若い世代で除菌することがより重要であるとされています。

私は、平成28年6月議会的一般質問におきまして、中学生を対象としたピロリ菌検査の先進事例として、全国初の大阪府高槻市や兵庫県篠山市、岡山県真庭市などを紹介させていただき、本市への検査導入を要望いたしました。しかし、市側からは、中学生へのピロリ菌検査は考えていないとの答弁でございました。しかし、その後も全国の市町村には導入が広がっています。

三重県松阪市では、今年度から市内在住の中学3年生で、検査を希望し、本人と保護者が同意した方を対象に、学校検尿の尿を使ってピロリ菌検査を開始しています。また、県内では知多市が導入をされ、さらに蒲郡市では平成29年度から採血による検査が行われています。

WHO世界保健機関での専門組織や国際がん研究機関においても、胃がん対策はピロリ菌に重点を置くべきだと発表しております。また、国内の専門家も、ピロリ菌感染予防や治療に向けた指針で、中学生ら若い年齢層での検査が特に重要であると指摘をされております。

中学生を対象に行うことで、生徒にピロリ菌の感染リスクや除菌の有効性について正しい知識を身につけてもらうことができると思います。そして、そのことから親世代への意識啓発にもつながり、胃がん予防検診への意識が高まることも期待できるのではと考えます。

そこでお伺いをいたします。

本市における中学生へのピロリ菌検査導入について、再度、御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

中学校では、学校保健衛生法に基づいて、毎年、健康診断を実施し、生徒の健康管理に努めていただいております。また、がん予防の効果を高めるための取り組みとして、中学生を対象にピロリ菌検査を導入する自治体がふえつつあるのは、御指摘のとおりであります。

ただし、本市としては、ピロリ菌の除菌に抗生物質が使用されることから、健康被害等を注視しなければならないことに加え、日本小児栄養消化器肝臓学会が昨年11月に公表しました指針で、ピロリ菌の除去は、成人では胃がんのリスクを低下させるが、小児では科学的根拠はないと指摘しており、無症状の子供への検査と除菌は、欧米の指針では推奨されていないことや、胃がんになるリスクの高い重い胃粘膜萎縮は、子供では基本的にないことから、中学生を含む小児に一律に検査と除菌を行うことは推奨できないとしておりますので、現時

点では中学生への検査導入は考えておりません。今後は、先進地の状況を研究しつつ、方向性を探っていきたいと考えております。

その一方で、ピロリ菌の除去治療を受けた年齢が高くなるほど、胃がん発症の予防効果が低下していくことや、20代から30代までに除菌ができれば、ほぼ100%近く胃がんが抑制でき、一度除菌をすれば再感染することはほぼないと言われておりますので、本市としては今後も20歳からの胃がんリスク検診を推進していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に、学校におけるがん教育についてお尋ねをいたします。

文部科学省は、平成18年に成立したがん対策基本法のもと、平成24年、政府が作成したがん対策推進基本計画において、子供に対しては、健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とすることとされています。また、平成29年度における全国でのがん教育の実施状況についての調査結果も公表されています。

がん教育については、文部科学省が学習指導要領に位置づけ、各学校で授業が行われるよう全国展開が進められているということです。

そこでお伺いをいたします。

本市では、学校におけるがん教育についてどう取り組まれているのか、現状をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校におけるがん教育についての取り組みの現状について、御答弁させていただきます。

現在、日本人の2人に1人ががんになると言われており、がんは克服しなければならない代表的な疾病の一つとなっています。この流れを受け、学校教育でも、がん教育の取り組みを進めることが重要となってきました。現在、市内の各小・中学校では、保健学習や学級活動、そして道徳を中心に指導を進めています。例えば保健学習では、健康の保持増進、生活習慣病の内容に含めて取り扱っています。

がん教育は、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体で取り組んでいくことが大切です。また、発達段階に応じて児童・生徒の理解の度合いに合わせて指導していくことも重要です。そして、忘れてならないのが、がんと闘っている児童・生徒がいる場合や家族にがん患者が見える場合などです。そのような点にも配慮しつつ、子供たちに寄り添った指導が求められます。そこで道徳では、思いやりや助け合いなどの観点から、自分と異なる

悩みを抱える人たちとの接し方などについて考える機会を持っています。

地域がん診療連携拠点病院の指定を受けております海南病院が、がん教育への支援に取り組んでおり、学校側から相談があれば、可能な範囲で協力したいとお話をいただいております。今後も、各校において工夫を重ねつつ、がん教育を行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） がん教育につきましては、本市の各小・中学校では、保健学習や道徳の時間で指導を進めていらっしゃるということで、がん教育は生徒のみならず、その家族や周囲にも将来の病気のリスクを知ってもらい、適切な健康管理につながっていくものと考えます。先ほど御答弁にもありましたように、海南病院さんからも、講師の依頼があればということでしたので、ぜひそういう教育について考えていただくといいかなと思いました。

また、昨年7月からの導入の集団検診におけるがんリスク検診を実施している自治体は、海部地区の中では弥富市だけとお聞きしています。さらに、その検査対象も、先ほど健康推進課長からお話がありましたように、20歳から65歳までと全国で実施されている自治体の平均よりは、本市は若い年齢から対象としていただいていることは本当にうれしく思います。どうか、そうした若い世代の方々へ周知啓発の強化をしていただくことで、今後また受診率の向上にも期待できるものと考えます。

そして最後に、中学生へのピロリ菌検査につきましては、前回同様、今時点では考えていないということでございます。今後、行政、医療、教育関係と共同で、先進地の研究を初めといたしまして、また安藤市長の強き御決断で、実施に向けてのさらなる御検討をしていただきますことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に大原功議員、お願いいたします。

○16番（大原 功君） ここで、東日本の被害者の方について、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、今、2,500人近くの方がまだ家に帰れない方がお見えでありますので、一日も早く家にお帰りできるように、皆さん方と黙祷をしたいと思いますので……。

○議長（堀岡敏喜君） 後でやりますので、ありがとうございます。

○16番（大原 功君） まず、一般質問については、開発部長。開発部長は、ワードについては、ここには物も建ちません、そして製品をつくりません、塗装をしませんというふうでありましたけれども、この点については、この今の会議録についてはありますけれども、これに間違いはないですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御答弁申し上げます。

会議録に書いてあるとおり回答させていただいたことに、間違いがございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そしたら、安藤市長に聞きますけれども、今、開発部長が言いましたように、ここには物も建ちません、また製造、あるいはその塗装もしませんというふうにありますので、これを含めて27件の農地転用違反がありますので、これについて警察に告発しますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨年10月から11月にかけて実施した農業委員会の農地パトロールで報告されたものが26件あります。これについては既に是正通知等を発しており、今後も農業委員会と連携して指導をしてまいりたいと思っております。

あと、ワードの件につきましては、これは制度に従って対応してまいりたいと思いますが、ただし今後も農業委員会さんとしっかりと連携をとって、速やかに改善、是正されるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、安藤市長に聞くけれども、農地法の4条、5条についてはどのように書いてありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農地法4条につきましては農地を転用する、また5条につきましては人に渡すというようなことでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長は、弥富土地の土地改良の職員でもあった、あるいは平成12年には弥富土地改良の土地改良事務局長にもなっております。県議になってからだと思いますけれども、このときには議員連盟の事務局長ということでもありますので、この4条、5条がわからんということでは、市民が安堵できない、安心ができないということであるので、当然、ここに今のワードというのがあるわけですが、これは弥富中学校から比べると、150メートルぐらいかな、そんなところにあります。これからは南風が吹いてまいります。そういうときになると、中学校でも窓をあけたり、あるいはこの地域には鉄工団地、あるいは南風が吹けば、平島町のほうにも粉じん、あるいはカーボンが飛ぶ、そしてその近くには米や麦、あるいは野菜、果樹がつくってあるので、この点については、あなたは農業が大事ということでもありますので、検討するということでは市民は、先ほど言ったように、安藤市長は前の市長、この方について、市民を守る、そして安心して暮らせるというふうになっておりましたけれども、この点についてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ワードが関係する健康被害等々、中学生、また近隣住民に対しまして、

そのような健康被害が生じることは絶対にあってはならないことであると私も認識をしているところでございます。そういったことがないように、これから注視をしてまいりますとともに、先ほど申しましたように、違法は違法であるということで、しっかりと農業委員会も連携をしながら対処してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 勉強したいという話ですけれども、先ほど言ったように、弥富土地に職員として何年か勤められ、そして12年には弥富土地の土地改良事務局長ということであるので、十分20年以上は勉強されておるとお思いますね。こういう中で、生徒が危険であったり、あるいは健康を守れない、こういうことに対しては、行政としてはすぐに対応することが大事だと思うんですけれども、なぜ警察にすぐやるということは言えないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まだワードからの健康被害を受けたという確認がとれておりませんものですから、もしそんなことがあったら、あってはならないこととございますので、あったらすぐ警察のほうと、またそれぞれの機関とも連携をしながら対処してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は、ここに書いてありますけれども、県の建設部長に行って聞いてきました。そしたらここには建設許可も与えていない、農地転用もやっていないということで、今月の初めころだと思っておりますけれども、行ってまいりました。そして、金曜日の3時半ごろ、県のほうから、ここについては、函面もあります。あるいは今のこういう内容もありますということで、お見せしますということになっておりますけれども、3時過ぎておりましたので、8日ですよ、明くる日が日曜、土曜日となりますので、間に合わなかったんですけれども、実際にこういうのがあるということでもありますけれども。

20年以上の、そういう農地に対してやってみえるんだから、これが事実、証明ができることがあります。こうなってくると、安藤今の市長は、農業者というのは、土地改良区の組合員になりますか。何になりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農業をやってみえる方は土地改良区の組合員……、農地を所有してみえる方は土地改良区の組合員であります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、安藤市長が言われるように、我々の農業者も、私も含めて、おたくもそうですね、組合員ということであるのと、私どもが年間負担するのは、かなりの金額で負担するわけですね。この負担というのは一体何に使われたんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 土地改良区は、大きく2点の経費をいただいております。それは1つは経常賦課金、もう一つは特別賦課金というものを農家の方からいただいております。この経常賦課金につきましては、土地改良区の運営費でございます。そして、もう一つの特別賦課金というのは、事業に対する負担金ということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうのに使うということは、農業が塗料とか粉じん、あるいは解体、それからプラスチック、あなたのところにもありますね。そういうのもあるわけでありまして、そういうのが近くで田んぼをやってみえる方はかなりの迷惑をしておるわけですね。そういうのに金を使うということについては、当然あなたが守るべき、ヘッドにおるわけですね。このヘッドの今まで20年間については、どのように農業の対策をされたのか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回のワードの問題に対しまして、近隣農家の方、農業者の方に御迷惑が出ているようであれば、早急に調査をしまして、その対応に当たってまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は調査をしたから、安藤市長がここに市長じゃなかったら、この問題は聞かなくてもよかったわけ。あなたが県会議員だったら、別にここで質問する必要はなかった。あなたが県会議員になって市長になった。市長になったから、農業に対しては、あなたが先頭に立って弥富市の農業をやられたわけなんです。危険があるからといって、危険があるから、こういうふうに私は一般質問をしておるわけなんです。その説明をしてください。危険があるかないかということ。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ワード近辺の農業者の方にどのような危険が及んでいるか、私、まだ認識不足でございますものですから、調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こういうふうに、ちゃんとあるんですね。これは市役所からもらったやつなんですね。あなたが市長になってから3カ月ぐらいたつわけですね。こういうことは最初からわかっておるわけなんです。調査をするなんて、調査はできておるわけなんですね。なぜ警察に告発ができませんのか。安藤市長には告発をしないというデメリットがあるのかないのか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ワードの告発の問題につきましては、所定の手続をとって、告発すべ

きであれば告発をしていかなければならないわけですが、ただこれは県がやることでございますものですから、市と県、そして農業委員会としっかりと連携をしながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 農業委員会は県がやるわけですか。弥富市農業委員会がありますでしょう。その農業委員会で審査して、これがこういうふうに出ておるわけなんですね。こうなると、安藤市長が不適切、あるいは金銭トラブルがあるかないかというふうに市民から思われるんじゃないですか、これだと。その辺についてはどうですか。あなたがデメリットがあるから警察に告発をしないということに市民がとるんじゃないですか。どうですか、その辺。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私に対してメリット・デメリットは一切ございません。ただ、今、申し上げましたように、県がとる所定の手続でございますものから、県のほうともしっかりと審議をしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 私は、県のほうに、先ほど言ったように確かめてきたわけね。職員が何度も、ここでは佐藤高次議員、それから三浦議員が農業委員会の委員であります。これは議会推薦で、私もそうですけれども。その中で私は副会長をやっております。そのために市民の安全、あるいは生徒の健康を守るために、法務局へ行ったり、あるいは税務署へ行ったり、県事務所へ行ったり、全部して回ってきました。その結果をすると、市側はこの内容を出せということ、県からもらえと言っておりましたけれども、県に聞くと、一遍もそんな申請はありませんということなんですね。だから、余りにもフェイクが多過ぎて。

安藤市長は、これだけの大きな問題があるということは、あなたが20年以上農業を担当しておった中で見ておるはずですね。県会議員の中に、いろんなところを回っているでしょう。鍋田のほうでも、あなたのところの弥生のほう、いろんなところに挨拶しておるときに、その前は通っているはずですね。チェックがしていないということは一体どういうことなんですか。説明してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私も市内いろいろ回らせていただいておりますが、現場それぞれはなかなか確認ができていない部分もありますものから、しっかりと今後は確認をしてまいりまして、そういった是正に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 確認をしていないと言うんですけれども、あなたが朝晩、この市役

所に来るとき、そのときにあなたのすぐ家の近くにあるでしょう。これは見ていないんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 大原議員が言われるのは、多分、※

、あそこのリサイクルの中間処理の施設な
んですかね、やってみえますが、それは確認をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これについては、教育長にも言いました。そこには弥生小学校の生徒が通ったり、あるいは市民の方が通るということで一遍見てくださいと。写真も撮ってありますね。あなたのすぐ100メートル、200メートル近くのところですよ。あなたは毎日、車でそこを通るでしょう。これでチェックがしていないということはどういうこと。これは、あなたが県会議員のとき、あるいは弥富土地のときの職員のときからあるわけなんですか。それがチェックしていないということはどういうことなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） その土地につきましては、農地転用がされているものと私は認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長に聞くけれども、この農地転用違反というのがこれだけあるということは、恐らく知ってみえると思う。海部土地、あるいは鍋田土地に負担金を約5,500円近く払うわけですね、1,000平米当たり。そういう金は、あなたのところに行くわけでしょう、土地改良区だから。そしたら、その金が、皆さんから集めた金は、こういうのを守るため。あなたが市民の安全、豊かな生活を暮らしたい、これは一体何なんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 土地改良区は、農村農家の方々がいかに効率よく農業をやっていただくか、そういったことに御協力する団体であるわけでございまして、基盤整備であり、また防災対策でありというようなことが今あるわけでございますが、また一方では食の安全・安心にもかかわっておりますものですから、そういった事業をこれまでしてまいりました。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに2019年の1月13日、市民の皆さん方の大きな期待になる、市民の皆様方と真摯に受けとめ、そして地域の産業のために、弥富市に皆さん方が住みやすい、そういう運営をするということが書いてありますね。新聞を皆さん、読まれたときがあると思いますけれども、中日新聞に書いてあります。1月13日ですね。これは一体、あなたは市民をちょうらかすための文章なのか。どっちなんですか。

※ 後日取り消し発言あり

- 議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。
- 市長（安藤正明君） 市民の安心・安全が一番でございますし、また市民の幸せも一番だと私は思っております。以上でございます。
- 議長（堀岡敏喜君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） そういうふうだったら、先ほど言ったように27件をすぐね、市民の方が塗料とかいろんなものやったら健康に悪いでしょう。今はちょうど麦が生えています。野菜もあります。そうなれば危険があるから、すぐ刑事告発するのがあなたの義務じゃないですか。この辺のついてはどうですか。
- 議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。
- 市長（安藤正明君） 先ほども申し上げましたが、刑事告発につきましては、県がとる所定の手続の中での告発となりますものですから、市はそのことに対しましては、きちんとした資料が欲しいのであれば提出をいたしますし、連携をとってやってまいりたいと思っております。
- 議長（堀岡敏喜君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） そうすると、この面積は県の土地ですか。弥富市の土地なんですか。どっちなんですか。県が管理する土地なんですか。弥富市が管理する土地なんですか。どっちなんですか。
- 議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。
- 市長（安藤正明君） 弥富市内の土地でございます。
- 議長（堀岡敏喜君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） そういうことは、この問題が、何遍も言うようですけれども、今の土地は、27件のほかに草生えを入れると約10万平米あります。これを例えば雑種地にした場合、年間2,000万は入ります、弥富市に。そういうことをすると、あなたは20年間の間で4億の金が、あなたの管理のために弥富市の税金が入らないということが明記されるんじゃないですか。この点についてどうですか。
- 議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。
- 市長（安藤正明君） 私が当たってまいりました弥富の土地改良区が面積が320ヘクタールの土地改良区でございまして、弥富市内には弥富土地、そして鍋田土地改良区、十四山土地改良区ということであるわけでございますので、全てが弥富土地のエリアではないということをお伝えしてまいります。
- 議長（堀岡敏喜君） 大原議員。
- 16番（大原 功君） あなたが農地を守らないから、滞納もようけふえました。これについては、今、弥富市の市民税につきましては、滞納だけで1億8,790万円あります。それか

ら、未納につきましては1億4,500万。半端はありますけどね。それから、国保税については1億8,700万。それから、今の滞納につきましても1億6,100万円ということですので、国保と全部合わせると約6億8,000万があります。これはあなたが農業を守らないから、農業者が生活できないから、こういうふうになったと思いますけれども、この点についてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市民税、また国民健康保険税の滞納等につきまして今お話をいただいたわけですが、農地と関連する部分はあるかとは思いますが、いろいろな要因があるかとは思いますが、そういったことはこれからしっかりと勉強させていただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そしたら憲法30条、これはどうなっていますか。日本憲法30条。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 日本国憲法30条につきましては、国民は、法律に定めるところにより、納税の義務を負うということであります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の農地法を守らない人は、憲法ではありませんから、法令とか何かありますね。今の滞納されておる方は日本国憲法に当たるわけですね。そうすると、この滞納の人だけは、あなたは政治を強くして、まだ差し押さえを、185件ありますけれども、こういうのに対してどうですか。なぜこの方たちに、これだけの延滞を請求したり、あるいは今の差し押さえをされておるんですか。この点について、安藤市長。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国民健康保険制度は、病気等で働くことができない方が主で加入していただいている制度でございます。そのため、国や県からの公費、一般会計からの繰り入れにより、少しでも加入者の保険税の抑える仕組みになっております。今年度から大幅な国保制度の改正が始まりまして、国や県からの公費や激変緩和対策により、県に納付する保険事業納付金の額は抑えられ、順調なスタートを切ったと言えるところでございます。

しかし、国からの法定外繰り入れの解消、県単位での保険料率の統一化、資産割の解消等、課題が山積している状況であり、安定した国保運営のためにも適正に賦課した保険税をきちんと納付していただくことが、税の公平性からも大切なことと考えております。

失業や病気等により生活環境が変わり、税を納付することが困難な方には、今年度から納付期限を過ぎた早い段階での一斉電話催告や家庭訪問をするなどし、相談の中で納付が困難な世帯には分割納付や、制度に当てはまれば減免制度の利用を説明しております。早い段階に接触し、滞納額が高額になる前に相談体制がとれるように努力しておるところでございます。

す。

滞納繰り越した税につきましては、収納課で一括で管理され、さまざまな機会を捉え、生活状況に合わせた納付計画を提案させていただき、納付に結びつけることで、平成31年1月末現在の国民健康保険税の滞納収納率は20.6%となっております。同月の前年が21.2%でございました。

今後も、市民の方に寄り添い、きめ細やかな相談を収納課、保険年金課、県の機構とも連携して行い、適正な収納に努めてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市民税と県税を含めて、今、1億8,700万あるわけですけれども、安藤市長のところの謄本をとってきました。そうすると、宅地が677平米、約200坪。この中に、あなたが平成11年に建物を建てられました。これを法務局で聞きましたら建物登記はしていないということでもありますけれども、これについては、当然、建物をつければ、そこに税金がかかるわけですね。税金がかかって、そして取得のほうにつきましては県税に納めなきゃいかんわけですね。例えばあなたの建てられた家が1,000万だとしますと、約30万、3%払わなければいけない。県税は4%かな、払わなきゃいかんというふうになっていますけれども、この県税については、あなたは払っていますか。払っていないですか。どちらなんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私の家、父親名義であるわけですが、平成12年4月に増築をしております。そういった面におきまして、県税の滞納ということは、これまで通知を見たことがありませんし、私は納められているものと認識をしております。

また、登記につきましては、先ほど申しましたように父親名義ということもあり、怠った面もあるかもしれませんが、そのようなことであれば、速やかに対応させていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたは大学を出られて立派な方ですので。坂本龍馬は、自分のことは自分が一番よく知っておるというふうに言われておりますね。あなたも平成11年に建てられたものに対しては、恐らくまだ20年しかたっていないから覚えてみえると思うんですね。もしこれが納めていなかったときには、どのように責任をとりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） もしというようなたとえの話ではございますが、そのようなときがあれば、きちんとした制度に基づいて対応してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番(大原 功君) そうすると、もし納めていないときは、普通は税金を納めていないのは滞納、あるいは延滞になりますけれども、全く納めていないということになると脱税ということになっちゃうね。こういうことがあると、あなたは市長ですから、その責任はとられるということではないですか。

○議長(堀岡敏喜君) 安藤市長。

○市長(安藤正明君) その当時につきましては、先ほども申しましたように父親ということがあるわけですが、父親からも、そのような滞納ということは何も聞いておりませんものですから、その答弁で御勘弁いただきたいと思います。

○議長(堀岡敏喜君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 建物の登記をしていないということになると、恐らく取得というのは、県のほうも取れないんじゃないかなというふうに思うので、これは調べて6月議会にまた言いますけれども。実際に、もとに戻るんですけれども、27件を警察に告発するというのをあなたが市民の前で、議会の前で約束すると言うならば私は議員をやめるから、警察に告発しますか。そこまで私は、あなたが不適切じゃなかったら警察に言えると思うんですけれども、この辺についてはどうですか。

○議長(堀岡敏喜君) 安藤市長。

○市長(安藤正明君) 26件につきましては、是正通知を出しているところでございます。そして、またワードの件に関しましては、繰り返しになりますが、県の所定の手続につき告発するものであれば、市としても協力をしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長(堀岡敏喜君) 大原議員。

○16番(大原 功君) 先ほどあなたが言われたように、これは弥富市の土地でしょう。弥富市の土地を守るのはあなたじゃないんですか。道路管理者もそうでしょう。それをなぜ県に預けなきゃいけませんか。弥富市の市長であれば、弥富市の首長ですから、あなたがやってきちっとすることが大事なことなんですね。それが市民に豊かに暮らしたり安心して暮らせる、あるいは健康づくりもできる、農業の食の安全もできる、こういうことでありますでしょう。私はそれを守るためには、議会議員として9期36年をやらせていただいた。町村合併にしても、中学校、小学校の特別委員長、あらゆるものをして弥富市が発展するようにしてきましたので、あなたが約束して、今の27件、農地転用違反者を今月中に警察に告発するという約束をしてください。そうすれば、私は議員を辞職します。辞職して、また次の選挙があれば、そのときに再度、皆さんに支持をいただけるかいただけないかわかりませんが、一般質問で本会議でこの問題を、もっと多くの問題があると思いますので、そういう約束をしますから。どうですか、市長。そこまで言っても市長はやらんということになると、これは不適切がある、あるいは金銭トラブルがあるんじゃないかというふうに市民の大半の

方は思うと思いますけれども、それを襟を正すのが首長じゃないんですか。我々は、税金は何のために払うんですか。

一般会計の税金というのは、市民の暮らしをよくする目的税ですね。固定資産税でもそうです。あなたが先ほど言ったように、国保の滞納、あるいはそうなれば国保でも国のほうは法定外と言って一般会計から入れておるわけ。そしたら、この方たちでも税金が払えない、今は払えないけれども、いずれ大きく子供さんがなったときには必ず払いますというふうに言われておる方もあるんです。その中には家族がまだ小さく、あるいはお洋服を着せたい、あるいは食べ物も同じようにさせたいというのが親心であるでしょう。そしたら、憲法を守らなかったら、この方たちにもそういう恩恵を上げて、6億5,000万ぐらいまけてあげたらどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま案件となっております転用26件につきまして、うち6件は一時転用で是正済みというようなことがあります。そしてまた、それぞれの案件につきましては、もう一度しっかりと農業委員会と連携をとりながら、是正してもらおう方向で、是正してくださいということで進めてまいりたいと思っておるところでございます。

また、ワードにつきましては、繰り返しになりますが、県の制度にのっとりまして手続を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 健康というのは一分一秒も待てんわけなんです。中学校の子供さんが、150メートルも離れていないところで、なせそれをしたり、カーボンが飛ぶようなところで生徒はそれで安心できますか。これはあなたが前の市長、突然、女性をつくってやめられましたけれども、あの方の続きをやるということで、私どもも応援してあげておる。あなたの言っておることは、全くアウトローの話じゃないですか。この点についてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そちらの工場につきまして、一度私も確認に参りたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 総務部長に言いますけれども、刑法62条、これはどのようになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

刑法第62条でございますが、1項は、正犯を幫助した者は、従犯とする。2項は、従犯を教唆した者には、従犯の刑を科するという条文でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） もう一つ聞きますけれども、共謀罪というのが平成29年7月に施行されたわけね。この共謀罪というのはどのようになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

簡単に申し上げますと、犯罪を行うことを具体的・現実的に話し合い合意に至ることによって成立する罪のことです。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、安藤市長は公人でありますから、このようなものを知っていながら放棄するということになると、犯罪に当たるのか当たらないのか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今の御質問でございますけれども、具体的にどういった行為が、今、申しあげました刑法62条とか共謀罪に該当するかというのは、現在、私ではわからないところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは市長、当然あなたが知ってみえるわけで、それから農業委員の土地改良、いろんなことをやってみえる。これは知っておりながら、この20年間はあったわけなんですね。これは幫助になると思うんですけれども、あなたが知らなかったら幫助になりません。悪いことをしておるやつを、あなたが認めておるわけですから、ずっとね。そのために我々は今の負担金を払っておるわけですね。その負担金の利用については、農業拡大をするとか、そういうことであるので、当然、農業を守るための負担金であるから、あなたはよく知ってみえるはずですよ。この辺については、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私がおりました弥富の土地改良区の管内につきましては、そういったケースがないように努めてまいりましたところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたが今言うように、そのように守っていきまうと言うけど、20年間守られていないから、こういうふうになる。あの中学校ができるのは、あなたはわかりませんか。わかりませんが、当時、町村合併、このときに十四山、飛島、蟹江、それから弥富というふうであったわけなんです。そのときに中学校をあそこへ持っていくためには、当時の町長、この方に町村合併を私がやってあげるから、何としてでもあの中学校を向こうへ持って行ってくれという約束をしながらして持っていった学校なんです。そして、平成19年に3月に開校しておるわけなんです。

それだけ大事な学校なんです、あれは。私は生徒を守り、あるいは地域のために守るために議員を今9期やらせていただいております。これは市民に恩返しするためには、やっぱりきちっとせないかんことなの。先ほど言ったように、あなたが刑事告発をするという約束すれば、私はあなたがこの3月にちゃんとしてくれれば、その時点で私は議員を辞職しますから、こういう約束をするので、市民と約束できますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富中学校及び近隣の農業者、また住民の方々に健康被害が及ぶようであれば、これは早急に対応させていただきたいところでございます。

また、何回も繰り返しになりますが、ワードの件につきましては、県の所定の手続に従いまして進めてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長がそこまで、いわゆるやらんということであるなら、市民は安藤市長には安堵できないね。生活が不安じゃないかと思いませんか。この辺について、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 告発につきましては、県がとる所定の手続でございますものですから、市としては告発ができないのが現状でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 被害届は弥富市が出せばいいわけね。県が出さなくても。あなたも県会議員を7年半やられたら、大村知事の県政の中で、総務や、あるいは民生、あるいは農林の仕事をやられたと思います。その中であれば、当然、あなたはわかっておるはずなんです。弥富市の土地がこういうふうにされておるということに対しては、なぜ被害届を出さないのか。出せん理由は、あなたに疑惑があるから出せんというふうにしか市民は思いませんよ、これだけ言ったら。

そうじゃなくて、恐らく疑惑はないと思うので、あなたも襟を正して「やります」と言えば、別に何もこんな問題を大きく取り上げることもありません。この辺について、市長、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富中学校の生徒、また近隣の周辺の住民の方、そして農業者等に健康被害等があるようであれば、市としてもそういった対応に当たってまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長、あるから私は質問しておるわけね。みんなあるわけです

ね。

総務部長、刑法230条を言ってください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

刑法第230条につきましては、名誉毀損の条文でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） それは今の総務部長、事実の証明ができるということに値するのか、どっちなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今の証明のお話でございますが、これは刑法の230条の2のほうでございます。こちらに規定してございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうことは安藤市長、今言ったように、これだけの違反があることは証明ができておるわけね。その証明ができておりながら、安藤市長が警察に告発せんということは、一体どういう意味を、あなたはどうしてこれだけ拒むんですか。この辺のところはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 不法転用の問題につきましては、しっかりと農業委員会のほうでも協議をさせていただいておるところでございますし、また大原議員もそのメンバーの一人であると私は認識をしているところでございます。そういった中で是正できるものは是正をしていきたい。どうしてもだめなものに関しましては、県を通じてしっかりとした所定の手続で進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長、私も議員生命をかけて、議員を辞職する、市民のための健康、あるいは地域の安全、そのためにここまで言っているんですから、あなたも決断したらどうですか。なぜこの決断ができないんですか。

県が被害届を出すんじゃないで、弥富市の土地が荒らされておるから被害届を出してくださいというだけのことなんですね。なぜその約束ができないんですか。そうする、服部彰文前の市長の行政で住みやすいまちづくりというのとか健康づくりというのは、全くはったりというぐらいじゃないですか。こうなるとアウトローにかわりない。これについてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁申し上げましたが、健康被害が出ているようであれば、これまでは確認しておりませんが、それであれば被害届を出していきたくて思っております。

また、農地法の関係に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、農業委員会できちんとした是正の催告を出していただきまして、どうしてもやっていただけないというような場合は、所定の手続をとってまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員に申し上げます。同じ質問が繰り返されているようですので、まとめていただくようお願いします。

大原議員。

○16番（大原 功君） これは大事なことなんです。子供さんの安全を守らなかつたら、我々議員は何をやっておる。市民の安全を守らなくては何をやっておる。ただ市民の税金を、議会費は約1億8,000万ぐらい組んであると思いがね。そうじゃありませんか。その市民税を我々はいただいておるわけなんです。いただいておる以上は、市民の安心・安全が守るのが当然のことでしょう。市長もそうでしょう。市民の税金ですよ、あなたがいただいておるのは。そういう約束をなぜできないのかと。できないということは、先ほど言ったように、あなたに業者と不適切があるか、あるいは金銭トラブルがあるかということ、市民はそう思いませんか。私はあなたの名誉をきちっと潔白にさせるために言っておるわけなんです。証明があつてきちつとしておるわけなんです。だから、そこまで言ってもあなたがやらんと言うなら、これ以上言っても仕方がないですけども、次のまた6月議会にすることにします。

次の質問に行きますわ、議長が言うからね。

次に、中学校の広島行き。これについては私が全協で、あなたがなくすると、廃止するというので、私が強く言いました。そんな市長なら、やめていけ。あなたには市長は難しいと言いましたね。その後について、私はあなたから1,600万についての説明はいただいておらんので。私がこう言ったから、予算をまたつけ直すという意味なのか、どちらなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 広島研修につきましては、先ほども三宮議員の答弁で教育長が申しましたとおり、平和教育は日本人として大切な教育、また多感な中学2年生という生徒にとっては大切な教育であると再認識をさせていただいたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長、私が全協で強くこの問題を言った。それから、長島温泉の80歳以上、あるいは12月の大掃除、こういうものを含めて強く申し上げた。先ほど言ったように、前の市長に基づいて行政をするという中で、あなたはこういうふうにしてなくするという話でありましたが、それを強く言ったから、今回、これを見直すという話なのか、私

が一番初めに議会に申し上げたわけなんです。

それと安藤市長、ここに合併10周年があります。これについて、いろんな広島のことを書いてあります。これをあなたは読まれましたか。読んでおったら、広島行きの廃止ということは出ないはずなんです。これについてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まず、議員の皆様、また市民の皆様、新年度予算に関しましては、いろいろと御心配をおかけしましたこと、心よりおわびを申し上げる次第でございます。

現在、本市の財政調整基金の残高は15億円ほどになってきております。そこで今後、新庁舎建設が完了した後も、新火葬場の建設やJR・名鉄弥富駅整備事業など、大規模事業が控えておりますことを考えますと、起債は活用できるものの、ある程度基金を蓄え、余裕を持って事業を進めていく必要があると考えまして、事業の中止ということではなく、事業の実施を延期しながら、できるだけ財政調整基金を減らさないよう、新年度予算を編成させていただいたところでございます。

しかしながら、12月議会で議決をいただきました第2次弥富市総合計画基本構想の具体的な施策の内容を示した前期基本計画は、総合計画審議会や議会で御議論いただきながら市民と協働で作り上げた計画でもございますので、それを尊重していくことも大変重要なことでございます。

そうしたことから、中学2年生広島研修につきましては、三宮議員の質問にも教育長から御答弁させていただきましてとおおり、中学校卒業後も将来にわたって平和や命のとうとさを考えていく上で貴重な研修でございますので、今後も継続をしております。

次に、敬老会事業につきましては、毎年、長島温泉で実施しておりますが、愛知県下近隣市町村では、本市のように80歳以上の方全てを対象に実施しているところはまれであります。対象者を88歳や100歳などの節目の年に限定して事業を実施しております。

そうしたことから、新年度は、映画祭などほかの行事との合同開催や対象者を数え80歳限定で長島温泉での開催を継続するなどしたらどうかということで新年度予算を縮小させていただいたところでございます。

しかしながら、これも一度、議員や市民の皆様の御意見をお聞きしながら、方向性を決めていく必要があると考えまして、新年度は現行どおり実施し、新年度中にその方向性を定めていきたいと考えております。

次に、きれいなまちづくり推進費補助金につきましては、学区コミュニティ推進事業活動のうち、5月に実施されているごみ0運動及び12月に実施される一斉大掃除に対し、1世帯当たり120円を補助してまいりましたが、5月には学区の運動会や小学校の運動会、また子ども会の行事などがあり、何かと市民の皆様も忙しい時期でございます。また、雨天の場合

は事業が延期になることなどによってさまざまな調整が必要になることから、縮減することとさせていただきます。

これにつきましても、この補助金につきましても、先ほど同様に、議員や市民の皆様の御意見をお聞きしながら方向性を決めていく必要があると考えまして、新年度は現行どおりといたしました。既にごみ0運動の事業を実施しないことを決められたコミュニティ推進協議会もあるかと思いますが、事業の実施を再考願えるのであれば、補助金を御活用いただきたいと考えております。

この事業につきましても、昨今、大変地域のコミュニケーションが不足をしまして、そういったコミュニティづくりの場としても大変貴重な場であると再認識をさせていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、敬老会事業やごみ0運動の事業のほかにも、扶助費、または保育所、学校の修繕等の工事などにつきましても予算額の見直しをさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、具体的な予算の計上方法につきましても、財政部局と調整いたしますが、最終的には議会で御承認いただきますことをお願いする次第でございます。

最後に、今後も厳しい財政状況が続いていくことは事実でございますので、より一層、行政改革を推進していく必要がございます。また、議員の皆様のお力添えをお願い申し上げます、御答弁とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長に言うけれども、弥富市が財政破綻になるときは、何%以下になると財政破綻になりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 何%という答えは今は持ち合わせておりませんが、お金がなくなったら破綻することになると思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 20%以下だと思いますけど、それになると。そうすると、その20%以下になると、財政破綻として、この担当は総務がやるのか、財政がやるのか、自治大臣がやるのか、誰がやります、担当は。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 済みません、勉強不足でわかりかねます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは多分、自治省だと思いますけど、こういうふうに決まっておるとは思いますけれども。

もう一つだけ最後に聞きますけれども、全国に47都道府県がありますけれども、市町村は

幾つありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） たしか1,700ぐらいだと、私、そんな記憶です。ちょっと曖昧な答えで、申しわけございません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員、時間が超過しておりますので。

○16番（大原 功君） 安藤市長、市長だから覚えておいてください。今現在では1,741市町村があります。その中で一番、いわゆるフェイクをいったのは、弥富市の安藤市長ということに市民は思われると思います。人に続いてやるなら、そのように続いてやらなきゃいかん、行政は。なぜ弥富市の行政がそれだけ憎たらしいんだということしか私は思いません。時間が来たので終わりますけれども、肝に銘じておいてください。終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、県道子宝愛西線又八地区における歩道設置についての進捗状況をお伺いしたいと思います。

私はこの質問は今回で3回目だと思いますが、平成27年の9月議会におきまして、県道子宝愛西線又八地区歩道設置について質問をしました。何十年も前から危険な区間と言われてきたわけですが、どうしたらこの問題が解決できるのか、地元住民を初め、誰もが何とにならないのかと考えてきました。

前市長から、地元名義の土地扱いということについて、それがはっきりと実行できなかったというのが頓挫した最大限の問題だと思っている。市と自治体との協議も不足していた。又八名義の土地があるので、これを地縁団体として市で受け付け、それを登記していかないと、なかなか片づくものではない。まずは地縁団体という形の中で取り扱いを申請していただき、次の段階にしていきたいと答弁をいただきました。

そこで、地元としてすぐに地縁団体として認可されるよう準備を始め、臨時総会を開催、平成28年7月29日に地縁団体として認可を申請し、8月5日付で認可され、又八町内会は地縁団体となりました。

その後、3年ほどたつわけですが、外見上は歩道設置について何ら変化が見られません。

そこで、現在の進捗状況と今後の段階として市ではどのように対応されるのかをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

歩道設置の現在の進捗状況について御説明申し上げます。

地元名義の土地の取得手続きに伴い、地縁団体を認可した後の昨年2月に、愛知県より、地元区長並びに関係地権者に対し、用地測量を行うことの諸事項についての説明会を行っております。

この説明会の結果を受けまして、歩道設置の事業者である愛知県が、用地の現状確認を行う測量業務を先月の中旬に契約し、今月より順次現地の測量に着手すると聞いております。

今後、市としましては、地元名義の土地につきまして、法務局等の関係機関との調整を引き続き行っていくとともに、愛知県に対し、早期の歩道整備をお願いしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 佐古木又八地区では、佐古木駅前の南口ですね、あそこの開発も難しい問題を抱えております。弥富・名古屋線も、今は橋はできていますけれども、その後の道路はまだ数年先。でも、この間伺いましたら、この夏あたりから、また工事が始まるということですので、それはいいかなと思いますけれども、愛西子宝線については、便利になるとか、そういう問題じゃなくて、高齢者を初め学生も通る道ですので、安全には欠かせないものとなっておりますので、一日も早く歩道設置ができるようお願いしたいところではあります。

そして、今回市長もかわられたことですので、最後に市長の見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 県道の子宝愛西線につきましては、私も毎日朝通っております。特に雨の日などは大変危険でございまして、歩道には子供たちが通学、そしてまた、そういった中を自転車でということは大変危険なことではございます。それを避けて反対側へ出てということは最も危険な状態があるわけではございますが、そういった中、地域の皆様には大変心配をかけております歩道整備につきましては、先ほども土木課長が説明しましたように、現状確認を行う測量業務に着手するなど、着実に進んでいるところでございます。

市民の安心・安全のためには、今後も又八地区歩道整備の一日も早い完成に向けて、引き続き愛知県に強く働きかけてまいりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 一日も早いと言いながら、私は40年近くも待っているわけなんですけれども、市民の安心・安全のために、よろしくお願いしたいと思います。

これで1問目の質問は終わらせていただきます。

続きまして2問目になりますが、伊勢湾台風から60年の節目として、市での取り組みについて伺っていきたくと思います。

12月議会で加藤議員より少し触れられていましたが、もう少し詳しくお聞きし、質問と提案をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

昭和34年9月26日、弥富市、当時は町でしたが、私たちの住むまちは伊勢湾台風によりほぼ全域が水没してしまいました。当時、弥富町で322名、十四山村で36名と、合わせて358名という多くの犠牲者を出しました。特に悲惨だったのが、犠牲者を多く出した鍋田干拓の地へ入植された人々です。その年の初めての米の収穫をあしたに控えた日の災害でした。

60年前、弥富では大きな被害を受けたことは誰でも知っていることと思いますが、その中でこんな悲しい出来事があったことを、今、どれぐらいの人が知っているのでしょうか。自然災害の怖さは、今やテレビの中でしか目の当たりにしません。間もなく、きょうは3月11日ということで、東日本大震災の8年目ということですので、本当に忘れてはいけないということに対しては何かの縁だと思っております。

自然災害の怖さは、今申し上げましたけれども、市での取り組みとして、この60年という節目で伊勢湾台風を題材としたミュージカル、殉難の塔への見学会、資料館での写真パネル展、体験談を聞く会など、さまざまな企画の計画があるとお聞きしました。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員、大変申しわけございません。時間が迫りましたので、一旦ここで質問を中断させていただきます。

ただいま鈴木議員の一般質問の途中ではございますが、本日3月11日は東日本大震災の発生から8年を迎えます。

ここで、震災により犠牲となられました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。どうぞ皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（堀岡敏喜君） お直りください。御着席をお願いします。

会議を再開します。

鈴木議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 続けます。

当然、10年前では、50年という大きな節目を迎えているわけですが、そのときは市としてどのような取り組みをしてきたのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

毎年6月に、愛西市の国営木曾三川公園東海広場で開催しております海部地方総合防災訓練を、伊勢湾台風から半世紀という節目であることから、「伊勢湾台風50年 総合防災訓練」として平成21年6月7日に弥富市の木曾川グラウンドにおいて開催いたしました。

また、同年9月6日には、各学区コミュニティ推進協議会の総合防災訓練として、各地区自主防災会、市消防団、市女性の会など17機関との連携のもと、弥富市総合防災訓練を文化広場において開催いたしました。

当時の市民の皆様の反響といたしましては、実践的な訓練を体感でき、自分の身は自分で守る（自助）という基本的理念に立ち返り、防災に対する自己啓発につながったとのことでございます。

また、歴史民俗資料館では、平成21年の伊勢湾台風50年事業といたしまして、7月25日から9月27日まで「あれから50年伊勢湾台風展」を、また11月25日から2月28日まで「伊勢湾台風から50年 昭和30年代の暮らし展」を開催し、2回の企画展合わせて約2,700人の来場者がありました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 殉難の塔に関しましては、西尾張中央道を通るときに、伊勢湾台風に関係した塔があるという認識はありましたが、それがどういうものなのか、申しわけないんですが、私は全く知りませんでした。

たまたまインターネットで伊勢湾台風のことを調べていましたら、この殉難の塔がありました。この塔の両サイドには、対称的な像が一緒にあるわけですが、1つには母親が流木から子供を抱き上げ、頬ずりしている喜ぶ像と、反対側には自衛隊の助けをかりて青年に成長した我が子を収容する父親の像がありました。私は、実際に見に行こうと思い、出かけました。このような像があることを、恐らく北部地域に住む私たちは知らない人も多いのではないかと思います。こじんまりとした小さな公園になっていて、とてもきれいに整備されていました。残念ながら、そこには駐車場がなくて困ってしまいましたが。私はそれを見て改めて、この地域で起きた悲惨な出来事を忘れてはいけないと思いました。

そこでお聞きしますが、市の企画としては、60周年ということで、現在どこまで進んでいるのでしょうか。例えば人気のミュージカルは何回の公演予定ですか。また、殉難の塔等の見る会は、市のバスを利用して出かけるのでしょうか。どのような計画になるのか、詳細をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

伊勢湾台風を題材といたしましたミュージカルの上演につきましては、本年9月22日の日曜日に総合社会教育センター中央公民館ホールにて、開催時間は確定しておりませんが、午

前と午後での2回上演を予定しております。このミュージカルには、弥富北中学校のダンス部の生徒を初め、市内の子供たちにも出演してもらう予定をしております。上演当日は、各回300名ほどの定員を想定し、観覧に当たりましては入場は無料といたしますが、往復はがきでの応募・抽せん形式を考えております。

詳細につきましては、まだ決まっておきませんが、今後も、ミュージカルを制作・演出されます、やとみまたはちさんと調整を図ってまいりますので、詳細が決まりましたら、速やかに市民の皆様へ「広報やとみ」や市ホームページなどで周知をさせていただきます。

また、生涯学習課の事業といたしまして、市有バスを利用して被害の大きかった鍋田干拓の慰霊碑や伊勢湾台風殉難の塔など、市内に残る伊勢湾台風関連施設をめぐり、被災者の体験談を聞く講演会を「語り継ぐ伊勢湾台風」と題し、市民向けの講座として8月末に開催する予定でございます。

さらに、歴史民俗資料館で開催予定の企画展につきましては、会期を8月1日から9月29日までの44日間とし、展示の内容は、写真パネルが中心となりますが、被災の様子を伝えるだけでなく、現在の写真と比較するなど、復興についても取り上げます。

また、写真のほかに、救援物資の木箱、ラジオや明かりの道具など、当時の暮らしの様子が見える道具などもあわせて展示する計画となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今、お話しいただきました計画は、申し込みが必要となりますし、希望した人が全て参加できるものではありません。

もう一つの企画、資料館での伊勢湾台風関係の写真を含めたパネル展ですが、これは資料館でももちろん展示は必要だと思います。しかし、ある期間を決めてでもいいですので、これを社会教育センターのロビーで開催してはどうかと思います。今では、社会教育センターのロビーは多目的に利用されております。人の出入りの多い場所なので、多くの方に改めて伊勢湾台風の被害状況を知っていただくことができると思います。

市では、資料館での写真パネル展を開催予定と伺いましたが、社教センターのロビーなど、多くの人が出入りする場所に変更する考えはありませんでしょうか。お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） お答えいたします。

歴史民俗資料館の企画展は、市外の方も多く来館されること、また写真以外にも伊勢湾台風関連資料の展示を行うことから、場所の変更ではなく、社会教育センターロビーでも展示を行い、より多くの市民の方に見ていただける場所を提供してまいります。

社会教育センターでの展示期間につきましては、中学生の広島研修の展示が予定されておりますので、その終了後、8月後半から9月29日までとし、それぞれの会場には、もう一方

の会場での開催についての案内を表示いたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） そこには、写真パネル展では、悲惨な状況だけの展示ではいけないと思います。伊勢湾台風後、弥富市の姿を照らし合わせたものを展示し、60年でこのように改善されたという安心感も市民の皆様に伝えていかなければいけないと思います。これを次世代につなげていかなければいけません。

そこで1つ提案として、防災フェスタを開催してはどうかと考えます。フェスタを新しく開催するといいますと、市長も財政難でとてもできないとお考えになるかと思いますが、幾つかの活動してみえる防災ボランティアの方の知恵をかりて、手づくりのものにしてでも十分伝わるのではないかと思います。その中で自主防災の紹介をしてもいいですし、防災ボランティアの活動紹介でもいいです。初めは小さい規模から始めていけばいいと思います。市民の皆さんの意見を聞き、市民の方と協働していく。その中で、楽しく防災に関心を持っていただければと考えます。

どうしても通常行われている防災訓練の参加などは、誰でも参加できるとはいえ、その年の役員さんたちが中心で、興味があったとしても、なかなか参加できる状況ではありません。誰もが気楽に参加でき、参画できる防災イベントづくりも必要かと思えます。

伊勢湾台風60年の節目をきっかけとして、ある一定期間、写真パネル展と並行して、子供さんたちにも参加してもらえる防災ミニフェスタを企画して実践してみてもは提案します。そして今後、9月26日あたりで防災ミニフェスタを開催してみてもはどうかと考えますが、市のお考えをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えします。

具体的に決定しているわけではございませんが、9月22日開催のミュージカルに合わせて、はなのき広場において、子供さんにも参加していただけるよう、地震体験車「なまず号」の体験などを企画しております。今後、庁内及び愛知県防災局など、関係機関と調整してまいります。

今後、9月26日あたりで防災ミニフェスタを実施してはどうかとのことでございますが、年間を通して、自主防災会全体会、海部地方総合防災訓練、広域避難プロジェクト、小・中学校での防災イベント、民間企業との避難訓練、各学区防災訓練、防災ワークショップ、出前講座など、市民の皆様や関係機関と多数の事業展開をしておりますのに加え、9月は特に台風シーズンでもございますので、防災ミニフェスタを開催することは現在は考えておりません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 60年という月日は、遠い昔の話のように感じます。今後、伊勢湾台風を知らない世代がどんどんふえてきます。弥富の次世代にしっかりとこれを伝えていき、将来の弥富のまちづくりにつなげていけたらと考えます。

私の一般質問は、これで終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は3点でございます。

まず第1には高齢者の外出支援及び長島温泉招待について、第2には現役世代・若者の定住促進、合併浄化槽への補助について、3にはパブリックコメントの周知、わかりやすい説明について質問いたします。

まず1つ目でございますが、高齢者の外出支援及び長島温泉招待についてでございます。

前回の議会、12月議会において市長より、毎年80歳以上の方を対象に行っている敬老会の長島温泉への招待について、廃止したい等の説明がございました。今回の予算からは削られておりますけれども、先ほど大原議員の質問によりまして、それを現行どおり進めたいということでしたが、その件について改めて質問させていただきます。

まず、過去3年間の長島温泉招待の対象人数と参加人数についてお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

平成28年度の対象者人数は3,418人、参加人数は711人でありまして、20.8%でございます。平成29年度の対象者人数は3,552人、参加人数は699人でありまして、参加率は19.6%、平成30年度の対象者人数は3,717人、参加人数は685人でありまして、参加率は18.4%となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 700人ほどの参加者がいるということでございます。割合としては5人に1人ということもございますけれども、さまざまな事情によって行けない方も中にはいらっしゃるものですから、単純には比較できないかと思いますが、まずなぜこの700人ほどの参加がある人気行事を、現行どおりいかれるということもございますけれども、廃止しようと思ったのか、それをまず、理由をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどの大原議員への答弁の繰り返しになるわけですが、愛知県下や近隣市町村の敬老会等の事業の実施状況を調べてみますと、本市のように80歳以上の方全てを対象に長島温泉へ招待し、開催している敬老事業はまれであり、対象者を88歳や100歳など、節目の年などで限定して事業を実施している状況でございます。

そうしたことから新年度は、映画祭などほかの事業と合同開催する案や、対象者を数え80歳限定で長島温泉へ招待を継続する案など検討させていただき、新年度予算を縮減させていただいたところではありますが、しかしながらこれも一度、新年度は現行どおり実施し、新年度中に議員や市民の皆様の御意見もお聞きしながら、その方向性を定めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 県下ではまれということでした。逆に、県下でまれということは、弥富市はそれだけすぐれていると、私はそう言いかえることもできるかなと考えます。

私自身、厚生文教委員会に所属していた際に、来賓として、この長島温泉招待に参加したわけですが、そこに来られる高齢者の方は本当に楽しそうに生き生きとしておりました。確かにさまざまな事情があって、そこに来られない方もお見えになるわけですが、しかしながら毎年700人ぐらいを超えるような人が参加するということでは、大変好評を得ているのではないかと思います。

そして、私のほうでも幾人かの高齢者の方にお話を伺ったわけですが、毎年、ここに元気で来られるように励みになっているという意見が多数ございました。79歳の方からは、「来年行けるかと楽しみにしていたのに、なくなると聞いて残念」という意見も出ましたが、復活したよということを発表したいと思っています。

また、29年度の行政事務事業評価でございますが、自分自身の健康で喜びを再認識し、楽しい時間を過ごすことで来年も出席しようという希望が出る極めて有用な施策と評価されているわけでございます。

私としましては、この事業は単なる1日だけの娯楽事業というふうには捉えておりません。この事業に励みを感じ、高齢者の方がいつまでも元気でいようと思える、いわば健康推進の事業として考えることができます。特に福寿会などでは、毎年2回ほどバスツアーということで、お楽しみの行事がございますけれども、地域に福寿会などがいない場合は、この事業は貴重な年1回の楽しみな事業となっているわけでございます。

そこで質問でございますけれども、この長島温泉招待のかわりとして考えていた事業というのは、どういうものがございましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えさせていただきます。

後期高齢者広域連合では、後期高齢者医療の方の健康の保持・増進を目的として、協定保養所に宿泊した場合、1泊につき1,000円を助成しています。協定保養所は、豊田市の百年草、桑名市の名古屋市休養温泉ホーム松ケ島、東浦町のあいち健康の森プラザホテル、田原市のシーサイド伊良湖、蒲郡市のサンヒルズ三河湾、江南市のすいとぴあ江南の計6カ所で

ございます。

協定保養所に後期高齢者であることを伝えて直接申し込み、当日、保険証を提示することで、割引が受けられるものでございます。詳しくはホームページや広報4月号で掲載予定でございますので、ぜひごらんをいただきたいと思っております。

特定健診グループでは、ふれあいサロンの出前講座を行っています。また、特定保健指導の中で運動教室も行っております。今年度からは、理学療法士による運動教室や、若い方を対象に、気軽に健診を受けることができるスマホドックなど健診や保健指導の受診率の向上を図り、医療費の削減を目指してまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 多分、回答が先に行き過ぎちゃったかなと思いますけれども、代案ということで考えられていたのは、先ほど市長も言ったとおり、節目の年ですとか、式典のみで行うとか、そういったことだったと思いますが、その式典のみとかでやっていくと、また節目の年だけということでありまして、せっかくふえてきている参加者というのが減っていくということと、毎年それを励みにして健康増進に努めていらっしゃるということが実態としてありまして、それが行政評価のほうにも反映されているわけでございますので、そういうこととして捉えていただきたいと思いますと思っております。

高齢者が健康であるということは、市にとっても大変喜ばしいことであって、財政の面でも、先ほど民生部長も言ったとおり、医療費や保険料の軽減にもつながるということでございます。

逆に、どうしても長島温泉招待を今後やめるように考えていくのであれば、それにかわる健康寿命を延ばし、高齢者の方が外に出る機会をふやす外出支援を拡充したほうが、財政的にもプラスになるかと思っておりますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

健康推進課におきましては、高齢者を対象にした健康寿命を延ばす取り組みについて、市のまちづくり出前講座を含む健康教育事業を実施しております。地区の福寿会等から申し込みがございましたら、保健師や歯科衛生士が地区公民館等へ出向いて、保健指導及び歯科保健指導を実施してまいります。

この事業は、平成30年度実績としまして、7団体延べ150人に対し、目指せばぴんころりんをテーマに、虚弱にならないための理想的な食生活や足腰を鍛えることなどを指導しておりまして、参加者の方からは大変好評をいただいております。引き続き実施をしておりますので、ぜひ皆様に御利用いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 健康指導のほうで大変好評を得ていると。7団体150人、目指せぴんぴんころりんということでございました。

それは確かに続けていっていただければいいのかなと思いますが、楽しい事業、張り合いの事業、励みになる事業、こうしたものがあると、今後の高齢者の健康増進につながると。要するに、この先どういう楽しみを見つけていくのかがやっぱり大事になってくると思いますので、それを一つのきっかけとしてなるようなものを考えていただきたいと思います。

今は代案ということでございましたけれども、そういう中で、いきなり長島温泉招待について、この間は12月で廃止ということで一瞬出されたわけですが、参加者や対象者の意見を聞かずに、いきなり廃止にするということではなく、当面この事業を続け、経過期間を設けて、参加者や対象者、市民にアンケートをとって、今後どのようにしていくのかを改良検討を加えていくのが、市民と協働のまちづくりということで思うわけですが、市長、そのあたりはどのような考えを持っておられますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまでの敬老会事業、長島温泉につきましては、平成30年度、先ほどもお答えをさせていただきましたが、約5分の1の方が参加し、あと5分の4の方が参加できない、参加されなかったというようなことがあるわけですが、そういった方々の御意見も貴重であります。そしてまた、議員や市民の皆様のお意見もいただきながら、新年度はどうしていくかということを進めていかなければならないと私も思っておりますし、また代案につきましても、いい案があればお教えをいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 5分の1の方は、基本的に結構体の状態がよくて、歩けたりすることが多い人が多数かと思えます。5分の4の中には、なかなか自力で動けないという、参加したくても参加できない現状の方々も中にはいらっしゃると思えますので、そのあたりについても支援が必要になってくるかと思えますけれども、今は健康状態をいかに延ばして、いかに病気にならない、健康の状態をキープしていく、この施策を今後考えていただきたい。代案があればということでございますが、今、市民と一緒にあって、こうした案をつくり上げていくのが、一緒に市政をつくるということでございますので、ぜひ市民の意見を広く聞く姿勢で市長としては今後対応をお願いしたいと思っております。

行政改革というのは、何でもかんでも事業を取りやめたり縮小することでないとは私と考えております。健康寿命を延ばすことによって、高齢者も喜び、市の財政も助かるウイン・ウインの方法を探ることが、よりベストな行政運営、地方自治体の政治であると私は考えてい

ます。その方向を目指して、当事者の方々に意見を聞きながら進めていくことが、市民と協働のまちづくりではないでしょうか。市長には、より慎重な姿勢で今後も考えていただきたいと思います。

さて、次の質問に移るわけでございます。これも同様のことが言えると思います。新規の合併浄化槽への補助に対しても廃止ということでございますが、私はこれは弥富に現役世代、若い人たちが少しでも定住してくれるような有効な事業だと考えています。

既に流域下水道が供用されている地域は、そのまま下水道につながることができますが、そうではない地域にとって、新規で合併浄化槽をつけられる方にとっては補助を継続してはどうかと思っています。特に今後は、この流域下水の計画区域外は、合併浄化槽への対応になってくると思いますので、逆により重要なものだと考えています。

そこでまずは、現在の下水道の状況を確認していきたいと思っています。

現在の流域下水道及び農業集落排水の接続率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 平成30年12月末現在の接続率をお答えさせていただきます。

公共下水道の接続率は、全体で43.4%でございます。また、農業集落排水の接続率は、全体で77%でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 個々での接続率も資料でいただいておりますので、そのほうは後でまた活用していきたいと思っておりますが、今後の計画区域や計画区域外に対してどのように考えているかなどの方針というのはございますでしょうか。また、ハイセラミック管の修復事業はどのように考えておりますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水道につきましては、未普及解消を進めるために、平成28年から平成37年の10年概成に向けた重点アクションプランを策定し、市街化区域及び人口集中区域を整備予定でございます。

市街化区域の整備後、市街化調整区域の整備に取りかかる予定をしておりますが、人口の動向、財政状況を勘案しながら、効率的な下水道整備とコスト縮減を進めていく中で、合併浄化槽についても、集合処理とともに汚水を処理する有効な手段の一つとして考えておりますので、今後の汚水適正処理構想を見直す中で検討していきたいと考えております。

ハイセラミック管につきましては、平成29年度から実施し、10年計画で改築工事を予定しております。現在、国の補助制度はございませんが、県からは市町村下水道事業費補助制度の拡充予定と聞いておりますので、県費補助対象となりました折には、県費補助を活用し、ハイセラミック管の改築工事を進めていく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 合併浄化槽への必要な部分に対して、今後は流域下水道が入らないところは、それも対応していかないといけないと思っていることと存じました。

また、ハイセラミック管は、以前聞いたところから、まだ現状は進行していないのかなど。県の補助がまだ出ると確定したわけではないという状況なのかなと思いますので、また続いて今後の議会で質問したいと思います。

この下水道事業は、多額の費用を要しています。市の財政の圧迫の要因の一つでもあると思っています。今は、この合併浄化槽は、かなりの性能であって、浄化能力も申し分ないと思っています。

また、流域下水道は、地震災害に弱く、修復に時間も多額の費用もかかります。例えば私、8年前に5月、ボランティアに行きました。きょうは3月11日ということで、そういったタイミングでございますけれども、それから2カ月後の5月に、ゴールデンウィークの際にボランティアに行ったところ、東日本大震災、岩手県のほうに行きましたが、液状化した地域でございまして、下水道が入っている地域というのは、なかなか復旧が進んでいないと、トイレも使えないというような状況でございました。ところが、この合併浄化槽で行っていたところに関しては、合併浄化槽を入れかえて、そのトイレだけは使えるというような状況でございました。私自身、そのトイレも使わせていただいたわけですが、災害時には、合併浄化槽のほうが復旧も早く、費用としても割安ということになっております。

また、流域下水道は、今後、老朽化による修復や減価償却費なども考えていかなければならず、そこにも多額の費用を要すると考えています。

住宅密集地域や、現在入っている地域においては、これもいいかなど、流域下水道のままでももちろんいいのかなと思いますけれども、一軒一軒の間隔が広い地域等においては、こここそは合併浄化槽の出番かと思っています。

そこでお聞きいたしますが、合併浄化槽の1基当たりの平均的な金額と、その補助額はどれぐらいになっておりますでしょうか。また、今年の補助の実績実数はどうなっておりますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

合併浄化槽の1基当たりの金額につきましては、メーカーによってさまざまですが、5人槽の場合だと40万円から50万円ぐらいで、7人槽だと60万円、10人槽の場合は65万円ぐらいになります。

補助額につきましては、単独浄化槽から合併浄化槽へ撤去も含めて転換した場合、一般区域——公共下水道事業計画区域以外及び汚水処理区域以外——の5人槽で33万2,000円、

7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円でございます。既存の単独浄化槽等の撤去をしない場合は、今の金額から9万円引いた補助額になります。

それ以外の公共下水道事業計画区域及び汚水処理区域の5人槽の場合は11万円、7人槽だと13万8,000円、10人槽で18万2,000円になります。既存の単独浄化槽を撤去しない場合は、今の金額から3万円引いた補助額になります。

昨年の実績はということでございますが、一般区域の場合、平成29年度、5人槽で14基、7人槽で8基、10人槽で1基、計23基の申請がありまして、そのうち3基が単独浄化槽から合併浄化槽への転換でございました。

また、公共下水道計画区域及び汚水処理区域におきましては、5人槽で6基、7人槽で8基、10人槽はゼロ、合計14基で、その中に単独浄化槽から合併浄化槽への転換はございませんでした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、単独浄化槽から合併浄化槽の方のほうが少なく、新規の方のほうが多いということでございます。

逆に、新規の合併浄化槽の補助をなぜ廃止されるのかが疑問になってくるわけですが、どうした経緯で廃止ということになったんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

愛知県におきましても、来年度は生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化しますので、本市といたしましても、そのように変更させていただきました。

また、家を建てる場合、建築基準法では、公共下水道以外に放流する場合においては、浄化槽を設置しなければならないとされており、合併浄化槽は建物の附属施設になるわけですので、そこまでの補助については見直しをいたしました。御理解いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 単独から合併浄化槽にかえる場合は補助するけれども、新規でおうちを建てる場合は、附属として当然のようにつかなければならないので補助をしませんということでございますけれども、逆に新築で家を建てる場合、下水道が供用されていない場合でございますが、合併浄化槽をつけなくてはならないということになります。要するに補助がなくても必ずつけなければならないので、補助はしないということでございましたけれども、私は逆に、だからこそ補助が必要になってくるのではないかと思います。

新築で家を建てるということは、逆に返せば弥富に定住するということでございます。こ

れから長年、弥富市民として住んでいくということで、そこには市税も固定資産税も払っていくというわけでございます。弥富の現役世代の人口が1人ふえる、1世帯ふえるということでございますけれども、1人で家を買おうということにはなかなかならないと思いますので、2人、3人、一家族丸ごとふえると。大変喜ばしいことじゃありませんか。

例えば昨年ですと、この補助を使って流域下水の供用が開始されていない地域に、12の家族の方が新しく家を建てて住まわれていると言えるわけでございますが、一方では、今は若者たちはもらえる給料に対して、物価の上昇や高くなった税金などで実質賃金、使えるお金が下がっている、これが実態でございます。結婚できない、子供を産み育てられない、その環境が少子化を招いている最大の要因となっています。家を持って、子供を持って暮らしていく、この当たり前のことができにくい社会となっているわけでございます。

前回の議会で朝日議員が、住宅リフォームの補助をしてはどうかということに対して、市長自身が、若者の定住促進につながる支援を考えていかなければならない等の回答をしております。この新規の合併浄化槽への補助は、定住促進につながる支援と捉え、若い人たちが弥富に住むことを応援する事業であり、未来の投資であると思っておりますが、市長はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は市長就任時に、市政運営に関して3つのスローガンを掲げ、その1つが健やかに暮らせる安心で安全なまちづくりの推進であります。施政方針でも述べたように、豊かで健やかな子供の未来を育むまちづくりの推進に引き続き取り組んでまいりますが、現在の財政状況を鑑み、市の持続的発展に向けた政策目的の実現のためには、改革すべきは改革する必要から、今回、補助金を減額いたしました。

先ほど環境課長からも答弁いたしましたでしたが、愛知県におきましても、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化しますので、本市といたしましても、そのように変更させていただきました。御理解いただきますように、お願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長、単独浄化槽から合併浄化槽にする、これは確かに必要な措置でございますが、この人たちは同じ住宅でかえるということが主でございますので、新しい人口がふえるわけではないわけです。新規の補助があるということで、住宅を購入する際、新規で家を建てる際に、その負担が少し軽くなるというところでございますので、そうした支援として捉えていただけないかということなんです。若者の定住促進策として考えていただきたいという質問でございますが、市長、そのあたりはどのように考えますか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 家を買われる場合には、3つの方法があるかと思っております。1つは建て売り住宅を買われる方、そして2つ目は土地を購入されて、その家にみずから家を建てられる方、そして中古の住宅を買われる方があろうかなと思っております。そうした中で、合併浄化槽の補助を受けられる方は、2番目の土地を購入されて、その上にみずから家を建てられる方でありまして一番最初の建て売りを買われた方、そして中古の家を買われた方については、この制度は利用することができません。そんな中におきましても、公平性を期するためにも、県がこのように改正をされた時期に改正するのも、私どもは公平性が保たれるのではないかなど、こんなことも考えています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに、今、民生部長が言ったとおり、じゃあ建て売りを買った人はどうなんだ、中古住宅を買った人はどうなんだということになってきます。では、この新規の合併浄化槽への補助を打ち切るかわりに、若者の定住促進につながる支援を何か考えておられるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

若い世代の定住促進につながる支援といたしまして、平成29年度から結婚新生活支援補助金制度を設けております。この補助金制度は、少子化対策の一環として、新婚世帯の住宅取得費用、住宅賃借費用及び引っ越し費用を支援することにより、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚を希望する方々の希望をかなえる取り組みを推進するものでございます。

また、少子化対策だけでなく、若い世代に弥富に住んでもらう定住促進のための事業として、愛知県で唯一実施するものでございます。平成31年度予算にも、引き続き計上させていただきましたが、本年度同様に、夫婦とも34歳以下で、夫婦の合計所得が340万円未満であることなどを条件に、1世帯当たり30万円を上限として補助させていただきます。

新婚世帯に対して、結婚に伴う経済的負担の軽減ができるよう、また弥富に住み続けてもらえるよう、この事業の周知に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 結婚新生活支援補助金がございますということですが、この結婚新生活支援補助金は、逆に29年度は何件ございましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

平成29年度は8件でございました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 8件ということで、10件の枠があったはずですが、要するに枠より少

ない数でとどまっているというのが現状でございます。対して、この合併浄化槽の補助に対しては800万円ということで、私の間違いでなければ、12世帯がこれを使っているということでございますので、こちらのほうが多いということで実態ではございます。

要するに、この結婚新生活支援事業は、まだまだ改良の余地があると思うんです。年齢制限であったり、所得制限であったりする部分はなかなか受けづらい部分がございますので、その辺は、例えば合併浄化槽の補助を削る限りに、そこに重点を置くから、その予算を組んだと、そして拡充をするんだということであれば、話は理解できるので、そういった意味を含めて改善していただきたいと思っています。

私としては、ぜひこの合併浄化槽の補助も続けてほしいわけですが、少しでも新規の家を建て、弥富に住む方を応援する意味でも、頑張っていたきたいと思っています。

また、空き家などの有効活用や中古住宅のリフォーム等の支援、また先ほど言われた結婚新生活支援事業の支援金の拡充など、若者たちの定住促進策を検討して、「子育てするなら弥富市へ」から「結婚して住むなら弥富市へ」の進化を目指して努力していただくことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、パブリックコメント全般についてでございます。

市で幾つかのパブリックコメントを募集し、市民の意見を広く集めておりますが、つい最近では自殺対策へのパブリックコメントを集めておりました。また以前には、コミュニティバスや介護保険などについても集めておられました。しかし、このパブリックコメントでございますが、なかなか募集していること自体を知らない市民の方がたくさんいらっしゃいます。このパブリックコメントが行われていることの周知方法はどのように行っておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

本市では、市の重要な計画等の策定や変更等に当たり、市の意思決定過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、市民との協働によりまちづくりを推進することを目的として、パブリックコメントを実施しております。

パブリックコメントを実施する場合には、「広報やとみ」、市ホームページにおいて周知を行っております。また、会議などでもアナウンスをさせていただいております。

なお、御意見をいただく計画等の案の公表方法につきましては、市ホームページに掲載するとともに、市役所庁舎、十四山支所、鍋田支所にて閲覧していただけるように配備しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、広報やホームページで周知しておるといってわけですが、

また庁舎のほうにそういったものが置いてあるわけですが、市で行っているパブリックコメント、前3年間の種類と回答数というのはどれぐらいありましたでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

本年度の意見募集は4件であります。1件目は、第2次弥富市総合計画基本構想（案）で、意見提出者は6名で、意見数は34件でありました。

2件目は、第2次弥富市総合計画前期基本計画（案）で、意見提出者は7名で、意見数は71件でありました。

3件目は、弥富市都市計画マスタープラン（案）で、意見はございませんでした。

4件目は、弥富市自殺対策計画（素案）で、意見提出者は3名で、意見数は4件でありました。

続きまして、平成29年度の意見募集は5件でありました。

1件目は、弥富市都市計画マスタープランの一部改定（案）で、意見はありませんでした。

2件目は、弥富市第3期特定健康診査等実施計画（素案）・弥富市第2期国民健康保険データヘルス計画（素案）で、意見はありませんでした。

3件目は、弥富市第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）で、意見提出者は2名で、意見数は2件でありました。

4件目は、弥富市障がい者計画・第5期弥富市障がい福祉計画・第1期弥富市障がい児福祉計画（素案）で、意見提出者は1名で、意見数は1件でありました。

5件目は、コミュニティバス東部ルートの運行見直し（案）で、意見書提出者は17名で、意見数は34件でありました。

続きまして、平成28年度の意見募集は1件でありました。

案件は、弥富市教育大綱（案）で、意見書提出者は2名で、意見数は4件でありました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 過去3年間言っていただきましたが、これで見ると、回答する人数がほとんど1桁、下手をすれば回答者ゼロということもございます。コミュニティバスの件だけが、17人ということでしたが、そのときにはたしか回覧で回ってきたので、知っている方も多かったのかなと思いますが、もっと回答率を伸ばすために周知方法を改良、例えば回覧等でパブリックコメントを募集している等の周知を広くして、周知の機会をふやしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

広く市民の皆様から御意見をいただくために、いかに広く周知できるかということが重要でありますので、現在の発信手段としての広報紙や市ホームページでの掲載に加え、今後はツイッターでも発信するとともに、各種会議などでも周知を行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ツイッター等が加わるということですが、一番市民にとって目につきやすいのは回覧かなと思いますので、できれば回覧のほうも検討していただきたいと思っています。

また、パブリックコメントの資料は、ページ数も膨大に多くて、難解なものが多いわけですが、これではなかなか市民の方に意見を求めても、市民の方自体が、これはちょっと多いな、ちょっと読みにくいなと感じる方が多数だと思います。

そこで、内容を要約して簡単にしたり、あらましや概要説明などをつけてわかりやすいものにして、より多くの市民が広く参加できるものにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

パブリックコメントは、市の重要な計画等の策定や変更等に対して御意見をいただくことが目的であることから、どうしても詳細な内容のものを御提示することになってしまいます。議員の御指摘のように、広く市民の皆様から御意見をいただくためには、内容をわかりやすく説明する必要があると考えますので、計画等の案を作成した趣旨や目的などを簡潔にまとめた資料もあわせて公表するなど、意見の出やすい環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） より出やすい方向で考えていただくということでした。

今、秘書企画課長からあったとおり、重要な施策のポイントとして、一市民に意見を聞く手法として、このパブリックコメントがあるわけですが、例えば広島行きの件であったり、長島の件であったり、または市民プールの廃止であったりする部分においては、こうしたことを聞いてみてはどうかと思っております。

また、簡単にしたものをつけることによって、より多くの方に理解していただいた上で意見を求めていくというのは、市民に開かれて、市民と一緒に協働のまちづくりをすることだと思いますので、ぜひなるべくわかりやすいものについていただいて、こうしたパブリックコメントを大きく活用していただいて、皆さんの意見をしっかりと聞いていただきたいと市

長にお願いしたいと思います。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時44分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 佐 藤 高 清

平成31年 3月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 加藤克之  | 4番  | 高橋八重典 |
| 5番  | 永井利明  | 6番  | 鈴木みどり |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 三宮十五郎 |
| 9番  | 早川公二  | 10番 | 平野広行  |
| 11番 | 三浦義光  | 12番 | 堀岡敏喜  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高 清 |
| 15番 | 武田正樹  | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 15番 | 武田正樹 | 16番 | 大原 功 |
|-----|------|-----|------|

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                                        |      |                        |      |
|----------------------------------------|------|------------------------|------|
| 市 長                                    | 安藤正明 | 副 市 長                  | 大木博雄 |
| 教 育 長                                  | 奥山 巧 | 総 務 部 長                | 渡邊秀樹 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長                        | 村瀬美樹 | 開 発 部 長                | 安井耕史 |
| 教 育 部 長                                | 立松則明 | 総務部次長兼<br>庁舎建設室長       | 伊藤重行 |
| 民生部次長兼<br>福祉課長                         | 山下正巳 | 開発部次長兼<br>土木課長         | 伊藤仁史 |
| 開発部次長兼<br>都市計画課長                       | 大野勝貴 | 会 計 管 理 者              | 山田 淳 |
| 教育部次長兼<br>生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 安井文雄 | 教 育 部 次 長 兼<br>図 書 館 長 | 横山和久 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長                     | 羽飼和彦 | 総 務 課 長                | 佐藤文彦 |
| 財 政 課 長                                | 佐藤雅人 | 秘書企画課長                 | 安井幹雄 |
| 危機管理課長                                 | 伊藤淳人 | 税 務 課 長                | 佐野智雄 |
| 収 納 課 長                                | 服部朋夫 | 市 民 課 長                | 梅田英明 |
| 保険年金課長                                 | 服部利恵 | 環 境 課 長                | 柴田寿文 |

|                                      |       |        |        |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 健康推進課長                               | 飯田宏基  | 介護高齢課長 | 藤井清和   |
| 児童課長                                 | 大木弘己  | 十四山支所長 | 鈴木博貴   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横江兼光  | 下水道課長  | 水谷繁樹   |
| 会計課長                                 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘   |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊藤隆彦  |        |        |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷲尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

7. 議事日程

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 日程第1   | 会議録署名議員の指名                    |
| 日程第2   | 一般質問                          |
| (追加日程) |                               |
| 日程第3   | 議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正について   |
| 日程第4   | 議案第31号 平成30年度弥富市一般会計補正予算(第7号) |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、武田正樹議員と大原功議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

なお、本日の登壇予定の平野議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） おはようございます。10番 平野広行でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

平成における最後の弥富市議会定例会となりました。振り返りますと、平成の時代は戦争のない平和な時代でありましたが、災害の多い時代であったと思います。幸い本市におきましては大きな災害はありませんでした。

その一方で、環境問題に関しては、南部地区においてし尿処理場、魚アラ処理施設等不快施設が建設された後、海部地域のごみ処理施設の建設問題が生じました。これは津島市ほか11町村で構成する衛生組合が広域でごみを処理する焼却場を弥富町内に建設する計画を弥富町に陳情し、当時の弥富町議会では環境衛生対策特別委員会を設置してこの問題に取り組んできました。

そして、さまざまな議論を経て、平成13年10月より海部地区環境事務組合が管理する八穂クリーンセンターとして操業し、現在に至っております。

また、津島市ほか11町村衛生組合が周辺環境の改善及び住民福祉の増進に資するため、廃棄物処理施設等周辺環境対策基本要綱に基づき、弥富町が実施する周辺環境整備事業の施行に係る経費の交付に関して周辺環境整備事業費の協定に基づいて周辺対策費として60億円が弥富町に交付され、いこいの里建設事業、鍋田公民館、大谷児童公園、栄南児童館の建設及び中央幹線の整備事業を初めさまざまな事業が行われたと理解をしております。

また、操業に際しては公害防止協定、操業協定が海部地区環境事務組合と結ばれ、今日ま

での操業に至っているものと私は理解をしております。

現在も弥富市議会にて御活躍中の大原議員、三宮議員におかれましては、当時、環境衛生対策特別委員会に所属され、三宮議員におかれましては委員長として取り組まれておりました、お二人を前にしての質問となって大変恐縮をいたしておりますが、我々議員も含め、当時のいきさつを知る市民の方も少なくなり、この件につきまして、八穂クリーンセンターの今後はと題して、過去の経緯について確認をし、今後の八穂クリーンセンターの操業に関する本市としての考えを伺いますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、旧津島市ほか11町村衛生組合が新焼却場の建設を当時の弥富町に求めた経緯から伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） おはようございます。

新焼却場建設を当時の弥富町に求められた経緯について御答弁申し上げます。

昭和58年以来、旧佐織町地内の清掃工場で操業しておりましたが、操業期限が決められていたため他の土地を求める必要があり、移転候補地を探しておりましたが難航し、平成6年9月21日に組合管理者及び構成市町村長から弥富町長及び弥富町議会議長宛てに弥富町地内での土地確保に陳情書が出されました。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 私も以前ニュースで知っておりますが、たしか住民訴訟によって旧佐織町地内で操業していた清掃工場の操業期限が決まっておって、次の移転候補地を探している中で、やはり不快施設は住宅地より離れた場所に建設するのが一般論であり、住宅地からは遠隔地である弥富町地内での土地確保に向けての陳情書が町長、町議会議長宛てに出されたのと、こういうことですね。

それでは次に、焼却施設の建設、操業に当たって、地元要望に対して衛生組合として、また弥富町としてそれぞれ対応してきたと思いますが、弥富町としてはどのような対応してきたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

平成6年9月7日の全員協議会において、当時の川瀬町長が津島市長ほか11町村長からごみ焼却場の建設地を弥富町でお願いしたいと要請を受けたとの報告がされました。

同日、環境衛生対策特別委員会を設置し、平成9年度まで鍋田地区から出された要望に基づき、新清掃工場の建設地や周辺対策整備事業等について14回にわたり協議が続けられました。

平成8年3月5日に鍋田地区が建設に同意し、平成9年12月19日に弥富町と津島市ほか11

町村衛生組合で協定に調印されました。

海部地区環境事務組合としては、公害防止協定書、清掃工場操業協定を締結して操業しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 津島市ほか11町村衛生組合から弥富町でごみ焼却施設の建設地をお願いしたいとの要請を受けて、議会では環境衛生対策特別委員会を設置し、清掃工場の建設地や周辺対策事業について協議が続けられ、鍋田地区が建設に同意したと、こういうことでありますね。

海部地区環境事務組合としては、公害防止協定、清掃工場操業協定を締結し、操業を開始して今日に至っていると、こういうことであります。

それでは次に、現在もその周辺対策費として弥富市にお金が入ってきておりますが、それは幾らですか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

市町村交付金に相当するものとして、固定資産税相当額、これは土地に限りますが、平成30年度は605万3,000円です。ちなみに、上野センター分も合わせますと948万4,100円です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 周辺対策費としては、市町村交付金に相当する固定資産税の相当額605万3,000円が毎年度支払われていると、こういうことであります。

操業協定において、操業期間は30年間として、その10年前、2022年に当たりますが、次の焼却施設の建設候補地を決定すると操業協定にはあります。次の建設候補地が決定できない場合、現施設での操業延長も考えられますが、それと同時に操業協定に基づきまして、多額の違約金の支払いが生じてきます。回答期限まであと3年ほどに時間が迫ってきております。これらの対応については環境事務組合が行いますが、早く地元との協議に入らなければならないと思います。

安藤市長は環境事務組合の副管理者でもありますが、この操業協定に関して、管理者であります津島市長、あるいは環境事務組合事務局から説明を受けているのか、まず伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。

海部地区環境事務組合の管理者である津島市長及び組合事務局から、操業協定について経緯の概要を聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 回答期限が迫っている中、施設は弥富市内にありますし、操業に関

する協定は環境事務組合と鍋田自治会とで締結されております。

弥富市として、市長としてどのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富市は八穂クリーンセンターの地元市として、また組合の構成団体として海部地区環境事務組合に協力してまいります。

操業延長に向け海部地区環境事務組合管理者会で検討していきますが、市の施策とは切り離して協議していくものと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この問題に関しては、関係者の皆さん、のんびりしてみえるように思います。

鍋田自治会では、1年前になりますが、八穂クリーンセンターの操業協定に関する問題の対策検討会である八穂プロジェクトを立ち上げ、いつでも環境事務組合との話し合いに臨む体制が整っております。環境事務組合と地元自治会との橋渡し役は安藤市長でありますので、安藤市長には早く環境事務組合管理者と話し合いの場を設けるよう進言しておきます。

きょうも地元から大勢の方が傍聴に来てみえますが、八穂プロジェクトの方もやはり市長が頼りであり、また相談相手だと思ってみえますので、よろしく願いいたします。

現在、関係自治体の中で飛島村を除く全ての自治体では財政の余裕はありません。新たに焼却施設を建設することは一般論として得策ではないと思っています。そして無理だと思います。私としては操業延長に向け、条件闘争になっていくものと思っています。八穂プロジェクトのメンバーの方を見回しても、ほとんどが二世の方であります。八穂クリーンセンターの操業に関する考え方は、当初の皆さんとは柔軟な方向へ変化してきていると思います。

あの伊勢湾台風からことしで60年の節目を迎えます。最も大きな被害を受けた鍋田自治会の皆さんは、水害に対する安全対策には万全を期してもらいたいという思いは物すごく強いものがあります。12月議会で質問しましたが、津波等からの一時避難場所の1人当たりの収容率は栄南学区は280%で、市内では最も高い数値となっておりますが、問題は避難できる施設にたどり着くまでの時間がかかるということでもあります。私もこの地域の方との話し合いの場でよくお聞きするのが、もっと身近に、地区内に一時避難する場所を確保したいという御意見です。周辺対策費を出すのは環境事務組合ですが、事業を行うのは弥富市ですから、鍋田自治会の皆さんが今後の八穂クリーンセンターのあり方についてどのように考えてみえるのか、市長も八穂プロジェクトの方と早く話し合いの場を設け、要望事項も含め地元の考え方を理解することが今一番求められていることだと思います。これは、先日、市長も自治会の総会にお見えになってこの辺の話はされておりますので、理解されていると思います。

そして、管理者会の場でこういった地元の考え方を説明し、早く話し合いの場を設けるよ

う進言していただき、さまざまな角度から議論し、地域住民の方に納得していただける結論を見出していただくことが今後の八穂クリーンセンターの安定した操業を維持できる方策であることを強く申し上げて、次の質問に移ります。

次は、関連で隣地の土地利用について質問します。

現在の八穂クリーンセンター受け入れに当たって、鍋田自治会より18項目の要望が出され、組合として回答する事項、弥富町として回答する事項がありますが、弥富町への要望の中で八穂クリーンセンター周辺農地の白地化があります。

平成21年に策定された弥富市都市計画マスタープランにおいて、西側の隣接地についてはものづくり産業地として位置づけられておりますし、素案ではありますが、平成31年3月、今月ですが、作成される予定の弥富市都市計画マスタープランにおいても、新産業エリアとして位置づけられ、新エネルギーの利活用に資する土地利用の検討とされてはいますが、今までにこの土地の白地化に向けてどのような取り組みがなされたのか、また今後どのような形で進めていくのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

八穂クリーンセンター周辺地区は、湾岸弥富インター及び名古屋港鍋田埠頭につながる臨港道路にも至近であり、かつ有効に活用できることから、弥富市都市計画マスタープランでは工業系の土地利用計画を位置づけております。

しかし、八穂クリーンセンター西側ブロック土地所有者の方々からの御要望であります農地の白地化、つまり農業振興地域の除外につきましては、当地区の農地区分が農用区域内の甲種農地で農地転用許可は原則不許可の地区であり、農地転用許可の見込みのない事業計画に対して農業振興地域の除外はできません。

このような状況の中、平成19年2月には関係地権者代表から当地区の市街化区域の編入の陳情をいただきました。

その間、市では工業系土地利用を目指し、いろいろな手法を検討し、市街化調整区域内の地区計画を活用した愛知県企業庁による内陸部造成事業による開発が最善の策と考え、平成27年には地権者の事業に対する同意収集や埋設物の簡易調査を実施いたしました。

調査の結果、コンクリート殻等の埋設物が確認され、翌年には関係者に調査結果及び埋設物は土地の所有者の責任において撤去処分していただく旨を説明させていただきました。

その結果、この事業に対する条件の関係者全員の同意が得られませんでした。また、同時期に港に近い当地区を最適地とした企業進出の計画があり、市街化区域への編入手続きに着手し、地権者同意のもと愛知県や国との協議に入りましたが、事業の確実性が確認できなかったことから、今年度断念をいたしました。

しかし、計画期間が来年度からの次期都市計画マスタープランにおきましても当地区は工業系土地利用計画を位置づけておりますので、引き続き埋設物等の課題を整理し、愛知県と相談しながら都市的土地利用を検討していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） いずれにしましても、都市計画マスタープランにこの土地の利用方針が新産業エリアとして示されています。第4次行政改革大綱においても歳入の確保が重要であることが示されております。この土地にふさわしい企業誘致に全力で取り組まなければならないと思います。

新産業エリアに位置づけられております末広地区も同じですが、計画に沿った土地利用をスピード感を持って進めていただくことを強く求め、次の質問に入ります。

次は、中期財政計画・財政見通しとはについてであります。

安藤市長も就任以来、各自治会での発言の中で、弥富市は金がない、金がないと発言されておりますが、果たして弥富市は金がないのか。そのためにただいま審査中であります31年度予算において、JR・名鉄弥富駅自由通路整備事業の予算が計上されていないのか。また、減額された事業、廃止された事業が目立っております。

これらのことを我々議員も市民の方もはっきりと理解するために、12月議会で示されました中期財政計画・財政見通しを通して質問していきたいと思っております。

先日、各家庭に広報「やとみ」3月号が配布されております。これですね。こういった財政計画。その中で2面にわたって中期財政計画が掲載され、弥富市の厳しい財政状況という形で説明されております。テレビをごらんの皆様も広報「やとみ」3月号をごらんになって私の一般質問を聞いていただければと思います。

まず最初に、中期財政見通しの必要性についての考えを伺います。

12月議会において、2019年度から2023年度までの第2次弥富市総合計画の前期5年間の財政見通しが示されました。皆様のお手元にお配りしてあります表1ですね。この中で、2020年度からは形式収支において段階的に6,000万円から約12億円のマイナスになるとの見通しになっております。過去におきましても平成25年度から29年度の財政見通しにおいて、形式収支では約2億5,000万円から5億3,000万円の赤字が示されておりました。

一方で各年度における決算額においては、形式収支は約5億円から6億円の黒字となっておりまして、財政見通しと決算とでは8億円から10億円の乖離があります。表の2です。これに示してあります。

これらの財政計画及び財政見通しはホームページにもアップされておりますが、10年後の2028年度には形式収支において15億7,700万円の赤字が示されております。この表の3ですね、2028年度。

弥富市は尾張9市の中で、1人当たりの市税収入は約18万円、自主財源比率は65%、財政力指数は0.99で、財政力においてはトップであります。西部臨海工業地域、名古屋港の一翼を担う鍋田埠頭、弥富埠頭を持ち、固定資産税は毎年増加し、稼ぐ力はあるのになぜこのような赤字見通しになるのか、市民の方には理解ができません。広報「やとみ」を見た私の知人ですが、内容は難しくよくわからんが、毎年度約12億円もの赤字になっていくと書いてあると。弥富の将来は暗いなあ。本当に大丈夫かと。今のうちに隣の飛島へでも移るか、冗談ですが、そんなようなことを言っておりました。これでは市民の皆様には、明るく希望が持てないのではないかと思います。情報開示により市の財政状況を市民と共有することは大事なことでありますよ。しかし、余りにも厳しい状況をこのような形で見通しとして示すことは果たしてどうなのか、疑問に思います。

弥富市第2次総合計画の前期基本計画に基づき策定されています2019年度から2023年度の中期財政見通しの中には、当然、新庁舎の建設、新火葬場、JR・名鉄弥富駅自由通路整備事業は3大事業として盛り込んでいるはずで、そして、30年度までにおける予算におきましては、新庁舎事業は継続費として、火葬場、JR・名鉄弥富駅整備事業は債務負担行為として予算の議決をし、財政課も財政上も問題ないことを確認して、その上で作成されている前期基本計画です。

表1の2019年度の欄をごらんください。

昨年示された財政見通しにおいて、2019年度は形式収支において7億9,000万円の赤字が計上されておりますが、2019年度当初予算では、当然のことですが歳入歳出プラマイゼロで示されておまして、形式収支において約8億円の乖離となっております。決算時においては、多分もう少し乖離の金額が多くなるものと予想しております。

2018年の欄をごらんになっても同じことが言えます。

第2次総合計画の前期基本計画に基づき作成されている財政の見通しがこのように悪いのなら、当然、現在計画中の事業の見直しも考えなくてはなりません、わずか2カ月前になりますが、12月議会において、第2次弥富市総合計画基本構想前期基本計画も議案として上程されて、我々も議決したばかりであります。

基本目標5. 都市基盤において、JR・名鉄弥富駅自由通路整備事業、基本目標1. 生活環境において、新火葬場建設事業は重点施策として示されております。重点施策とは、全市一丸となって重点的、優先的に取り組むべき主要施策のことをいいます。私としては、これらの重点施策を見直すのであれば、当然のことながら議会に見直しの理由を提示し、しっかりと議論し、そして市民に説明する説明責任があると思います。

これらの点を考慮し、順次質問していきますが、まず最初に、このような財政見通しを示す必要性について、またその真意について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 改めまして、おはようございます。

御答弁させていただきます。

本市におきましては、これまでさまざまな行政改革に取り組み、直面する財源不足の解消に努めてまいりました。しかしながら、歳入面におきましては、合併後10年を経過し、普通交付税の額が段階的に縮減されておりますことから大幅な減収が見込まれております。

一方、歳出面におきましても、新庁舎建設事業など投資的経費に対する市債借入額の増加に伴う公債費の増加などが見込まれ、大変厳しい財政状況に直面しております。

今後も少子・高齢化対策、社会保障など福祉関係経費や、公共施設の老朽化への対応などを初めとする行政課題や、新たな市民ニーズに対して的確に対応していくため、中・長期的な視点に立って今後の財政運営を考えていく必要があることから、毎年度この計画を策定しております。

また、その真意といたしましては、今後5カ年の財政見通しを明らかにし、その状況を把握した上で事前に対策を講じていく必要があると考えているものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先日、近隣他市の中期財政計画がどのようなになっているのか探しておったところ、あま市の中期財政計画がホームページ上に掲載されているのを見つけました。

お手元に配ってありますが、これですね。

29年度から33年度までの5年間のものですが、歳入額も歳出額も同じ額、プラマイゼロで掲載され、年度末の市債残高、基金残高、実質公債費比率、将来負担比率が記載され、市の貯金、借金の残高、借金の危険度、将来世代への負担割合が一目でわかる内容になっております。

私は、このような表示方法がいいと思います。これを見ていただきますと、年度末の市債残高、29年度は約180億、そして33年度には280億になるということ。それから基金の残高は86億が50億と、公共施設の投資になると思いますが、このように減っていくというふうな記載になって、市民の方もこれを見れば、今、市債残高はこれだけだ、年度末基金の残高はこれだけだと、5年たつとこうなるんだと、こういうようなことも一目でわかるようになると思いますので、こういったことも検討していただきたいと思います。

それでは、次に項目ごとに質問をします。

まず、歳入の部においてですが、中期財政見通し、表の1、市税においては2019年度から年々微減しております。2023年度では2億2,100万円減少すると記載されておりますが、この見通しについての考え方を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐野税務課長。

○税務課長（佐野智雄君） 御答弁申し上げます。

市税におきましては、景気の回復に伴いまして増加傾向にあったものの、税制改正による法人市民税への影響も懸念されるなど、先行きが不透明な状況にあり、今後も大きな増収は期待できない状況にあることから減収になると見込まれます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 中期財政見通し、市税において2019年度80億6,749万円、2020年度においては2,000万円減の80億4,700万円が計上されています。

しかし、先日行われました2019年度予算の概要説明では、個人市民税、法人市民税合わせて4,900万円の増額、固定資産税では2億1,900万円の増額計上となって、歳入合計の当初予算比では2億7,400万円の増額となっております。

それでは次に、固定資産税の見通しについて伺いたいと思います。

今後の市税収入を見込む場合、市税の58%を占めて、本市の基幹税であります固定資産税の見通しが大変重要になってくるわけでありますが、その見通しについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐野税務課長。

○税務課長（佐野智雄君） 御答弁申し上げます。

固定資産税につきましては、3年ごとの評価がえによる土地・家屋の評価額の増減と、償却資産におけます毎年の通常減価による税額の減少を加味しまして、減収になると見込まれます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今回の課長の答弁では、何かオブラートに包んだような、ざっくりとした答えですが、3年ごとの評価がえ、土地の通常減価額の減少を加味して減収になると見込んでいると、こう答えられているわけですが、昨年稼働しましたレッドウッド弥富ディストリビューション、あるいは弥富トレーニングセンター、西側の部分17ヘクタール、ここの売却によって大型施設の建設が予想され、建屋部分に課税される固定資産税、あるいは導入される償却資産への固定資産税の増額が今後大いに見込まれるはずですが、そして、西尾張中央道沿線への各種物流センターの建設も現在進んでおりますし、今後もさらにふえていくものと考えおります。

以上のことを考えますと、私としては、市税においては微減ではなく増加傾向の財政計画がふさわしいと思っております。

それでは次に、繰入金について伺います。

繰入金において、2019年度8億570万4,000円、2020年度9億7,650万7,000円ですが、2021年度952万9,000円、2022年度952万9,000円、2023年度321万5,000円、さらに2024年度以降は

4,000円しか計上がされておられません、2021年度からは財政調整基金からの繰り入れは必要ないということか、あるいは調整基金が枯渇して財政調整基金からの繰り入れはできないということなのか、繰入金の見通しについて伺いたいと思いますが、また安藤市長も財政調整基金に対しては非常に敏感であります。

参考として、尾張9市の直近の年度末における財政調整基金の残高及び標準財政規模に対するの割合の比較もあわせて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

2024年度からは、現状のまま推移していけば、財政調整基金からの繰り入れはできないという見通しでございます。

続きまして、現在、決算指標において公表できるものは平成28年度決算数値となりますので、市役所名、財政調整基金の残高、標準財政規模、割合という形で尾張9市の現状を報告させていただきます。

一宮市、財政調整基金の残高44億4,103万9,000円、標準財政規模707億1,925万2,000円、割合6.3%、津島市、16億184万3,000円、127億6,544万円、割合12.5%、犬山市、15億7,257万円、143億991万9,000円、11%、江南市、27億3,992万円、178億470万1,000円、15.4%、稲沢市、34億2,711万円、285億7,832万2,000円、12%、岩倉市、12億2,782万2,000円、90億929万7,000円、13.6%、愛西市、76億6,730万8,000円、152億7,208万3,000円、50.2%、あま市、41億7,098万円、174億9,631万7,000円、23.8%、最後に弥富市の28年度数値でございます。財政調整基金の残高17億7,782万5,000円、標準財政規模101億5,719万円、割合としまして17.5%でございます。

尾張9市の平均値といたしまして、平均は18%でございますので、弥富市の17.5%は平均の値に近いところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） ただいまの答弁では、現状のままでいくと財政調整基金の残高10億円を維持していくためには繰り入れができないと、こういうことですね。

財政調整基金、いわゆる貯金ですが、多いにこしたことはありませんが、実際においては、余分な貯金があるならその分を市民サービスに回すべきだという考えが一般論としてあります。

一般的にどれくらいが適切かと言われますが、一般的に言われているのが自治体の標準財政規模の20%、本市の場合は約100億円が標準財政規模ですから20億円でありまして、平成27年度までは21億円前後で適正な残高を維持してまいりました。

また、最低限の残高は、大型事業等を行うに当たってはどうしても財政調整基金の取り崩

しが必要となってきますので、そのときの残高が標準財政規模の10%に当たる10億円ぐらいと言われております。平成29年度末の財政調整基金残高は約16億円で、今後大型事業が続く中、残高が10億円に向かっているのが現状と認識しております。

財政課から尾張9市の標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合が今示されましたけど、平成28年度の決算数値において10%を下回るのは一宮市だけで、6.3%となっております。本市は愛西市の50.2%、あま市23%に次いで3番目でありまして、17.5%となっております。愛西市とかあま市の数値が高いのは、合併時において、合併自治体数が多いからと思っております。

これらのことから、本市としては今後の事業の進め方として、10億円の財政調整基金残高を維持していく財政計画を立て、あわせて第2次総合計画の基本構想前期基本計画に基づき事業を進めるべきと考えております。

続いては、市債について伺います。

歳入において大きな役割を示すのが市債、借金ですね。平成29年度末の市債の残高は、本市の場合100億5,000万円で、合併時の平成18年度残高95億5,000万円とほとんど変わっておりません。弥富中学校、日の出小学校、弥生保育所、白鳥保育所等さまざまな公共施設を建設するに当たっては、事業費への起債充当率、後年度において40%、70%の交付税措置を受ける合併推進債等、非常に有利な条件での起債が行われ、財政調整基金の取り崩しを最小限に抑えて財政運営が行われてきたものと思っております。今では新庁舎建設事業のように1事業に対して50億円というような多額の起債をすることはありませんでした。そして、市債残高もここ数年は返済が順調に進んで減少してきておりますが、ここに来て、一度に多くの事業が重なってきました。

今後予定されている5大事業に対してどのような形の起債をしていくのか、考えを伺います。2019年度から2023年度までの5年間の財政見通しに示されている起債額に対して、事業、起債メニュー等について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

まず1つ目の事業といたしまして、新庁舎建設事業におきましては平成29年度から平成31年度までの継続事業といたしまして、起債メニューといたしましては緊急防災・減災事業債、これは充当率100%で交付税措置率70%でございます。あわせて合併推進債を借りることになります。充当率90%、交付税措置率40%でございます。

続きまして、小学校空調整備事業でございます。これは平成30年度、平成31年度の繰越事業となりまして、起債メニューといたしましては学校教育施設等整備事業債、充当率100%、交付税措置率、補助裏分の60%でございます。

続きまして、小学校長寿命化改良事業でございます。これも平成30年度、31年度の繰越事業となりまして、起債メニューといたしましては学校教育施設等整備事業債、充当率100%、交付税措置率といたしまして補助裏分の60%でございます。

続きまして、火葬場整備事業になります。事業年度といたしましては平成32年度以降の事業となりまして、合併推進債、充当率90%、交付税措置率40%を予定しております。

続きまして、JR・名鉄弥富駅整備事業でございます。これも平成32年度以降の事業となりまして、起債メニューといたしましては公共事業等債ということで、補助裏分の充当率90%、そのうちの40%に対して交付税措置率50%、あわせて一般事業債、充当率75%、交付税措置率はこれございません。

現在のところ、このような起債のメニューを考えておりますが、事業の実施時期等により、その時点で最良のメニューを選択してまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の説明によりますと、JR・名鉄弥富駅整備事業の起債が一般事業債で充当率75%、交付税措置率0%ということで、計画中の5大事業の中では起債条件が一番悪いということがわかりました。このことがJR・名鉄弥富駅自由通路整備事業の予算計上がなされていない理由の一つかなあと考えざるを得ません。

それでは次に、今後予定されている5大事業を遂行するには、2019年度から2023年度にかけての5年間で約74億円起債する計画になっております。このため、各年度における公債費は、2021年度までは11億円台で現在と変わっておりませんが、2024年度では約14億円台が計上され、現在に比べると3億円負担が多くなります。そして、このことが財政に及ぼす影響について伺います。起債してすぐに返済ではなく、起債メニューにおいて据置期間が違います。1年のもの、3年のもの、いろいろありますので、公債費のピークはいつごろになると見込んでいるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） お答え申し上げます。

起債を発行する年度にもよりますが、現在のところ2023年度から2026年度ころが多くなると予測をしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 昨年の3月議会におきまして同様の質問をしましたが、それ以降、事業数が増減してきておりますので、再度質問をいたします。

財政の硬直化を判断するには、公債費の負担度合いを見る指標として公債費負担比率がありますが、公債費負担比率の過去5年間の推移と今後予想される最大値はどれぐらいか、また一般的に安全な値はどれぐらいと考えられているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

弥富市の公債費負担比率、平成25年度におきましては10.5%、平成26年度におきましては10.8%、平成27年度におきましては9.8%、平成28年度におきましては10.7%、平成29年度におきましては10.4%でございます。また、今後予想される最大値といたしましては13.7%を予測しております。

続きまして、公債費負担比率は財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標で、その数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示しております。一般的には財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 予定どおり5大事業を進めていっても、財政運営上公債費の警戒ラインである15%を下回る13.7%であって、借金の返済に問題はないと考えられますが、そのように理解してよろしいですね。

それでは、公債費負担比率を近隣市、類似団体と比較してどうなのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） お答え申し上げます。

これにつきましては平成29年度の数値でございます。

近隣市、津島市、稲沢市、岩倉市、愛西市、あま市の平均値は11.2%で、本市は平均より低くなっております。

一方、近隣の類似団体でございます。高浜市、北名古屋市、長久手市、蟹江町の平均数値は7.8%で、本市は平均より高くなっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の答弁で29年度の数値ですが、尾張6市の中では稲沢市12.1、愛西市12.5、平均値11.2というふうに伺っております。本市は10.4%で平均値を下回っていることがわかります。近隣他市と比較をしても問題ないことがわかりました。

時間がないので、8番の項目は飛ばします。

佐藤高次議員が12月議会一般質問で行った財政黒字化に向けて具体的手段はの質問に対して、市側は公共施設再配置計画に基づき公共施設の統廃合を推進していくと答弁し、また安藤市長は3年後をめどに黒字化を目指すと言明をされておりますが、短期間で行うには大なたを振るう覚悟が必要であると思っております。

財政課として具体的な取り組み、また31年度予算においてどのように反映されているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

本市の財政調整基金の残高は、平成29年度末で約15億8,986万円でございます。これは平成25年度と比較して約5億4,100万円減少しております。そうした中、標準財政規模の10%、約10億の確保はできておりますが、今後の大規模事業が控える中で少しでも多く基金を確保していくことが必要と考えております。

平成31年度の予算編成につきましては、前年度、平成29年度の決算額を参考に、できるだけ財政調整基金の繰り入れを少なくするよう予算編成をさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 結論としては、私は公共施設の統廃合の推進は短期間ではできないと考えております。31年度の予算編成は前年度決算額で実績ベースでの算定と説明されましたが、31年度予算書を見る限り、さまざまな予算項目において大幅な削減、減少となっております。

また、12月議会で議決しました第2次弥富市総合計画における前期基本計画に明記されておりますJR・名鉄弥富駅整備事業についても削除されております。12月議会において議決した第2次弥富市総合計画に記載されている事業であるJR・名鉄弥富駅整備事業の予算が上げられていないのは不思議でなりません。

私の質問の中で、確かに事業を進める上で、財政上市からの持ち出しが一番多く、財源が一番厳しい事業はJR・名鉄弥富駅整備事業であることは十分理解できます。しかし、議会において議決した事業です。説明もなく予算削除はいかがなものかと思えます。

先ほども、今後の大型事業を進める上での起債額、公債費の推移、近隣市との比較もし、特段事業の遂行に支障を来すことはないと思われませんが、今、課長は今後の大規模事業に備え、少しでも多くの財政調整基金を確保するため、財政調整基金の繰り入れを少なくする予算編成をしましたと答弁されました。これらのことから考えますと、まさに31年度予算は財政黒字化を短期に目指すための大なたを振るった予算であると考えざるを得ません。

もう一度言いますが、わずか2カ月前に議決した事業計画を納得のいく説明もなしに削除するのはいかがなものかと思えます。財政計画に基づく事業の廃止、延期も含め、市長の考えを議会、市民に対して示し、議論し、納得した上での行政運営をすべきだと思います。

予算内容についてはあすの議案質疑でしっかりと質問しますので、次は市長に伺いますが、歳入歳出に向けてさまざまな角度から今質問をしてきましたが、弥富市の財政健全化に向けての市長の考え方、財政健全化に向けての市長の覚悟、これを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 31年度の新年度予算編成につきましては、市民の皆様初め議員各位には大変御迷惑をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げる次第でございます。

本市におきましては、来年1月には新庁舎建設が完了しますが、JR・名鉄弥富駅整備事業や新火葬場建設事業などの大型事業が控えております。そうした中、財政調整基金残高も今後減ってまいりますので、中期財政計画でお示しましたように、今後は形式収支のマイナスが想定されるわけでございます。

したがって、事務事業を徹底的に見直し、より一層行政改革を推進していかなければならないと考えております。

また、議員の皆様のお知恵もおかりしながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長が述べられたことは31年度予算との整合性がとれませんよ。

予算書にはJR・名鉄弥富駅整備事業費は上がってはおりません。財政が厳しく基本計画に示された事業が遂行できないのなら、まずはみずから身を切る覚悟が必要ではないでしょうか。財政の黒字化ができるまで、みずからの市長報酬をカットするとか、我々議員の報酬もカットするとか、そういったことを市民に示してから市民の皆様にも事業の削減、減額をお願いする。そうでないと市民の理解は得られませんよ。

そして、事業遂行の優先順位をしっかりと見定め、基本計画に基づき事業を遂行していくべきだと思います。

尾張9市の中でも弥富市は財政力はトップです。ただ問題なのは、今後取り組むこととなりますが、公共施設の方針であります。本市の老朽化比率は64.2%で大変悪い数値となっております。新庁舎の建設、火葬場の新設、桜小学校の改修等が済めば、老朽化比率も改善されてきます。これらの事業を順調に進めるには、さまざまな財政指数を検証し、事業の見直しも含め財政運営を進めていくことが大事であります。

安藤市長は市長に就任して間もない初めての予算編成です。財政の健全化を早期に目指す気持ちはわかります。何度も言いますが、前期基本計画に重点施策として議決した事業を予算に上げないのは考えられません。このような予算編成に当たっては、副市長、総務部長を初めとする各部長はどういった説明を市長にしたのか、説明しても市長が聞き入れなかったのかどちらかですが、結果としては予算計上はなされていない。これは事実です。幹部の方全員に責任がありますよ。しっかりと反省していただきたい。

今後二度とこのようなことがないように、私は市民の代弁者として強く申し上げておきます。

市長、多くの市民の皆様が安藤市長に期待して選んだわけですから、市民の期待に応える市政運営を行わなければなりません。

2月22日の中日新聞に弥富市の31年度予算の内容が掲載されましたが、その寸評の中で、安藤市長には財政を好転させる道筋を示してほしいと書かれておりました。弥富市は人口減少もなく、ほとんど横ばいでありまして、西部臨海工業地域、鍋田埠頭、弥富埠頭を中心とした港湾流通産業の向上が歳入においてはしっかりと担保できておりますから、あとはいかにして市民サービスを低下させることなく、うまくお金を使っていくことが大事であります。

歳出を抑えながら財政を好転させる道筋を早急に描き、議会にも市民にも理解をいただい
てから実行すべきであることを強く申し上げておきます。

弥富市のトップとしてまず第一に考えることは市民サービスを低下させないこと、そしてさらに向上させることだと思います。市長はお金をためてからと言ってみえますが、そうではないと思います。本来、市の行政運営は市民の方からいただいている税金で行っております。皆さんからいただいたお金をいかにうまく配分して市民へのサービスとして還元していくかということでありまして。職員の努力によって予算を下回る事業を行うことによって、結果的に不用額が生じた場合は財政調整基金へ積み立てることだと思っております。

若い人からお年寄りまで、弥富に住んでよかった、住み続けてよかったと、市民の皆さんに喜んでいただける弥富市をつくっていただくことが一番大事なことを申し上げ、私の一般質問を終わります。

市長、答弁ありますか、最後に。今のことに對して。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件につきましては、本当に皆様に御迷惑をかけたところでございます。

ただいま平野議員のほうからいろいろと御教授いただいたわけでございますが、そのことを真摯に受けとめまして、新しい弥富市に向かって邁進してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） しっかりお願いします。終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、1点目の質問に入らせていただきます。

1問目は、ニートの中年化・8050問題と題して伺ってまいります。

近年、少子化に伴って労働人口減少により、特に中小企業は社員の確保に苦慮されております。そんな中、潜在的労働人口が眠ったままになっている現実はどう向き合うかです。

本来であれば社会人として働いているべき人たちがニートと言われております。

そもそもニートとは何か御存じでしょうか。就学・就労しておらず、職業訓練も受講していない人をニートや若年無業者と呼ぶとされております。全国で2002年以降、70万人を超える人口が今もなお横ばいになっている傾向にあると言われております。

厚生労働省が委託支援事業で行っている若者サポートステーション、通称サポステや、各都道府県が設置している若者のためのワンストップサービス、通称ジョブカフェなど、国や都道府県も積極的に取り組んでいますが、なかなかよい結果が出ていないのが現状です。

高齢者の8020運動は皆さん方よく知られておると思いますが、今回の題にもなっております8050問題とは何か。80代の親が50代の子供の生活を支えるという問題です。背景にあるのは子供のひきこもりです。「ひきこもり」という言葉が社会に出始めたのは、1980年代から1990年代には若者の問題とされておりましたが、約30年がたち、当時の若者が40代から50代に、その親が70代から80代になり、長期・高齢化し、こうした親子が社会から孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めているのが現実としてあります。

2018年1月には、札幌のアパートの一室で82歳の母親と52歳の娘が遺体で発見されました。2人の死因は栄養失調による衰弱死で、母親が先に亡くなられて、しばらくしてから娘さんが亡くなった悲しい事件が起きております。

今の時代、これだけ物があふれ、世界で食品ロスは年間約13億トン、食品の3分の1が捨てられると言われていた時代に、日本においては国民1人当たり約139グラム、お茶わん1杯分毎日捨てていると言われております。栄養失調によって衰弱死する人がいることを今回知り、非常に危機感を覚えました。

日本の社会は、以前一億総中流社会と言われた時代がありましたが、しかし今の日本は格差社会化していて、企業もコスト競争が激しくなっているため、非正規や派遣の数も増加していることが現実です。職場環境が悪化し、精神的に傷つけられたり、残業を強制されたりすることにより、防衛本能からひきこもる人たちもいます。

このような現実を目の前にして、本市の実情を確認させていただきます。現在、本市においてニートの人口は把握されておりますでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） お答えします。

厚生労働省がニートの定義を15歳から39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者としており、ニート人口については、内閣府が毎年公表しております子供・若者白書において、平成27年は75万人、平成28年は77万人、平成29年は71万人となっております。

弥富市のニートの人口につきましては、調査をしておりませんので、把握はできておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 本市としての人口把握はされていないという答弁でしたが、全国的統計の中で中年層のニート、中でも35歳以上のニートの人口はどれだけでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 先ほど申しました子供・若者白書によりますと、35歳から39歳までのニート人口につきましては、平成27年は19万人、平成28年は20万人、平成29年は18万人となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今現在、本市として支援事業は何かありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 本市の支援事業につきましては、生活困窮者を対象にした生活困窮者自立支援制度の中で、市社会福祉協議会に委託をしております自立支援相談センターで自立支援相談や就労支援などを行っております。

また、社会福祉協議会事業でございますが、毎月第2、第3、第4水曜日に心配ごと相談を実施しておりますので、御活用いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 国や県も含めて利用できる支援はどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 国等が行っている支援といたしましては、厚生労働省が委託し、働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者を対象に専門的な相談、コミュニケーション訓練や就労体験などの支援を行う地域若者サポートステーション（サポステ）、都道府県が主体的に設置し、若者の就労支援やワンストップで行う若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）、公共職業安定所（ハローワーク）や都道府県及び政令指定都市に設置され、相談事業や情報発信などを行うひきこもり地域支援センターなどの支援が行われております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 物的支援に、それから精神面から支援、特に精神面を含んだメディカルケアが大事と考えます。精神的に追い込まれるケースが考えられるからです。

そのために医療機関と連携した医療ソーシャルワーカーなどの設置をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） ニートやひきこもり状態になった要因には、病気やけが、求職をしたが見つからない、自分の能力や知識に自信がない、コミュニケーションをとるのが苦手など、人によってさまざまな要因があります。また、その対応も複雑で難しく、議員の言われる医療ソーシャルワーカーを含め、医療、相談、福祉、就労などの支援を各分野が協力連携した包括的な支援をしていくことが必要になってくると思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） この8050問題を市としてどう受けとめ、対策されていくのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） これまでニートやひきこもりが若い世代の問題として捉えられてきておりましたが、今、中高年のひきこもりなどが問題視され、社会とのつながりが薄く、家族だけで課題を抱え込み、支援される立場であった親の高齢化で80代の親が50代の子供の面倒を見るという問題がいわゆる8050問題です。

この問題は長期化するほど解決が難しくなり、病気や介護、経済的困窮などの問題が複合的に絡み、他自治体においても対応に苦慮している状態であり、難しい問題であり、重要な課題であると考えております。

市としましても関係各機関と連携をとり、問題を抱えている方が相談できる体制づくりが必要であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 8050問題は簡単に解決できる問題でないことは重々承知しておりますが、簡単ではないからこそ今から対策をとっていかなければならないと考えます。中年ニートの末路などの記事が書かれたりしておりますが、結果、支えていた親が亡くなった後には、大半の方が生活保護の生活となるのは予想できます。

そこで、本市の直近の生活保護事業実績を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 生活保護事業の実績でございますが、平成28年度4億4,801万5,559円、うち扶助費が4億2,867万5,436円でございます。平成29年度4億1,322万3,523円、うち扶助費が4億174万5,347円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今答弁いただいたとおり、毎年4億円以上の事業費がかかっている

わけです。来年度の予算においても4億2,631万8,000円が計上されております。この金額が将来増加していくことは予想できます。今後、5年後及び10年後、どこまで生活保護事業費が膨らむと考えるか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 生活保護事業の大半を占めます扶助費につきましては、世帯数だけではなく、世帯構成、年齢、通院治療、障がいの有無などにより支給される金額が決定してまいります。

議員御質問の5年後、10年後の生活保護事業費につきましては、超高齢化社会を迎えることや、中高年ニートの影響などがどれくらいになるか、現時点では見込むことができておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現時点での5年後、10年後の見込みは予想できないとの答弁でしたが、社会環境を加味して考えれば増加傾向が見込めると思います。

今、市長が来年度予算において経費節減に向けて取り組んでみえますが、8050問題のように放置しておくとも自然増になる問題こそ、正面から取り組んでいただくことで、将来的に予算の経費節減につなげていただきたいと思います。

最後に、市長のお考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の言われるとおり、ニートの中年化、8050問題は大変深刻な問題であるというふうに認識をしているところでございます。さまざまな要因があって若年のうちにそういう状況になってしまい、だんだんと年齢を重ね、青年、そして中高年というふうにそのまま進んでしまうというふうに思っているところで、そういう状況は今後さらに深刻化する懸念が現時点にあるというふうに思っているところでございます。

こういった状況にならないようにするためには、できるだけ年齢が若いうちにさまざまな支援を通して解決に導くことができれば望ましいことと思いますが、実際のところ、現時点におきましては対象者を把握することも難しく、有効な手だてがとれていない現状があると思っているところでございます。

また、本人や家族の方にとって深刻な問題であると同時に、社会全体にとっても深刻な問題であり、時間の経過とともに影響が大きくなっていくことだと考えますが、市行政のみでできることにも限界がございますので、関係各所と連絡を深めるとともに、地域の方々の協力もいただき、地域全体で包括的な支援を行っていくことが課題ではないかと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

この8050問題につきましては、本当に難しい問題ではあると思いますが、先ほど申しましたように、将来の経費の節減等も考えますと、早急に取り組む必要があると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、高齢者に生きがい目標をと題して伺ってまいります。

報道等で毎日のように少子・高齢化という言葉を目にします。少子化対策はすぐに解決できる問題ではなく、時間をかけ計画的に対策をとらなければならないということは言うまでもありません。

反対に高齢者に関しては、時間をかけず早急な対策が求められております。高齢者問題は多種にわたり問題を抱えております。医療、介護、年金などの問題、近年全国的に報道で取り上げられているのが高齢者による自動車の運転による交通死亡事故の増加問題などがあります。どの問題も早期対応が必要な分、特効薬となる対策がないということです。しかし、今の経済成長をお支えいただいたのが高齢者と言われる大先輩方であることも事実であります。

今回、当市の事業見直しの中に敬老事業見直しが上げられていますので、順次お伺いいたします。

この部分につきましては、きのうまでの一般質問等で重複する部分もございますので、その部分も加味しながら伺ってまいりたいと思います。

まず、確認の意味も含めまして、改めて65歳以上の高齢者人口を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 平成31年1月末時点で1万1,356人です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市の総人口に占める割合を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 平成31年1月末時点での当市の人口が4万4,411人でありますので、25.5%となります。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今御答弁いただいたとおり、既に4人に1人が高齢者となっております。

65歳以上75歳未満の前期高齢者の皆さん、現役で仕事をされておられる方もたくさんいらっしゃいます。今の時代、70歳未満の方は現役世代でいいと私個人は思います。

高齢者の中で75歳以上の後期高齢者人口を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 同じく平成31年1月末時点で5,693人です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今答弁いただいたとおり、5,693人の方々が市内には住んでおみえです。高齢者人口のうち50.13%を後期高齢者が占めております。高齢者の中でも後期高齢者の方々が元気で生活いただくことは、介護、医療費などの軽減に貢献いただいていると私は考えます。

きょうのこのクローバーテレビで中継されておりますが、その視聴者のほとんどが多分高齢者の方と思います。このカメラの向こうにその方々がいっぱいいらっしゃると思いますので、この後のお伺いすることも、答弁者の方々は議場にはではなく、カメラに向かって答えていただきたいと思います。

市内で行う敬老事業で主な事業はどのようなものがあるか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 結婚50周年を祝う金婚式、88歳の方への米寿のお祝い品の贈呈、80歳以上の方を対象に長島温泉に招待する敬老会、以上3事業を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） まず、88歳の米寿のお祝いの品贈呈での対象人数と経費を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 平成29年度は、196の方に座椅子を贈呈し約122万円、平成30年度も171の方に座椅子を贈呈し約103万円です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 来年度の予定を伺います。継続するのか見直しをするのか、それも含めてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） お祝いの品を贈呈する形は変わりませんが、1人当たりの単価を6,000円から5,000円に減額をさせていただきました。贈呈をさせていただく品物等につきましては現在未定です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、金婚式について伺います。

この事業は自己申告のため、実績での参加数でしかお聞きできませんが、その参加された方々の人数と経費を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 平成29年度は84組の方に御参加をいただき、経費は228万

3,000円、平成30年度につきましては58組の方に御参加をいただいております。なお、経費につきましては、事業を社会福祉協議会に委託しており、事業の精算が年度末になるため、現時点では確定しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今の御答弁のように、今年度で58組116名の方が参加いただき、私たち議員もお祝いに参加させていただきました。

御夫婦がお元気でなければ参加いただけないので、私たち議員の中の大原議員も御夫婦で参加されておりましたが、行く行く参加される方々もいらっしゃると思います。特に参加いただきました58組の方々には敬意を表します。

それでは、来年度の予定を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 金婚式の式典につきましては予定どおり行いますが、記念品につきまして、記念写真は引き続きお撮りさせていただきますが、記念品の置時計につきましては31年度からなくしました。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 最後に、80歳以上が対象となる敬老会について、対象人数と参加者、経費を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） 平成29年度は3,552人の方を対象に699人の方に御参加をいただき、経費は483万円、平成30年度につきましては3,717人の方を対象に685人の方に御参加をいただいております。なお、経費につきましては、事業を社会福祉協議会に委託しており、事業の精算が年度末になるため、現時点では確定しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 毎年元気で健康に生活された方々に敬意も含め、市からの御褒美であったと思います。前市長も、この事業については対象者全員が参加いただけるのが理想だということでございましたが、現実として会場にお越しいただける方々に感謝の意味も込めた御褒美であると発言されていたと思われました。

しかし、今回事業の見直しで、この事業は平等ではないとのことでやめると報告をいただきました。

再度お伺いいたします。やめる明確な理由をお知らせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 敬老事業3つのうち、特に敬老会につきましては、昨日も答弁をさせていただきましたとおりでございますが、再度お答えさせていただきます。

愛知県下、近隣市町村の敬老会事業等の事業実施状況を調べてみると、当市のように80歳以上の方全てを対象に長島温泉へ招待して開催している敬老事業はまれであり、対象者を88歳や100歳など節目の年などで限定して事業を実施している状況でございます。

そうしたことから、新年度は、映画祭などほかの行事と合同開催する案や、対象者を数え80歳限定で長島温泉への招待を継続する案など検討させていただき、新年度予算を縮減させていただいたところでございます。

しかしながら、これも一度議員や市民の皆様の御意見をお聞きしながら方向性を決めていく必要があると考えまして、新年度は現行どおり実施し、新年度中にその方向性を定めていきたいと考えております。また、いろいろと御意見を伺うと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 事業をやめるのではなく、見直すという今答弁をいただきましたが、最低でも見直すということは時間をかけてやっていただきたいと思えます。

重複する部分もありますので、今回いろいろな事業中止や凍結が言われておりますが、いきなり来年度ではなく、せめて再来年度以降に向け検討する時間をとっていただき、皆さんの意見を反映していただきたいと思えますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま高橋議員がおっしゃられたとおりでございますが、皆様の意見をしっかりと聞きながら、新しい弥富市に向かっていろいろな予算を組んでまいりたいと思えます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 先ほど平野議員の一般質問の中にもございましたが、12月定例会で示されました第2次弥富市総合計画基本構想案の中にもございました2019年から10年間の財政見通しも、本当に変わるのであれば再検討されるべきでございますし、その辺のところも市民のほうにいろいろわかりやすく説明していただきたいと思えます。

最後になりますが、今後このようなことが起きないよう、市長には、今回の予算編成等を含めまして、皆さん方にどのような形で対応されるのかということをお時間をとっていただきまして説明をいただくというのが私からのお願いでございます。

せっかく私たちがお支えしました市長がこのようなことになるのは、本当に残念でございます。そういったことも含めまして、私たち市議会議員も今回のようにいきなり言われましても、市民のほうから説明を求められましても説明することも全くできません。お支えするつもりがお支えできなくなるというのは本当に悲しいことでございます。どうかこの弥富市の行政をとめない、前に進めるためにも、どうか安藤市長、これからもよろしくお願い申し

上げます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。開会は午後2時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時42分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告をいたします。

報道機関から写真撮影の許可されたい旨の申し出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により許可をいたしましたので、御了承をお願いいたします。

2月27日、市長から提出された議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算について、本日付をもって訂正したい旨の申し出があります。

この際、議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正について

○議長（堀岡敏喜君） 議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正についてを議題といたします。

安藤市長に日程第3、議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 最初に、今回このような当初予算の訂正をお願いすることになりましたことを心からおわび申し上げます。今後このようなことがないよう心がけてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案訂正につきまして御説明申し上げます。

去る2月27日に提出をいたしました議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算について、

議案を訂正したいので、弥富市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めらるるものでございます。

このたびの訂正につきましては、議員の皆様、市民の皆様からさまざまな御意見をいただいたこと等を踏まえまして、JR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業及び新火葬場建設事業を引き続き推進していくための関連経費を計上するものとともに、扶助費、学校・保育所等公共施設の修繕工事などの予算を増額訂正するためのものでございます。

また、あわせて当初予算に計上させていただきました桜小学校の長寿命化改良工事につきまして、国の平成30年度第2次補正予算で交付金が措置されることになり、今回、平成30年度の補正予算として計上させていただきますので、その予算額を当初予算から減額訂正させていただきますものでございます。

以上が議案訂正の概要でございますが、議案訂正の詳細については総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、訂正内容の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 御説明申し上げます。

議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正につきましては、歳入歳出それぞれ7,510万8,000円を減額訂正し、歳入歳出予算の総額を171億4,489万2,000円に訂正するものでございます。

歳入予算の主な訂正内容につきましては、民生費国庫負担金1億668万2,000円、民生費県負担金2,559万円を増額訂正する一方、教育費国庫補助金1億8,389万3,000円、公共施設整備基金繰入金3,597万4,000円、教育債3億4,840万円を減額訂正するものでございます。

歳出予算の主な訂正内容につきましては、新庁舎建設事業の庁用器具費1億2,000万円、介護給付費・訓練等給付費4,156万2,000円、生活保護事業の医療扶助費4,300万円、JR・名鉄弥富駅自由通路整備負担金1,600万円を増額訂正する一方、小学校修繕等工事請負費5億3,175万円を減額訂正するものでございます。

なお、小学校修繕等工事請負費につきましては、工事箇所をふやすための増額もございまして、桜小学校の長寿命化改良工事を減額訂正するため、全体では大きく減額訂正となっているものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） では、質疑させていただきます。

この訂正した金額、これは一体幾らかかったかということと、それからこれに係る職員の費用、幾らですか。

まずそれだけ先に。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の訂正の書類につきましての印刷費、そしてまた人件費等については、ちょっと今把握できておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 議長、注意してください。

お金が幾らかかったかということを行っているんですから、金額を述べてもらわないと、これは市民税でつくられておるわけね。市民税は、きのう一般質問でもやりましたけれども、滞納者、国保にしても市民税にしても6億8,000万あるわけだね。それについても、それからその差し押さえについても185件あるわけだ。これだけ苦しい人が払いたくても払えない。これは憲法30条によって義務、これは払わなきゃいかん。でも、今は払えないけれども、いつか子供さんが大きくなったときには、やっぱり弥富市に迷惑をかけたから払いたいという人がおるわけなの。こういうことを考えて、なぜ今の金額がこれだけのお金をかけてやったのか、その金額を教えてください。

それから、職員のこれについてそれぞれの費用がかかりますね、当然、そうでしょう。安藤市長、これは予算の説明だから、予算に入るんですから、お金は。

議長、よく注意してください。金額を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいまの質問でございますが、確かな金額は申し上げられませんものですから、間違った金額をお伝えすることはできませんものから、答弁を差し控させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長、調べて大原議員にお伝えするようにお願いします。

○市長（安藤正明君） では、印刷費、そしてまた人件費を調べて、後日お伝えをさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長、あなたは首長なんですから、そうでしょう。私だったら会社を幾つか持っている社長なんです。これをつくれれば幾らかかって、幾らの利益があって、するわけなんです。これをつくっておる以上は、当然あなたはつくる経費はわかっておるはずなの。何もわからず訂正しました。これで迷惑をかけた、済みません、そんなことないですよ。いいかね。できたら、市長、あなたはファストトラックを知っていますか。あなたの権限で議会を解散することもできる。あなたも解散してもいいわけ。もう一遍一からやり直

してするようなことが大事なことなんです。そうでしょう。あなたではなかなか市長というのは難しい。あなたは後継者を選んで、できたら弥富市に女性の市長を選ぶようにしてやれば、もっと市民に優しくできるわけなの。そうでしょう。

本会議についても、うその答弁があった。人をちょうらかすような答弁で市民が安堵できるか。市民は、皆さんが本当にえらい、建て売りを買ったり、あるいはローンを払ったり、生活したり、大変えらいわけなの。あなたは裕福かしらんけれども、市民の方は数多くの方が本当に苦しんで、税金は払わなきゃいかんから払っておるわけなんです。これは義務なんです、国民のね。あなたはそれだけの無駄なことをしておって、普通、会社の社長だったら、ピンホール、当然これは責任をとってやめるのが当たり前なの。その決断があなたにできんですか、市長。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件で本当に多くの皆様に御迷惑をかけたことをまた重ねておわびを申し上げる次第でございますが、これからはしっかりと勉強していきまして、弥富市財政健全化に向けて頑張っまいりますものですから、御理解賜りますようよろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 本会議でもあなたは勉強すると言っていた。そうしたら、勉強なしにこれを出しておることはどういうことなんだ。あなたの言っておることは、先ほど言ったように、本会議でうそを言っておることになるんだ。フェイク、いわゆるかたりなんだ、これは。そうでしょう。あなたもこれまで言われたら、市長を辞職して、市民に信を問うて、あなたが再度もう一遍、市民の投票がどうなるかわかりませんが、やるのが当然のことではないですか。一体何を考えておるんですか。あなたは県会議員で7年半おって、大村知事の県庁の中で何を勉強して何をやったんですか。服部市長の跡を継いでやるということで、我々こういう議員も応援したわけなの。その応援が、我々が市民から叱られちゃっておる。市長、叱られたということはあなただけじゃないんです。我々議員はみんな叱られておる。その叱られた責任は当然とるべき。違いますか、安藤市長。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 責任をというようなお話があるわけでございますが、正しい市政運営に当たることによりまして責任をとりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 本会議がありますので、最終日前に結論を出していただいて、そして市民にわかりやすい説明をしないと、ただ我々議会がこれをいかんよと言って、市民もこんな予算をつくるのはもってのほかだと。私も36年議員をやらせていただいたけれども、そ

この中で町長も2回かわった、市長も2回かわった。安藤市長になった。その中では、当選した暁には大判振る舞いをして市民の安心・安全をつくる、これが議会なんです。そうでしょう。それをあなたは全然間違っておる方向になっておる。こういうことで市民が本当についてきますか。プールでもなくす。突然でしょう。私は耳が遠かったから、1月十何日にそういう説明をしたという話ですけれども、私は前にも言っていました。市役所が回答するときには、文書を書いてくださいということも言っていました。全協でちゃんと言ってあるはず。そういう告知があなたには全然わからんわけなの。わからん人がかじを取ったら、船でいったら岸壁にぶつかってしまう。

きのうの一般質問でもそうです。あの答弁は全くおかしい答弁です。産廃というのは、農転をかけたり、転用したりする必要はありません。あなたが警察にこういうふうだと言えばすんとできるわけなんです。そんなことぐらい、あなたも弥富土地の職員であった。弥富土地の事務局長もやっている。こんなことをやっておれば、私よりあなたのほうが農地についてよく知っておらないかん。こんなでたらめをやっておったら、弥富市の市民の食事は公害だらけの食事になっちゃう。中学校の子供さんでも、きのうも言ったように、塗装したり何かすれば、子供さんが全部そこにいろんなものが入る。環境ホルモンやいろんなものが当たるわけ。こういうのを含めれば、あなたは市長だったら、これを守るのは当然でしょう。守っていただくから市民の皆さんが税金を納めるわけなの。これは目的税ですよ。あなた、何のためかわかる。これをつくるためではないんですよ。目的税というのは、地域の安全、あるいは交通安全、福祉、いろんなものを含めてするわけなんです。なかなかわからんようでは、できたらいわゆる先ほど言ったようにファストトラック、市長権限で議会を解散するなり、あなたはやめるべきだと思う。

これ以上聞いても仕方がないから、これで終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） なければ、私から質疑をしたいと思いますので、会議規則第54条の規定により、副議長と議事進行を交代します。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（三浦義光君） それでは、議長と議事進行を交代し、会議を続けます。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（三浦義光君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。

今回の31年度一般会計予算の訂正について、確認と二、三の御質問をさせていただきたい

と思います。

今回、さまざま一般質問等、また御意見がございます。その中で、副市長より提案がありまして、訂正ということで申し入れがございました。

この訂正といいますのは、本来であれば、例えば今皆さんのお手元にあるその予算書の表記のミスであるとか、また計算ミスであるとか、割と軽微なことに使われるのが実際は訂正でございます。

だけれども、今回訂正という形でこの予算、中身は修正に近い、いや、もう修正と言ってもいいものだと思いますが、これは先ほど議運、また全協でも副市長のほうから御説明がありましたとおり、訂正という形はとっておりますけれども、会期的なもの、これは4月1日から施行されないと弥富市民の皆さんの生活に支障を来すということもありまして、市議会としてもお受けをして訂正という形でそれを受けるという理解でよろしいでしょうか。

市長でも副市長でも結構です。

○副議長（三浦義光君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 言葉として、訂正も修正も技術的な問題だと思いますので、そっくりかえていただくというようなことで考えていただければいいかなというふうに思います。

○副議長（三浦義光君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、そういう確認のもとにお聞きをしたいと思います。

今回、さまざま修正にかかるまでいろいろ不信のもとといいますか、これは12月議会の最終日、全協でいきなり、これは一般質問でも何回もありましたから繰り返しお聞きはしませんが、この訂正案を出すに当たった理由、初めにあったのは敬老会の予算のカットであるとか、広島研修のカットであるとか、これが全協で発表されて、されたはいい。そのことに関していろいろ議会のほうからも反論がありました。だけれども、その次の日には復活しました。そういう話がありました。

今回も、こんな立派な冊子にして、先ほどの大原議員じゃないですけども、出てきた予算書の中に総合計画との整合性がとれないなど、また扶助費のカットをされているとか、さまざま納得のいかない予算になっております。今回、訂正の中で、ある程度修正は加えられているんでしょうけれども、冊子にする前に、先ほども議運の中でも話はございましたが、ここをちゃんとなぜそうなったのかということと、これからどうするのかということ明らかにしていただかないと、今後、6月議会、この31年度、また新年号にかわる新しい時代に向けて、本当に安心して市政運営が我々できないじゃないですか。

確かに財政は厳しいかもしれないですけども、だけれども、その中でも弥富市の皆さんがこのまちに住んでよかったと。その中で税収をふやすにはどうしたらいいか、これを議会と行政と一体になって考えていくことが、やはり国から求められている地方創生ということ

もあるんじゃないですか。

そういう意味で、今回こんな問題になったことをどう反省して、今後どうしていくのかということ、執行部の方、誰でもいいですよ、お答えください。

○副議長（三浦義光君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今回の訂正に関しましては、本当に御迷惑をおかけしたと思っております。

やはり基本になるのは第2次総合計画でありますので、その総合計画、それから今後また皆様に御提示いたしますけど、都市計画マスタープランとか、そういった総合計画をもとにしたいろんな計画に基づいて進めていくという考えでありますので、財政も考えながら執行したいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） そうですけれども、それ以外にやっぱり行政、執行部としての体制ですよね。例えば今回市長は12月に就任されてまだ3カ月というところで、執行部の各部局の代表の皆さんがいらっしゃるでしょう、責任者の方がいらっしゃるわけでしょう。そちらの方に意見を求めたのか、また部局の方から市長の決断に対して意見を言われたのか、こういうところの成果が今回の予算には見えていないわけですよ。だからこんな訂正ということになっておるわけでしょう。その辺のことというのは是正するということとはできないんですか。市長でもいいし、副市長でもいいですし。

○副議長（三浦義光君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今回の当初の予算編成につきましては、市長の思いもございましたけど、それぞれ担当部局からしっかりした思いは出ておりました。そういった中で、私も反省しなきゃいかんと思っておりますけれども、しっかりと受けとめて市長に進言しなきゃいかんかったと思います。ある程度は進言しましたけれども、やっぱり弱かったかなというふうに思ってお大変反省しております。

今回、本当に申しわけないことをしたというふうに、市長にも迷惑をかけたなというふうに思っておりますので、本当に申しわけございませんでした。

○副議長（三浦義光君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 安藤市長はどうですか。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件につきましては、私、選挙中から言っただけで、とにかく弥富市の財政を健全化したい、その思いが余りにも強過ぎまして、市民、また議会が見えていなかったということは大きな反省点でございます。

今後は重点事業につきましては、議会の始まる前に議員の皆様にご相談を申し上げ、進め

てまいりたいと思っているところでございます。

○副議長（三浦義光君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 行政もそうですし、市議会もそうですけど、代表として、代弁者として責任はあると思いますが、やはり責任とプライドとか、そういうものは違うと思うんですよ。やっぱり市民のために泥をかぶるぐらいの、泥をすするぐらいの、泥んこになってもやるぐらいの気持ちでやっていかないと、市民の皆さんと一体になって弥富市を盛り上げていくようなことはできないですよ。勝手に行政が動いている。今回のことも、市民のどれだけの皆さんがこういうことが起こっているということを理解されて、きょう報道の方も来られて、うまいこと書いていただけたとは思いますが、まず市民の皆さんと問題を共有して、代表がこうやって話して、また勝手にやっておるわ、政治に対する不信につながるようなことになっては、僕はこれはいけない、何のプラスにもならないことだと思うんです。だから、これは大いに反省をしていただきたいし、我々もやっぱり弥富市が発展することについてポジティブに議論がしたいわけですよ、いいとか悪いとかじゃなくて。ポジティブに議論がしたいので、やはり予算を立てる以上は、市長も簡単に修正するというものじゃなくて、押し通すぐらいの気持ちが要るんじゃないですか、本当に。そのぐらいじゃないと予算って立ててはいかんと思うし、ここに出してはいかんと思います。簡単に修正するというものでもいかんと思います。そのぐらい責任があることだと思うので、今後は、先ほどから何回も市長は頭を下げられていますけれども、議会として、まだこの訂正を受けたということだけであって、一般会計予算を承認したということではございません。あしたの議案質疑、明後日の委員会ですっかり審議をして、納得のいく形で4月1日から施行できるように、そこだけは議会も行政も共有をしているところでございますので、真摯に審議していただくようお願いして、私の質問を終わります。

○副議長（三浦義光君） 議長の質疑が終わりましたので、議事進行を議長と交代をいたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しましたので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

ただいま議題となっております議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしを認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

本日、安藤市長より、議案第31号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）が提出をされました。

お諮りをします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第31号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、議案第31号平成30年度一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議案第31号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、桜小学校の長寿命化改良工事の関連経費を計上するものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を渡邊総務部長よりお願いします。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第31号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億7,732万円を追加し、歳入歳出予算の総額を188億7,883万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、教育費国庫補助金1億8,992万3,000円、教育債3億8,720万円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、桜小学校の長寿命化改良工事施工のため、小学校修繕等工事請負費5億6,800万円を増額するものであります。

なお、補正予算額全額を繰越明許費で翌年度に繰り越すものでありまして、あわせてこれらの事業の財源として地方債の補正を計上するものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 副議長 三 浦 義 光

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 大 原 功

平成31年 3月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (14名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 加藤克之  | 4番  | 高橋八重典 |
| 5番  | 永井利明  | 6番  | 鈴木みどり |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 三宮十五郎 |
| 9番  | 早川公二  | 10番 | 平野広行  |
| 11番 | 三浦義光  | 12番 | 堀岡敏喜  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高 清 |
| 15番 | 武田正樹  | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 3番 | 加藤克之 | 4番 | 高橋八重典 |
|----|------|----|-------|

4. 欠員 (2名) 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (35名)

|                                        |      |                  |      |
|----------------------------------------|------|------------------|------|
| 市 長                                    | 安藤正明 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長                                    | 奥山 巧 | 総務部長             | 渡邊秀樹 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長                        | 村瀬美樹 | 開発部長             | 安井耕史 |
| 教育部長                                   | 立松則明 | 総務部次長兼<br>庁舎建設室長 | 伊藤重行 |
| 民生部次長兼<br>福祉課長                         | 山下正巳 | 開発部次長兼<br>土木課長   | 伊藤仁史 |
| 開発部次長兼<br>都市計画課長                       | 大野勝貴 | 会計管理者            | 山田 淳 |
| 教育部次長兼<br>生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 安井文雄 | 教育部次長兼<br>図書館長   | 横山和久 |
| 監査委員<br>事務局長                           | 羽飼和彦 | 総務課長             | 佐藤文彦 |
| 財政課長                                   | 佐藤雅人 | 秘書企画課長           | 安井幹雄 |
| 危機管理課長                                 | 伊藤淳人 | 税務課長             | 佐野智雄 |
| 収納課長                                   | 服部朋夫 | 市民課長             | 梅田英明 |
| 保険年金課長                                 | 服部利恵 | 環境課長             | 柴田寿文 |

|                                      |       |        |        |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 健康推進課長                               | 飯田宏基  | 介護高齢課長 | 藤井清和   |
| 児童課長                                 | 大木弘己  | 十四山支所長 | 鈴木博貴   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横江兼光  | 下水道課長  | 水谷繁樹   |
| 会計課長                                 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘   |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊藤隆彦  |        |        |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

7. 議事日程

|       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第2  | 議案第1号 平成31年度弥富市一般会計予算                            |
| 日程第3  | 議案第2号 平成31年度弥富市土地取得特別会計予算                        |
| 日程第4  | 議案第3号 平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算                      |
| 日程第5  | 議案第4号 平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                     |
| 日程第6  | 議案第5号 平成31年度弥富市介護保険特別会計予算                        |
| 日程第7  | 議案第6号 平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算                    |
| 日程第8  | 議案第7号 平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算                     |
| 日程第9  | 議案第8号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                  |
| 日程第10 | 議案第9号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について              |
| 日程第11 | 議案第10号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について          |
| 日程第12 | 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第13 | 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  |
| 日程第14 | 議案第13号 弥富市文化広場条例の一部改正について                        |
| 日程第15 | 議案第14号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について   |
| 日程第16 | 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について                     |

- 日程第17 議案第16号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 市道の廃止について
- 日程第26 議案第25号 市道の認定について
- 日程第27 議案第26号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第27号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第28号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第29号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第30号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第31号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 平成31年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成31年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成31年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市文化広場条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律施行条例の一部改正について

- 日程第21 議案第20号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 市道の廃止について
- 日程第26 議案第25号 市道の認定について
- 日程第27 議案第26号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第27号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第28号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第29号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第30号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第31号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第1号から日程第32、議案第31号まで、以上31件を一括議題とします。

本案31件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

なお、本日登壇予定の三宮議員から配付資料の配付の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に既に配付をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それではまず、大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） 安藤市長に聞きますけれども、きょうの中日新聞を読まれたと思うんですけども、本当に全国で一番恥をかくところ。私は一般質問で言いました。全国に市町村は1,741ある、その中の弥富市だけだと言って念を押しました。そのとおりのことがここに書いてあるね。新聞を見ると、県でもこんなことはあり得ん。私はもう最初からこれを知っていたわけね、こういうことは。こういうことがあって、市長もこれから今の市長会、あるいは市町村会に行つて本当に恥をかくね。弥富市の人は本当に恥ずかしい。一日も早く辞職していただいて、そして新たにもう一遍、信を問うて出るということが、やっぱり市民にとって本当に望ましい。

最初から、今の質疑に対しても、議案が20日にどうも出ておるみたいだね。21日に私はこれを出しておるわけだ。その時点で、あなたが駅前整備について言えば、こんな大きなこと

にはならなかった。私も三十何年利用させていただいておる。人間は人をいじめるだけではいけなくて、人を育てることが大事なんだ。そういう気持ちを持って、そのとき時点に言っていただけやあ、こんなに議会が大勢の方に不安を与えることもなかった。市民は本当に恐怖に驚いた。そうでしょう。

あなたは県会に出るときについても、私は7年半やられたから、その経験が弥富市のことはないから、弥富市の予算をつけてください。そして、大村知事の県政の中でしっかりとやって、155号線をやってくださいということは、あなたに申し上げましたでしょう。この点について、市長はどう思いますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件につきましては、猛省をしているところでございます。市民の皆様様の御意見を聞き、また議会の皆様様の御意見を聞き、また御指導いただきながら、新しい弥富市へ向けて進んでいきたいと思っているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） やっぱり私は思うんだけど、最初から、前も言いました、予算というのは、私も三十何年やって、町長も2人かわった、市長も2人かわった、その中では大盤振る舞いをして市民の安全や安心、こういうこともやるということが基本なんですわね。そうでしょう。こういうことをやらずにおるから、結局こういう問題ができたわけ。

もうこれ以上余計言っても、安藤市長もやっぱり今のような襟を正してやっていただくと、また、今の態度についても、まだ本議会ありますので、最終議会までに結論を出して、しっかりもう一遍、一からやり直すということをしていただけるよう希望しておりますので。また市民の代表としても、私は議会費でも1億8,000万の予算を市民の方から我々にはいただいております。あなたもそうでしょう。市民税をいただきながら、その市民税で今の給料をいただくわけです。県議会と違いますよ、ここは。県議会のときは97万7,000円でしょう。そういうのを含めると、私は弥富市におれば財政も、そういう給料も安くなるよという話もしました。予算についてはいろいろあるんですけれども、今後、気をつけてやってください。終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行です。

私は、議案第1号平成31年度一般会計予算の中の一般会計性質別において扶助費の伸び率が97.3%になっている、この積算根拠について通告を出して質問しているわけですが、最初の予算ですね、訂正前の、これによりますと義務的経費、これはどうしても必要な経費なんです、市長。その中で、公債費というものは、弥富市はだんだん借金が減ってきていますから、減ってきているんですよ、ずうっと。ですから、97.3%公債費は減っている、これは

いいんですよ。ですけど、扶助費、この97.3に減るといのはどうも納得ができないということで、この根拠を示してくれということで質問書を出したんですが、きのう市側から訂正という形で予算案が出てきました。民生費、主なんです、61億7,900万が64億という形で、約2億2,400万プラスになってきました。これは、対前年比で見ますと102.2%という形になります。

これだけないと市民サービスを低下させることなく弥富市の行政は進んでいかない、こういうことだと思っておるんですが、最初、予算案を編成されたときは、財調ということは市長は絶えず頭の中にあっただと思うんです。財調を減らしてはいかん、それはわかりますよ。わかりますけど、財調からの繰り入れをたった6,000万ですよ。これではやっていけないんですよ。そうすると、この今の6,000万円ということは、前年ですから2億5,000万減らしておるといこと。この2億5,000万という金は、今の民生費のアップした2億2,400万、ほかにもありますんで、ほとんどがそれになっておると、こういうことだと私は思っております。

きのうの一般質問でも言いましたけど、弥富市の財政調整基金は標準財政規模からいっても適正なんですよ。何も悪いことない。ただ、愛西が多いのは、きのうも言いましたけど、合併したときに自治体が多いから持ち寄り身上といいますか、いろいろお金を持ってきているから、あるだけなんです。それを使わずに、交付税が入っても財調のほうを積み立てていくからふえている。確かに100億あります。財調が70億に、それから公共施設の整備資金が30億ぐらいありますので、100億近くありますけど、何も弥富はけなるがることはないと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

参考までに言いますけど、市民1人あたりに換算しますと財政調整基金の残高は愛西が断トツに多いです。続いてあま市、いわゆる合併したときの自治体数が多いという、こういうところですよ。3番目は弥富なんですよ、尾張9市の中で。そのかわり借金、1人当たりの市債残高、28年度ですが、一番多いのは愛西市です。続いて稲沢、犬山、一宮、津島、その次に弥富ということなんです。基本的にそういうことなんです。何も弥富が悪いというわけではない。ただこれから、市長は思ってみえるね、これから大型の事業が続く、それに対してやはりどうしても貯金というのは持っておきたい、減らしたくない、そういう思いでやられたと思うんですが、市長、どうですか、その辺の考え。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平野議員のおっしゃるとおりでございまして、先ほども大原議員のほうからありましたが、大盤振る舞いして市政を運営できれば、これにこしたことはないわけですが、なかなか現状を見ておりますと、そういうことも厳しいんじゃないかと思っておりますし、また、大型3大事業も本当に進んでいる事由もありますし、これからある

わけでございますものですから、堅実な市政運営に当たってまいりたいと思いますので、引き続きの御指導、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、市長のほうから答弁ありましたので、この件につきましては終わって、次の2点目の質疑に入ります。

2点目はいわゆる一番問題になっているJR・名鉄弥富駅の自由通路整備事業ですが、これが中止、廃止されているということで、ほかの議員からも批判がすごくあるわけですが、今までに、これたしか平成22年ごろ、最初こういった案が上がりまして、いろいろ2年ほど検討されて、一旦凍結というふうになっていると思います。そして、27年ぐらいからまた再開ということになった事業なんですけど、当初からこの自由通路整備事業に今までにかかったお金、幾らこれに使っていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

本年1月の行財政委員会において、炭竈議員からも同様の御質問をいただいておりますが、これまで平成22年の基本構想の策定業務から始まり、今年度見込み額になるわけですが、合計約1億800万円の執行見込みでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今までに1億800万円使ったという御説明なんですけど、皆さん御承知のように、庁舎の建設に当たりまして公金の使い方について、市民の方から住民監査請求、たくさん出されております。公金の使い方は本当に大事なわけですね。

それで、今、JRの整備事業を廃止したということになりますと、この1億800万円という金は無駄に使った金ということになりませんか。それに対して、市民から住民監査請求が出るんじゃないかということをご予想はされませんでしたか。この点についてどういうふうにご考えられたか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまで平成22年から1億800万円という公費が投じられたということでございまして、このことにつきましては私も説明を受けております。これから、今後は鉄道事業者等々の事業でございますので、かなり大きな市としての負担がまともに生じてくるというようなこともございましたものですから、いろいろなことを考えまして、ちょっと延期にすべきかどうかということをご逡巡しておりました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） そうしますと、やっぱりこういった住民監査請求を受けて、さらには訴訟という形になっていくかわからん、そこまでもう覚悟されていたということですね。

はい、わかりました。

次、3点目ですが、市長は施政方針の中で、結びのところですが、第2次弥富市総合計画に掲げた基本目標の実現に向け、重点化すべき施策を絞り込むなど、限られた財源を効果的、効率的に配分したと述べられております。絞り込んだ重点化施策とは何か、またその施策へのどのような予算措置を今度されているのか、これを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 重点化施策につきましては、海拔ゼロメートル地帯という地理的特徴などを十分に踏まえ、想定される大規模地震や激甚化する自然災害への備えの強化を図るため、防災拠点としても整備いたします新庁舎建設事業に20億4,948万8,000円を措置いたしました。

次に、学校施設の老朽化に対する校舎や屋内運動場等の長寿命化改良工事に5億7,732万円を措置いたしました。なお、来年度は桜小学校での長寿命化改良工事を予定しておりますが、平成30年度の国の第2次補正予算で交付金の予算がつかしましたものですから、平成30年度の補正予算として計上させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

次に、教員の多忙化解消を図る目的として、教員の業務支援を担う人材を各中学校に1名ずつ配置するスクール・サポート・スタッフ配置事業に273万円を措置いたしました。

次に、新年度は、伊勢湾台風の発生から60年を迎えるのにあわせ、その関連事業として、劇作家で市広報大使のやとみまたはちさんによる伊勢湾台風を題材にしたミュージカル公演を開催するため300万円を措置いたしました。

そのほか、民生関連事業の新規のものにつきましては、認知症カフェの運営のため66万4,000円、地域リハビリテーション活動支援事業に101万円、産後ケア事業に56万円などを措置いたしました。

今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、市民の代表であります議員の皆さん、また議会に相談を申し上げ、限られた財源を効果的に効率的に配分し、重点施策を絞り込んでいきたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、いろいろ述べられたわけですけど、重点施策、これ基本計画の中に基本目標1から基本目標6まで6つ項目があります。この中で、トータルすると幾つの事業になりますか、重点施策というのは。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 済みません、今、手元に資料がありませんものですから、後ほど御答弁させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この間説明のあった第2次総合計画基本計画、基本目標1においては6事業、2においては4事業、3においては1事業、4においては1事業、5においては4事業、6においては4事業の合計20の事業なんですよ、重点施策として示されているのは。その中で、どの事業に絞り込んできたかということをお伺いしたんです。最初の生活環境における防災・減災に力を入れられたということはわかります。その辺のところは伺ったわけですが、どうも言われていることと整合性がとれんような気がしたもので、お伺いしました。

いいです。予算の訂正という形で出てきましたので、今後、委員会のほうでしっかりとまた質疑をさせていただきますので、きょうの質疑はこれにて終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私のほうは一般会計予算は触れませんので、議案第9号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

まず、この勤務時間ということで、国からの時間外労働に対するそうした方針が出るもとの制定されるものだと思いますけれども、この勤務時間外の上限を規則で定めるとありますけれども、弥富市が定めていく規則で定める上限というのは何時間でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

国や他の自治体の状況等を調査・研究し、今後、規則で定めていくこととなりますが、ちなみに国におきましては、通常業務の場合で1カ月45時間、1年360時間、他律的な業務の場合で1カ月100時間、1年720時間となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 国のほうは示されたけれども、弥富市自体はそういった規則というのは設けていないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

本市におきましては、今回の事務につきましては、国と市町村では事務が異なることも踏まえ、他市町村等の状況等を踏まえ、適切に検討しながら決定していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだこれから、いろいろ他市町村の動向を見ながら決定していきたいということで、今は決まっていないということでした。

逆に、今までそうした規定時間というものがあったのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

本市におきましては、時間外勤務の上限は定めていませんが、月30時間、また年間180時間を超える勤務命令を行った場合につきましては、所属長が副市長の承認を得ることとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今まででもなかったんですが、ただ、多くなってくると副市長の承認が要るということでした。

今、国で新しく定められたこうした法令というのは、特別の条項で1カ月100時間も働けると、先ほども答弁にも少しございましたが、最大でも100時間を働けるというものであって、これは過労死基準自体を超えるものであって、あってはならないと思っています。どのみち、基準をつくるのであれば、健康的に働ける時間を制定することが望ましいと思っています。また、今、基準がないわけですのでございますけれども、これからということであるなら、しっかりと健康的に働ける時間で制定するのと同時に、基準にかかわらず、なるべく時間外労働、時間外勤務を減らす努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

御指摘のとおり、国の基準におきます他律的な業務、これは業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務をいいますが、1カ月100時間未満とされております。

いずれにいたしましても、今後、他市町村の状況等を踏まえ、調査・研究をして決めていきたいと考えております。

また、時間外勤務の縮減につきましては、平成20年度より毎週水曜日及び給与支給日をノー残業デーとして実施しておりますが、さらに平成29年度より毎月19日を育児の日として定め、追加実施をしております。今後もノー残業デーの推進及び事務の簡素合理化なども図りながら時間外勤務の縮減に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） その方向でぜひお願いいたしたいと思っています。

続きまして、議案第13号でございます。

議案第13号弥富市文化広場条例の一部改正についてでございます。

これは、簡単に言いますと市民プールの廃止ということでございます。先日、永井議員のほうからも一般質問がございましたが、それと重複しないように質疑したいと思っています。

市民プールを廃止するというので、中学生の授業は十四山中学校のほうに行かれると、

バスで送迎されるんだと思いますけれども、市民プールが約40年たって廃止されるということでございました。少し参考に聞きたいのですが、弥富北中学校のプールは築何年で使えなくなったのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 御答弁申し上げます。

弥富北中学校のプールは築何年かとの御質問ですが、昭和54年につくられており、築40年になります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、市民プールも40年、弥富北中学校のプールも40年で使えなくなったということでございます。そうすると、十四山中学校のプールも年数がかなりたっているように感じますけれども、十四山中学校のプールは今、築何年でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 御答弁申し上げます。

十四山中学校のプールは平成4年に竣工しており、築26年になります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、40年で計算しますと、あと14年間しか使えないということでございますけれども、この十四山中学校のプールも使えなくなった場合は、授業としてどのようにされる予定でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 御答弁申し上げます。

十四山中学校のプールがなくなった後はどうするのかとの御質問ですが、十四山中学校のプールについては、これまでに平成15年度に水漏れ防止改修工事、平成27年度にプールサイド改修工事等を実施してまいりました。今後も適切な保守点検と修繕を行いながら維持管理に努め、長く大切に使ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 十四山中学校のプールは長寿命化対策などを行って維持管理に努めて、なるべく長く使えるようにするというございますが、私は逆に市民プールを1つ残して、それを中学生も共同で使える、親子も共同で使える、または高齢者の健康増進のために使えるというようなプールを残して、逆に十四山中学校のプールが使えなくなった際には、新しくつくられたプールで入るほうがいいのかあと思ったりするのですが、まずここで聞いておきたいのは、市民プールは、今まで年間ランニングコストとしてどのくらい使っていたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 議員御質問のラ
ンニングコストですけれども、年間約600万円となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 年間600万円ということで、これを安いと見るか、高いと見るかとい
うのは人それぞれでございますけれども、年間600万円であれば、私は継続していくべきか
なあとはいったりします。

そして、今、老朽化が進んでかなり改修工事が必要になってくるということでございます
が、ただ、今のプールをただ直すだけではなかなか、年間2,000人と先日言われましたけど、
延べ人数でございますから、1人が2日来たり、3回来たりとすると、それがまた人数とし
てはカウントされないわけでございますが、そうしたプールではなかなか利用頻度が少なく
て、費用対効果と言われますとそう高いものではないのかなあと思いますので、新規でやは
り新しいプールということで考えていくなれば、なるべく人が来やすいような、楽しみがあ
るようなプールにしていかなければならないと思いますが、仮に新規でプールを考える場合
は、どれぐらいの予算でつくれるような想定をされておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 議員御質問の新
しいプールでということを考えますと、40年前にこの市民プールができました。その当時
で2億円ほどかかっております。そういうことを考慮しますと、ざっと5億円ほどはかかるか
なあと想定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、5億円かかるということでございました。

今、財政が厳しいという中で、なかなか5億円の拠出をぼんとするのはかなり苦しいとこ
ろがあるのかなあとはいったりしますが、ただ、安城市のマーメイドパレス等では、大変市民の方
やほかの市町村からも来られるということで繁盛しているということで、今、建て直しをさ
れているということでございました。そういったプールの例もございますので、ぜひそうい
った方向でも考えてほしいと思っております。

また、これはさまざまな市民プールを残す方法というのがあると思うんですね。例えば、
広域自治体で愛西市などと手を結んでひとつ持ってみようかというところだったり、または
民間利用ということで、スポーツジム等を誘致して、スイミングスクール等のところを誘致
しながら、市と協定を結びながら学校の授業で使えるようにしたり、また、温水プールとい
う観点でいえば、弥富市は焼却場を持っておるわけでございますので、焼却場の地熱、今い
こいの里等で使っておりますけれども、そうしたものを持っていきながら温水プール、もし
くは高齢者がいつでも健康的に歩けるような施設に改修していくとか、または海南こどもの

国には子供用のプールがあるわけですが、焼却場の地熱を利用した温水プールで高齢者のほうを対応し、海南こどもの国のところを県のほうにお願いしながら、拡張し、市のほうも少し予算等も出しながら、子供プールをつくりながら対応すると、高齢者も子供も使えるというような状況になってくるんじゃないかなあと思うので、一旦廃止ということで急にするのではなくて、一旦休止という形にしながら、市民の声をパブリックコメントやアンケート等で聞きながら、市民に広く意見を集めて、これからどうしていくんだと、年間コストはこれだよ、今、新規で建てようとするよこれだよ、でもこういういろんな方法があるよという面を示しながら、市民にアンケート等を取りながら意見を聞いていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員に申し上げますが、議案質疑ですので要望等は避けてください。

○7番（那須英二君） はい。

○議長（堀岡敏喜君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 議員御指摘のいろいろな要望がありましたけれども、その中で今後につきましてはということで、永井議員の一般質問でも御答弁申し上げたとおり、利用される市民の安全を考慮して、今回は一旦廃止させていただくという結論に至りました。今後につきましては、市民の御意向や議会議員の皆様と協議させていただきまして、方向づけをしてみたいと思います。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 廃止となると、なかなか復活させるのはちょっと苦しいのかなあと思いますので、休止という形にさせていただきたいとお願い申し上げまして、議案質疑のほうは終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は10時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 当初予定しておりました質問は修正されましたので、少し時間をかけて委員会のほうでしっかり質問させていただきますが、先日来の議論の中で一番問題になっていたのは、市当局の中に非常に、今の弥富の財政が厳しいというような捉え方があったのではないかというふうに思えてなりません。したがって、今度の予算との関連であります

財政計画、やっぱり予算が厳しいという背景になっている財政計画でちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、先日も平野議員のほうから弥富市の財政計画に対して実績は大幅に乖離があるということが指摘をされておりました。今この予算と一体で説明されました中期財政計画の見通しが、ことしの1月に平成30年度と31年度、本年度の予算との関係で見ますと、非常にやっぱり私は今の財政の長期計画そのものが職員や市民の皆さん、あるいは議会も財政の実態を理解しにくい大きな要因の一つとなっているというふうに考えますので、財政当局に少し立ち入ってお尋ねしたいと思います。

1月に示されました本年度予算を伴う中期財政見通しは、2019年度から、31年度から、2023年度の5年間の間に、2020年度から財源不足が発生して4年間で累計で37億円もの不足額が発生すると、こういうものでございます。じゃあ、実際に今まで弥富市はこういうものに対してどういう状態だったかという実績のほうで見てみたいと思いますが、平成25年の12月に示されました5カ年計画、今お手元に配りましたが、そのときに10年間全体を見ての財政見通しとあわせて出されたものでありますが、その中で、平成25年から29年までの5年間の間に財源不足の累積は18億5,500万ということでありましたが、今回はそれを倍近く上回る不足額が発生する財政見通しでございます。

じゃあ、実際に大きな乖離があるということで、平野議員が指摘をしておりましたが、どこで大きな乖離の原因が生まれているかということをもとに実績のほうで見ていきたいと思いますが、25年度は市税の収入が見込みでは73億5,700万円でしたが、77億8,500万円、4億2,700万の実際に増収になっていると。26年度は5億2,900万の増収になっている。27年度は5億7,200万円、28年度は9億1,400万、29年度は8億8,600万というように、一番収入の土台であります市税、あるいは地方交付税はこういうときは減るときもありますが、それにしましても、こういう大幅な違いが発生しております。

以前に私が問題にしたのは、当時、もっと以前の時代には毎年5億、6億と予算の執行残が出ているにもかかわらず、長期財政計画、中期財政計画に対しては予算の執行残は出ないということで、なおかつ不足が発生するというような極めて異常なもので、とても実態からしても考えられないものであるから直すべきだということをもとに指摘をして修正をしましたが、相変わらず実際の実績と、それから結果の間には大きな乖離があるし、しかも、それが基礎的な収入のところでも大きく食い違っている、当然執行残だとか、あるいは当初、基金繰入金で見ていたものが、こういう大幅な収入が発生することが当初の計画に比べて発生する、あるいは当初予算では毎月直していきませんが、それにしても、それに対してやっぱり数億円規模の、要するに見込みより多いものが発生していく。

平成30年度の補正予算の段階では、平成30年度の当初予算に対して、税収が当初予算では8億5,400万円でありましたが、実際には、それに対して補正予算の段階で2億1,500万円の

増収、地方交付税で6,500万円の増収が見込めて2億8,000万円の増収になりますし、さらに現在の新年度予算で示されております税収の見込み額は、この中期計画に比べて2億6,200万円多く、交付税は6億1,000万、合わせて3億2,300万円も、この段階で大きな差が出てきている。そして、結局そのまま非常に低い税収を背景にしました5カ年計画の計画が示されて、37億700万円の財政不足が発生すると。これを見るとやっぱり、よく財政のことがわからない人は、本当に弥富の財政は大丈夫かというふうになりますよね。

こういうやり方は、やっぱり私はいろいろ確かに難しい問題はあると思いますが、もっと実態に近いものにするということはできないものではないでしょうか。その辺について、財政当局の見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今、御指摘がございましたように、税収で乖離があるというような御指摘がございますが、本市におきましては、幸いなことに臨海部を中心として企業のほうに来ていただきまして、固定資産税、特に償却資産のものなんかもございまして、予定よりも大きく税収が伸びておるところでございます。

そういったこともありまして、今の御指摘のように税収が今後伸びていく可能性もあるわけでございますが、また一方、税収が伸びれば普通交付税は減額となるというような制度にもなっております。ただ、普通交付税につきましては、当初、合併算定がえで6億程度の減収になるという予定をしておりましたが、現在では3億5,000万円ほどの差になっておりまして、そういったこともいいほうに作用したのではないかと考えています。

今、御指摘の税収でございますが、幸い今は伸びておる現状でございますが、今後はまた評価がえ等もございまして、また償却資産につきましても年々減少していくということもございまして、ただ、実態に合うような税収ということを見積もりながら、中期財政計画のほうの収入につきましても、今後精査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） なるべく財政当局としては、やっぱり粗相のないように収入は安定したものにしなきゃいかんという思いもあるし、支出についても、不足が生じないようにしなければという思いもあると思いますが、ただ、今も私申し上げましたよね、3億円、恐らく税収は最終的には3億円近い、恐らく交付税と税収を合わせて当初予算に対して3億円を超えるような増収になると思いますよね。

それから、現年度で当初予算で見込んでいた額が、この財政計画に比べて今の2つ合わせて3億2,300万円も多い、多少少な目に安全を見て組んでありますので、3億5,000万を超えていくようなものになるわけでありまして、こういう差があつて、収支ゼロだとか、あるい

は財源不足が発生するというような組み方をされると、やっぱり知らない人は本当に大変だと思いますよ。私たちから見ると、どう考えたってやっぱりもっと実態を庁内で共有する、市民とも共有していくというこの努力はもっと強めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御指摘いただきましたように、庁内でもそういった情報を流しながら今後考えてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 一般的に、確かに全国的にも大変な財政状態になっておりますが、ただ、はっきり言って今、総務省なんか言っているのは、交付団体でもたくさん今、ため込みをしておるから、交付税を削らなきゃいかんというようなのが出ておりました、大体そう十分お金があるわけではありませんので、みんな苦勞してやっておるわけでありまして、やはりこういった、きちんと見ながらそれぞれの市町の実際の自主財源、依存財源とあわせて国が責任を持って対応する部分があるのが地方交付税の仕組みでありますし、各種交付金の仕組みでありますので、そこを可能な限り正確に見て、今、部長おっしゃったような方向で進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、議案第4号の後期高齢者医療特別会計についてお尋ねいたします。

本件につきましては、公的保険の国保は除かれるわけではありますが、扶養家族であったものにつきましては大幅に保険料が軽減されておりましたが、その制度も近く大幅に引き上げられて改悪されていくということだとか、あるいは自己負担を現在の1割から、一定所得以上は3割になっておりますが、そうでない人についても2割負担にしていくとかということがいろんな形で言われておりますが、ただでさえ年金が下がり、高齢者の人たちが年金だけで生活できないということで、私もことし79になりますが、私よりも上の人たちでも、結構働いている人がまだおるといような状態が一方にある、それから後期高齢者医療や介護保険の負担というのは、非常にそういう人たちの暮らしを圧迫しております。

ここへ消費税の引き上げだとかそういうものが発生すれば、暮らしていけないという人たちがふえてまいりますので、やはりこういう後期高齢者医療制度の自己負担額の引き上げだとか、それから、そういうもともと日本の社会保険制度は、親族、家族の誰かが働いておれば、扶養家族になって一定の所得以下の人たちはそういう社会保険の負担をしなくてもいいという仕組みから、介護保険制度と後期高齢者医療制度が導入されて負担がふえている、このことが経済循環を悪くして個人消費を減らす、あるいは将来不安を大きくしてなかなかお金が使えない、使わない、こういう状態をつくり出している背景にもなっておりますので、

ぜひこれは国や県に対しても、また弥富市も独自の努力をしながら、こういう人たちの負担の引き上げをしない、またそういう人たちに対する支援を独自の方法も生かしながら、弥富市の場合は後期高齢者の皆さんに対しては、精神の病気によって通院治療が必要だということで、それが現に行われており、医師が証明をしたものについては、全疾病の医療費を無料にするとか、こういう支援の制度もあるわけでありますが、こうした制度も活用しながら、やっぱり一番大もとは国がそういう弱者に負担をふやす仕組みをしないように強く働きかけていただくことがこの問題の解決の一番かなめであると同時に、以前のように一定の所得以下の人たちは、家族の中で働いている人がおれば、扶養家族としてそういう負担をしなくても済む、そういう仕組みに戻すような御尽力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営をしております。そんな中で、議員御指摘の国、県に対する要望につきましては、引き続きこのようなことを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、市としても、今の独自の支援を継続すると同時に、やはり大もとは国がこの制度をもっともっと高齢者の人たちが安心できるものにするような、ひとつ努力を市長会等を通じて強く求めていただくことをお願いしておきます。

続きまして、議案第5号の介護保険特別会計についてであります。現在は、ほとんど毎回のようには3年ごとに保険料が上がっていく、それから利用料の引き上げについても2割負担などの議論がされておりますし、さらに要支援、要介護1・2の皆さんに対しては、これは従来の保険制度でありますと、かかっただけ保険から負担する仕組みがあったのが、予算措置をして、しかも一定のサービスにつきましては、従来の100%から80%にすることで、事業所も非常に大変な状態になって、廃業するところも出てきているとか、あるいはそういうことによりまして、ただでさえ介護を受けることが大変な人たちが少なくありません。

やっぱり介護サービスを行っているところで働いている人たちが近所に何人かお見えになりますが、その人たちが言われるのは、ここにまだデイサービスやそういうところに来られる人は幸せですと、いろいろそういう負担ができなくて来られない人もたくさんおりますし、私たちも半年お風呂に入ったことがないという人を引き受けて、この人をきちんと洗ってあげて、もう本当に大変な仕事を時々やらなきゃならんような状態が市内でもあります。やっぱりそういう今の制度を改善していただきたい。

特に、介護保険の保険料の決め方というのは、例えばお年寄りとお孫さんが3人で住んで

いるとすると、お孫さんがフリーターだったり、それに近い状態で100万を超える程度の収入があれば、一応、均等割はかかるわけですね。ところがお一人は、そのおじいさん、おばあさんを扶養家族にして非課税にはなりますが、1人は課税になりますと、結局、そのおばあさんの年金が80万を超えていると、この人が標準保険料、介護保険の平均の保険料なんですよ。こんなむちゃくちゃな制度は私は絶対にあってはならないと思いますので、やっぱり本当に高齢者の人たち、介護を受ける人たちが安心できる仕組みに改善していただくように、制度改悪をしないように国に求めています。

弥富市は条例では、国の制度では全額免除がないということになっておりますが、弥富市の条例には、やっぱり国民健康保険のような考え方でないと全員を介護保険の加入者にする場合はだめだということで、条例を制定するとき全額免除についても条例の中にはありますので、せっかくの条例ですので、これも活用して条件の悪い人たちにはぜひ暮らしが成り立つような支援をしていただくことが必要だというふうに思いますが、この条例、多分今まで一度も使われていないと思いますので、その対応も含めて、国にしっかり要望していただくこととあわせて求めますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長（藤井清和君） お答えさせていただきます。

消費税引き上げに係る増税分につきまして、社会保障・税一体改革大綱において、用途を明確にし、社会保障の財源とすることとされており、社会保障の充実にその用途が限定されております。介護保険の分野におきましては、医療・介護サービスの提供体制改革として、在宅医療・介護の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けて、さまざまな取り組みに対して充てられることとなっておりますが、保険者やサービス利用者の負担が増加しないよう、その財源確保・充実ににつきまして、国や県に要望をしっかりとまいりたいと考えております。

また、減免制度につきましては、確かに議員がおっしゃられるとおり実績数がありませんので、今後、ホームページや広報等で周知、啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 議案第6号と第7号、集落排水と公共下水道事業のそれぞれの特別会計について、あわせて質問をさせていただきます。

もともと集落排水も、それから現在、弥富市が行っております公共下水道事業も、その出発の当時、特に公共下水道の出発の当時には、総務省から中小の市町が一番財政的に苦しんでいる大きな原因の一つが公共下水道事業だということで、わざわざファクスニュースで市長、村長、議会議長さんにも必ず見てくださいということで、総務省からファクスニュース

が送られまして、私たちの町でも議論をしたことがあります。そのときの総務省の要請は、非常に今言ったようにお金がかかる事業でありますから、将来的な負担がどういうふうになるかと、どこまでは行政が負担できて、どこまでは市民、住民が負担できるかということをはっきりと明らかにして、そういう計画のもとで事業を進めてくださいということが要請されました。

ところが当時の、集落排水は前からやっておりましたが、公共下水道に入るときに、総務省が言っておるだけで、県も建設省も今のままで大丈夫だと言っておるから、何も問題ないからということで、そうした議論を封殺して今の事業が始まって、私は繰り返し、やっぱり将来的な負担が実際に弥富市に、住民にどういうふうにかかっていくかということはきちんと、棚上げされております減価償却費の問題も含めて実態を明らかにして、そして今後の対策を考えていく必要があるんじゃないかということをお願いしてきましたが、前の市長も考えていきたいということは申されたことはありますが、結局そのままずうっと進んできて、近く、要するに下水道を公営企業会計に移していくということの今準備をされておりますが、問題はやっぱりそういう将来負担を少なくしていく、そして、そんなにほかの市町に比べて弥富は恵まれておるといったって、あり余っておるわけではありませんし、今も交付団体ありますので、そういうことを考えますと、やっぱりこの負担がどんどん市の財政を圧迫するようなことはないような手だてをとっていく、とりわけ今の計画の中で、国も縮小するということがあって、10カ年間の計画ということで進んでおりますが、その中には、市街化調整区域を特環という名目でまだやっておりますが、やはりそういうところは今、合併浄化槽なんかの性能もよくなっておりますので、そういうものに市民の同意も得て切りかえて将来負担を少なくしていく、こういう努力が必要だと思いますが、下水道担当部局の答弁をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 一般質問で那須議員からの御質問もございましたが、公共下水道につきましては、未普及解消を進めるために平成28年から平成37年の10年概成に向けた重点アクションプランを策定し、市街化区域及び人口集中区域を整備予定でございます。

市街化区域整備後、市街化調整区域の整備に取りかかる予定をしておりますが、人口の動向、財政状況を勘案しながら効率的な下水道整備と保守と縮減を進めていく中で、合併浄化槽についても、集合処理とともに汚水を処理する有効な手段の一つと考えていますので、今後の汚水適正処理構想を見直す中で検討していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市街化区域を中心というふうに言われましたが、実際にまだ、調整区域を特環でやっておるところあるんじゃないですか、違いますか。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 今年度の下水道の工事をしているところにつきますと、海老江南処理分区、小島弥生台、または鯛浦地区を中心にやっております。ただ、長寿命化、ハイセラ管の工事ということで、一部操出地域もやっておりますが、下水道管の新築という意味では、鯛浦及び小島弥生台を中心にやっております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） と言われることは、もう現在は、市街化区域以外の新たな着手というのは考えていないということよろしいですか。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 先ほど申しました平成28年から平成37年までの間は、10年概成に向けたアクションプランということの中で、市街化区域及び人口集中区域を集中的に整備する予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） だから、今おっしゃられたところは市街化区域ですよ、今やっておるところというのは。だけど、市街化調整区域は修繕ではやっておるけど、今の計画の中には入っていないということですか、基本的に。多少、境界なんかでそうでないところが入るようなことは別にして、原則的に調整区域については今の計画から除外になっておるといふ理解でよろしいですか。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 今のアクションプランの計画の中では、調整区域のほうは、平成37年までの間の中では予定は一応しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いずれにしても、本当に集落排水も、それから公共下水道もそうなんですが、料金で賄えるのは、もう借金の利息も賄えないぐらいの、今の維持管理費も満足に賄えないぐらいの収入で、一般会計からの毎年多額の負担が発生しておりますので、ぜひ、実際の費用がどれだけ今後かかっていくかという、このことは公営企業のほうに財政的には移行していく、当面の間、一定の補助金は避けられんわけではありますが、それにしても将来負担がどういう状態にあるかということを実際に明らかにしながら対策を考えていく必要があると思いますので、そのための手だてを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 平成32年から企業会計ということに移行いたしますので、その企業会計の中で精査、検討していきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それでは、いろいろ大変な中で事業を進めていただくことになると
思いますが、那須議員の質問の中でも報告されておりましたように、まだ県のほうから修繕
の補助金もいただいていないようですので、一日も早くいただいて、将来負担を少なくする
ように御尽力されることを強く求めて、質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認いたしましたので、以上で質疑を終わります。

本案31件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会し
ます。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時13分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典

平成31年 3月22日  
午後 2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (14名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 3番  | 加藤克之  | 4番  | 高橋八重典 |
| 5番  | 永井利明  | 6番  | 鈴木みどり |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 三宮十五郎 |
| 9番  | 早川公二  | 10番 | 平野広行  |
| 11番 | 三浦義光  | 12番 | 堀岡敏喜  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 佐藤高 清 |
| 15番 | 武田正樹  | 16番 | 大原 功  |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 5番 | 永井利明 | 6番 | 鈴木みどり |
|----|------|----|-------|

4. 欠員 (2名) 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (35名)

|                                        |      |                  |      |
|----------------------------------------|------|------------------|------|
| 市 長                                    | 安藤正明 | 副 市 長            | 大木博雄 |
| 教 育 長                                  | 奥山 巧 | 総 務 部 長          | 渡邊秀樹 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長                        | 村瀬美樹 | 開 発 部 長          | 安井耕史 |
| 教 育 部 長                                | 立松則明 | 総務部次長兼<br>庁舎建設室長 | 伊藤重行 |
| 民生部次長兼<br>福祉課長                         | 山下正巳 | 開発部次長兼<br>土木課長   | 伊藤仁史 |
| 開発部次長兼<br>都市計画課長                       | 大野勝貴 | 会 計 管 理 者        | 山田 淳 |
| 教育部次長兼<br>生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 安井文雄 | 教育部次長兼<br>図書館長   | 横山和久 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長                     | 羽飼和彦 | 総 務 課 長          | 佐藤文彦 |
| 財 政 課 長                                | 佐藤雅人 | 秘書企画課長           | 安井幹雄 |
| 危機管理課長                                 | 伊藤淳人 | 税 務 課 長          | 佐野智雄 |
| 収 納 課 長                                | 服部朋夫 | 市 民 課 長          | 梅田英明 |
| 保険年金課長                                 | 服部利恵 | 環 境 課 長          | 柴田寿文 |

|                                      |       |        |        |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 健康推進課長                               | 飯田宏基  | 介護高齢課長 | 藤井清和   |
| 児童課長                                 | 大木弘己  | 十四山支所長 | 鈴木博貴   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横江兼光  | 下水道課長  | 水谷繁樹   |
| 会計課長                                 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘   |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊藤隆彦  |        |        |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発言の取り消し申し出について
- 日程第3 議案第1号 平成31年度弥富市一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 平成31年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成31年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 弥富市文化広場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第18 議案第16号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 市道の廃止について
- 日程第27 議案第25号 市道の認定について
- 日程第28 議案第26号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第29 議案第27号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第28号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第29号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第30号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第31号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- （追加日程）
- 日程第34 発議第2号 安藤市長に対する辞職勧告決議について
- 日程第35 海部南部消防組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第36 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第37 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第38 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

御報告いたします。

報道機関から、写真撮影の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により許可いたしましたので、御了承をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 発言の取り消し申し出について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、発言の取り消し申し出についてを議題とします。

お諮りします。

安藤市長から3月11日の本会議における発言について、お手元に配付しました申し出書のとおり取り消したい旨の申し出がございました。この取り消し申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、安藤市長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 1 号 平成31年度弥富市一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 平成31年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 5 議案第 3 号 平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 平成31年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第10 議案第 8 号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第11 議案第 9 号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減

少及び規約の変更について

- 日程第14 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 弥富市文化広場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 弥富市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 弥富市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 市道の廃止について
- 日程第27 議案第25号 市道の認定について
- 日程第28 議案第26号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第29 議案第27号 平成30年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第28号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第29号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第30号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第31号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第3、議案第1号から日程第33、議案第31号まで、以上31件を一括議題とします。

本案31件に関し、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

平野議員。

○行財政委員長（平野広行君） 行財政委員会に付託されました案件は、議案第1号平成31年

度弥富市一般会計予算について初め31件です。本委員会は、去る3月14日、15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、3月14日は総務部、開発部の所管する審査をいたしました。

まず議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算、議案第2号平成31年度弥富市土地取得特別会計予算、議案第6号平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算、議案第7号平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算、以上4件の一括審査をいたしました。

委員より、新庁舎建設事業において、備品購入費は訂正後の額で庁舎内で検討してきたと思うが、それを3分の1に減額して、それでやっていくということが考えられたのか。そして、改めて直すべきだと考えたのか、具体的な内容はどの質問に、市側より、全体的な予算を編成する過程において、歳出が歳入より多いということと、財政調整基金の問題等々があり、現在使っている机・椅子等できるだけ使えるものは使うということを考えており、削減をしたが、新規購入をするとかかる予算に訂正をしたとの答弁がありました。

また、職員が安心して働け、市民が安心して使える便利な庁舎にすることを優先するということが抜けていたと思うが、どう考えているかとの質問に、市側より、老朽化への配慮が欠けていたと思う。一般競争入札などの制度を活用し、少しでも経費が削減できるような努力をしていきたいとの答弁がありました。

また、プレミアム付商品券購入対象者への周知、販売のほうはどのように行われるのかとの質問に、市側より、事業の詳細についてはまだ決定していないが、商品券購入対象者への周知は、国を初め県・市において制度の広報を行うとともに、商品券購入対象者には個別広報を行う予定であるとの答弁がありました。

また、コミュニティバス事業の抜本的に変える検討をしていただきたいがどうかとの質問に、市側より、今後バスの運行方法、大きさ、形態、バスだけにするのか、タクシーにするのかという議論を進めていきたいとの答弁がありました。

また、JR名鉄弥富駅自由通路について、負担金1,600万円が計上されました。大型事業の割には足りないのではないかと感じたが、6月概略設計の後に補正を組む予定かとの質問に対し、市側より、1,600万円は名鉄に対する詳細設計委託費の負担金、今後6月議会で概略設計の成果を報告し、その後事業費に対する負担割合等を鉄道会社と決め、事業合意が得られれば先ほどの負担金を支出することになると答弁がありました。

続いて、議案第8号弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてから議案第11号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでと、議案第23号弥富市道路占用料条例の一部改正についてから議案第25号市道の認定についてまでの7件を一括審査いたしました。

委員より、議案第9号について、規則がまだ決まっておらず、近隣市町の状況を見てとい

うことだが、国のように特別条項を設け、100時間まで認めるとなったら、弥富市でもそうしていくのかとの質問があり、市側より、国の条項を参考にしながら進めるが、本当にそれでいいのかを検討していくとの回答がありました。

その後、議案第26号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第29号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の3件を一括審査しました。最初に市側より説明があり、委員より質疑を行いました。

15日は所管を入れかえ、民生部、教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算と、議案第3号平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第5号平成31年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を一括審査いたしました。

委員より、スクールサポートスタッフの募集の仕方、決定までの詳しい内容はとの質問があり、市側より、3月上旬から20日までを期限とし、ホームページで募集をしており、面接は26日予定との回答がありました。

また、巡回ラジオ体操詳細はとの質問に、健康都市宣言をしており、運動による健康づくりを進めており、市としてラジオ体操を普及していこうと取り組んでいた。昨年NHKラジオで放送される夏季巡回ラジオ体操みんなの体操会に申し込み、ことし夏休み期間中に開催することを決定された。日程は8月7日6時30分から、場所は文化広場市民グラウンド、雨天の場合は総合体育館アリーナとの回答がありました。

また、ごみゼロ運動について、自治会等でやめることを決めている場合の対応はとの質問に、市側から、現在、各学区コミュニティ推進協議会担当を通し確認をとっている。もともと補助金がなくても環境美化活動の一環のため続けるとの回答をする地区もあり、コミュニティ推進協議会の事業のため強制はできないが、再考していただき、補助金を活用していただきたい。環境課としては例年どおり、ごみ袋及び後に収集車の手配等は実施されれば行うとの回答がありました。

以上のような質疑がありました。

次に、議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから議案第22号弥富市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまで、以上11件を一括審査しました。

委員より、廃止というのは今後プールを持たないから考えないという対応なのか、一旦廃止だが、市民に意見を聞き、要望が高まればまたつくっていくのかとの質問に、市側より、一旦廃止し、今後意見を聞きながら方向を定めていくとの答弁がありました。

続いて、議案第26号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第28号平成30

年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）と、議案第31号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、以上4件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、質疑はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算について、住民の要求や従来主張してきた問題が未解決であるとの反対討論があり、リスクに対する対応を見直し、しっかり打ち合わせのできる風通しのいい市役所をつくっていただきたいと賛成討論がありました。

議案第3号平成31年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成31年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成31年度弥富市介護保険特別会計予算については、市は国・県に対してしっかり要請して市民の負担をなくしていく方向で努力していくとの答弁をいただいたが、国が今後厳しい内容で負担を引き上げていく動きを見せているので、そういう国の動きを改めてもらいたいとの反対討論があり、また議案第6号平成31年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算は、計画時に使用人数や使用水量を大幅に上回って、収入予算を想定しながら計画を進めてきたが、本来可能な限り使用料で払っていくべきものが半分も払っていない状況がずっと続いている。もっと安定した国や県の対応を求めると反対討論があり、議案第7号平成31年度弥富市公共下水道事業特別会計予算については、将来の市民負担、行政負担にならないように強く求めるとして反対討論があり、議案第9号に対し、弥富市を健全に運営していくこと、職員が健康に働ける状況を上限として配慮した規則を決めてほしいとの賛成討論があり、議案第13号について、プールの廃止について、今後市民の意見を聞くとのことだが、なるべく広い市民の意見を取り入れていただきたいと賛成討論がありました。

採決の結果、議案第1号は賛成多数により原案を了承、議案第2号は全員賛成で原案を了承、議案第3号から議案第7号は賛成多数により原案を了承、議案第8号から議案第31号は全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

通告に従いまして、まず反対討論を許します。

三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、議案第1号弥富市一般会計予算と5つの特別会計予算に対して反対討論を行わせていただきます。

私はこの議会で、当初予算に対して48年間にわたって議会審議に旧町時代から加わらせていただいていたまいりました。13日付の中日新聞尾張版でも、縣市町村課もこれほど大規模に訂正する例は県内で聞いたことがないと伝えられておりますように、私自身も初めてのことでございます。予算編成のさなかに、不祥事によって市長が交代するというアクシデントの中での出来事とはいえ、市の行政事務が著しいふぐあいをつくり出し、市長と市の幹部職員との間の市の現状認識に対する一致が不十分なままで予算編成が行われ、市民と議会からの厳しい批判の中で大規模な訂正を行政当局が申し出るという、考えられない事態が発生いたしました。

市の幹部と職員の、住民の福祉と安全に責任を負う自治体としての役割をどう果たしていくか、別の選挙で住民から選ばれ、予算の議決権と行政に対する監視が求められております議会にとっても、どう対応するかが厳しく問われる事態でございました。

災害時にこのような事態が発生すれば、取り返しのつかないものとなります。今回の一連の事態を引き起こした具体的な原因を明らかにし、市当局と議会が市民のための市役所としての役割を果たせるよう、一層尽力されることが強く求められております。私自身も、議員といたしましても、会派としても、その役割を強めるために努力をしております。

議案第1号、一般会計予算に賛成できない最大の理由の1つは、この間の市の当初予算と決算、5カ年の中期財政計画に余りにも多くの差があり、これは市の職員や市民、議会、それぞれが市の財政の実情を正しく理解できない要因となっております。東洋経済新報社発行の都市データパック最新号によりますと、総務省が公表している資料に基づいて28年度決算時の比較では、814市区のうち弥富市の1人当たり税収は全国50位、財政力は0.98で全国49位と上位6%に相当するもので、財政危機など考えられない状態でございます。

ところが、弥富市の5カ年の財政計画では、既に終了いたしました26年から29年度の当初の計画では、5年間で17億円余りの財源不足が発生する、この議会で審議中の今年度予算から35年度までの5カ年計画では37億円累積で財源が不足する、年平均では7億4,000万円の財源不足が生じるというものでございます。

平野議員もこの議会で明らかにされましたが、29年度までの収支では、収支の合計では毎年8ないし10億円の相違があり、財政計画というには余りにも現状とかけ離れております。地方財政には地方交付税交付金という制度があって、毎年のそれぞれの市町村の税収を初めとする収入が、国が定めた標準的な支出額を下回る場合はそれを補填する仕組みがあり、年ごとに国と地方が報告し合って過不足を明らかにし調整しております。5カ年という計画で見ると、それなりの差の発生は避けられませんが、年度間では特に市税収入と地方交付税の合計の差はそんなに変わりのないものはずです。

ところが弥富市の場合、当初予算と決算の毎年の差だけでも、さきの委員会審議で私が指

摘しましたように、25年から29年度では、当初予算は決算より年平均3億6,700万円、4.4%も少なく見積もられております。合併前の平成12年から16年度の旧弥富町の5カ年間では、当初予算に比べて決算額が年3,100万円のマイナスというだけで、わずか0.6%の差にしかすぎません。

29、30年度に小中学校に設置されるエアコンでは、定価と市場価格の大きな違いを調べた学校教育課の努力などによりまして、中学校は予定価格の50%台、小学校は、全国一斉に大量の発注がされるという影響もあったと思いますが、それでも予定価格の約70%となりましたが、合わせてそれだけで2億2,000万円の予算の縮減がされております。こうした努力や、国などの補助金制度を利用することで、毎年予算に組んでいても使わないお金が少なくありません。

新年度予算では、税収と交付税だけで財政計画と3億2,000万円以上の差があり、30年度の決算見込みでも、当初予算に比べて2億8,000万円の差が生まれております。実際に近い予算と決算、財政計画とすることは、市の職員、議会、市民の皆さんが市の財政状況に共通の理解を持ち、市長が施政方針で述べられました市民との協働を進める上での一丁目一番地として大切にされることを強く求めるものでございます。

また、議案審議の中でも申し上げましたが、国道1号、尾張大橋を挟みます周辺の堤防整備などは、国・県、この地域の重要度Aの水防計画とされておりますが、実際に用地買収や工事に着手するためには、早くから都市計画決定が行われる、あるいはその準備を進められることが必要であります。今日に至るも、伊勢大橋が終わって、次は尾張大橋の番だと言われておりますが、全く着手されておられません。これは市と県の国道事務所が本当に協力して、こうした弥富市、あるいはこの地域にとって重大な防災対策のかなめとなる問題が、弥富市の都市計画決定を通じてしか進まないものであるということ、質問の中で申し上げましたが、お互いに明記しまして、防災計画と市の都市計画が一体のものとして進み、国が予算をつけたときには直ちに用地買収や工事に着手するようにすることは、私は弥富市にとっては喫緊の課題だと思っておりますが、そういうことについても尽力していくということが約束されておりますが、本気で取り組んでいただきたいということを強く求めます。

また、JR弥富駅、名鉄駅を含む整備計画につきましては、二十数億だとか30億というお話がありますが、市の庁舎が1万1,000平方メートルで、しかも地盤の全面的な改良も行い、耐震にするものが、備品なども含めまして、引っ越しの費用も含めまして60億で済む時代に、なぜ二十数億も30億もかかるのか、なかなか市民の間から理解できないという声も既に私どものもとにも届いております。近鉄のときには24億でありましたが、弥富市の負担は数億円で、大部分は近鉄がやりました。JRはそうでないようございまして、蟹江駅は二十数億でやられておりますが、JRの負担はわずか数千万円で、あとは大部分が蟹江町の負担と国

庫補助金でやられております。そうした市民から見て、本当にそんなむちゃくちゃお金がかかるのかということについては、前々からこれは問題になっておりますが、ぜひ今度の問題の解決の中でも、十分市民が納得できるような対応もしながら、市の事業を進めていただくことを強く求めておきます。

次に、議案第3号、国民健康保険特別会計につきましては、新年度は税率改正による税の引き上げはされないということが確認されましたが、国は市町村の独自繰り入れをやめて税率の大幅な引き上げを求めております。知事会、市長会、町村会を初めとする地方六団体が力を合わせて、協会けんぽ並みの負担割合にするということをしつかりと強めていただくことを強く求め、現状の状態に進むことには賛成できないことを表明いたします。

次に、4号議案の後期高齢者医療制度につきましては、社会保険の扶養家族であった人々への特例の軽減措置が廃止されることや、医療費の自己負担分の2割負担への引き上げなどの計画が進められております。

また、5号の介護保険につきましては、現在既に要支援の人々へのサービスを保険外とし、費用も20%カットされていることで、ただでさえ大変な介護現場を混乱させております。国は夏の参議院選挙が終わったら、要介護度2以下の保険外しや利用料2割の引き下げなどを計画しております。こういう事態をさせないためにも、しっかりと対応していただくことを求めます。

そして、6号の集落排水事業特別会計につきましては、これは計画時に人口や使用水量を約2倍と見積もったことから、料金では電気料金や運営事業の委託と清掃の委託料を払ったら利息も払えない状態であり、さらに大規模な改修のための減価償却費などは全く想定していない状況のもとで、今回は国の補助金制度によって改修をされることになっておりますが、こういう実際市民の負担や自治体の負担を将来にわたって省みない計画に基づいた事業につきましては、今後運営費の委託なども含めましてしっかりと見直しを行い、将来的な市民や行政の負担を削減していく努力を強く求めて、原案には反対させていただきます。

7号議案の公共下水道事業につきましては、高齢化が進み、古い家や高齢者のみの家庭も多い中で、集落排水に比べて大幅に接続率が低いものとなっており、このことがまた想定した下水道使用料がなかなか入手できない。加えて、もともと計画時に減価償却費については全く想定していなかった。こういう状況の中で、現在は下水道の維持管理の負担金、それから料金の収納手数料、これだけでも1億1,000万、料金収入は1億3,300万で、利息の8,400万の大部分は市が負担する、また将来的な更新の費用もこのままでは市民と市の負担になるわけでありますので、こうした問題の解消のためにも、しっかりと努力していただくことを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第31号まで、以上24件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第31号まで、以上24件は原案のとおり可決されました。

ただいま佐藤高清算議員ほか13名より、発議第2号安藤市長に対する辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 発議第2号 安藤市長に対する辞職勧告決議について

○議長（堀岡敏喜君） これより日程第34、発議第2号安藤市長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。安藤市長は退席なさいますか。

本案は議員提案でありますので、提出者である佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

○14番（佐藤高清算君） 発議第2号安藤市長に対する辞職勧告決議について、提案の説明、そして理由を申し上げます。

三宮十五郎議員、大原功議員、炭竈ふく代議員、武田正樹議員、堀岡敏喜議員、三浦義光議員、平野広行議員、早川公二議員、那須英二議員、鈴木みどり議員、永井利明議員、高橋八重典議員、加藤克之議員に賛成していただいた発議第2号安藤市長に対する辞職勧告決議について、提案の理由を申し上げます。

弥富市議会は、平成30年12月定例会において、安藤市長の所信表明の内容とも一致する議案第64号第2次総合計画の基本構想についてを全会一致で可決した。

しかしながら、平成31年3月定例会において安藤市長から提案された議案第1号平成31年度弥富市一般会計予算は、この議決された総合計画から大きくかけ離れ、長年多くの労苦と費用を使い築き上げていた大規模事業を計上していないものであり、その中でも特に、市民の生活支援に絶対必要な扶助費を削るなど大幅で安易な予算削減をされるものであった。

今定例会中において、本来あるべき姿に大幅な訂正をすることに至ったことは、新聞紙上で「前代未聞」などとやゆされ、弥富市に大きな汚名を残すことになった。

この予算問題の審議において、安藤市長は、それぞれの立場からの意見を持つ市の幹部との情報を共有すべき深い議論をすることを欠き、重要な予算案を決定していったことが、経緯として明らかになっている。

このような決定過程は、解決に導く方策の提案と行動が行われておらず、十分な職責を果たすべきリーダーシップを発揮しているとは言えず、今後の改善策も不透明なままである。

また、議案の訂正を議会に提出する前に、市民に向け、あたかも決まったことのように発信するなど議会を軽視した軽率な言動が目立っている。

安藤市長のこのような独善的な市政運営、言動は、議会と市長という二元代表制の軽視につながるものであって、議会制民主主義と健全な市政運営に禍根を残す重大な問題であり、市長の責任は極めて大きい。弥富市議会としてはこれを看過することは到底できるものではない。

よって、弥富市議会は、安藤市長がこのまま具体的な改善策を見出せなければ、今後、市政のさまざまな課題を解決に導くことに大きな不信を覚えることから、その進退を問うものである。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論がないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第2号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程を追加して、海部南部消防組合議会議員の補欠選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の補欠選挙についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 海部南部消防組合議会議員の補欠選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第35、海部南部消防組合議会議員の補欠選挙についてを行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

海部南部消防組合議会議員に高橋八重典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した高橋八重典議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した高橋八重典議員が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋八重典議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第36、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区急病診療所組合議会議員に永井利明議員、高橋八重典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

お諮りします。

日程を追加して、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第37 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第37、海部南部広域事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に那須英二議員、永井利明議員、加藤克之議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

お諮りします。

議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

日程を追加して、閉会中の継続審査についてを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、閉会中の継続審査についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第38、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成31年第1回弥富市議会定例会を閉会をします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時41分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 永井利明

同 議員 鈴木みどり